

令和 8 年 度

整備主任者研修 法令研修

【秋田運輸支局 地方教材】

目 次

1. 整備主任者について	1
2. 審査事務規程の一部改正について	17
3. 不正改造車を排除する運動	20
4. 自動車点検整備推進運動の強化月間	25
5. 地区別認証・指定工場数（令和8年3月末）	29
6. 最近の整備事業者の行政処分の概況（参考資料）	30
7. 検査場からのお知らせ	32
8. 令和7年度不当要求発生件数（プレスリリース）	41
9. OBD 検査について	44
10. ナンバープレート取付角度等	54
11. 申請書の「整備工場コード」欄に認証番号の記載について	56
12. 重量税照会サービスについて	57
13. 土砂等を運搬する大型自動車の番号表示について	58
14. 自動車の登録・検査手続の DX について	59
15. その他	62
16. 大型車の車輪脱落事故防止	69

1. 整備主任者について

道路運送車両法には、自動車特定整備事業の認証を受けた事業場において特定整備を行う場合、特定整備に係わる部分を保安基準に適合させるようにしなければならない旨が、自動車特定整備事業者の義務として規定されており、道路運送車両法施行規則には自動車特定整備事業者の遵守事項が規定されています。そのため、特定整備と特定整備記録簿の記載に関する次の事項について、整備主任者が統括管理を行います。

- ① 特定整備の作業管理に関する業務
- ② 特定整備後のできばえ確認業務
- ③ 特定整備記録簿の記載及び保存に関する業務

※①～③に関係するもののみ抜粋

遵守事項のうち整備主任者に関する事項	
● 整備主任者に変更があった時に適切な処理が行われているか。	適・否
● 特定整備記録簿（写）は使用者に適切に交付されているか。	適・否
● 特定整備記録簿は、2年間保存されているか。	適・否
● 特定整備記録簿の様式は適切に選択されているか。	適・否
● 特定整備（点検・整備）の概要欄は確実に記載されているか。	適・否
● 特定整備記録簿は確実に記載されているか。	適・否
□登録番号等、□特定整備完了年月日、□依頼者の氏名、住所、□総走行距離 □整備主任者の氏名、□特定整備事業者名、住所、認証番号	
● 認証工具等、認証基準に適合するように設備の維持及び管理を行っているか	適・否
● 特定整備の作業管理に関する業務（事故防止の教育、作業管理等）	適・否
● 特定整備後のできばえ確認業務	適・否

道路運送車両法施行規則

（自動車特定整備事業者の遵守事項）

第六十二条の二の二 法第九十一条の三の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 法第四十八条に規定する点検又は整備の作業を行う事業場にあつては、当該作業に係る料金について、当該事業場において依頼者の見やすいように掲示するとともに、次のいずれかに該当する場合を除き、自ら管理するウェブサイトに掲載して公衆の閲覧に供すること。
 - イ 自動車特定整備事業に常時使用する従業員の数が五人以下である場合
 - ロ 自ら管理するウェブサイトを持っていない場合
- 二 法第四十八条に規定する点検又は整備の作業を行う事業場にあつては、当該作業の依頼者に対し、必要となると認められる整備の内容及び当該整備の必要性について説明し、料金の概算見積りを記載した書面を交付し、又はこれを記録した電磁的記録を提供すること。
- 三 依頼者に対し、行っていない点検若しくは整備の料金を請求し、又は依頼されない点検若しくは整備を不当に行い、その料金を請求しないこと。
- 四 道路運送車両の保安基準に定める基準に適合しなくなるように自動車の改造を行わないこと。
- 五 電子制御装置整備を行う事業場にあつては、当該電子制御装置整備を適切に実施するため、法第五十七条の二第一項に規定する自動車の型式に固有の技術上の情報に基づき、必要な点検及び整備を実施すること。
- 六 電子制御装置整備を行う事業場にあつては、エーミング作業が適切に実施されるよう必要な措置を講ずること。

(OBD 点検)について

(※サービス機能です)

OBD点検

定期点検整備

制 度

令和3年10月1日

開始時期

OBDを搭載する全ての自動車
(年式にかかわらず)

対象自動車

12カ月ごと

実施時期

スキャンツールを接続し、
整備が必要な故障コード
があれば整備

方 法

整備用スキャンツール

スキャンツール

OBD検査

検査（車検）

令和6年10月1日

(輸入車は令和7年10月1日)

令和3年10月1日以降の新型車

(輸入車は令和4年10月1日
以降の新型車)

車検時

指定：完成検査時

持込：持込検査時

機構サーバーに接続して合否判定

(自動判定)

認定を受けた「検査用スキャンツール」

OBD検査

OBD確認

OBD確認

任意

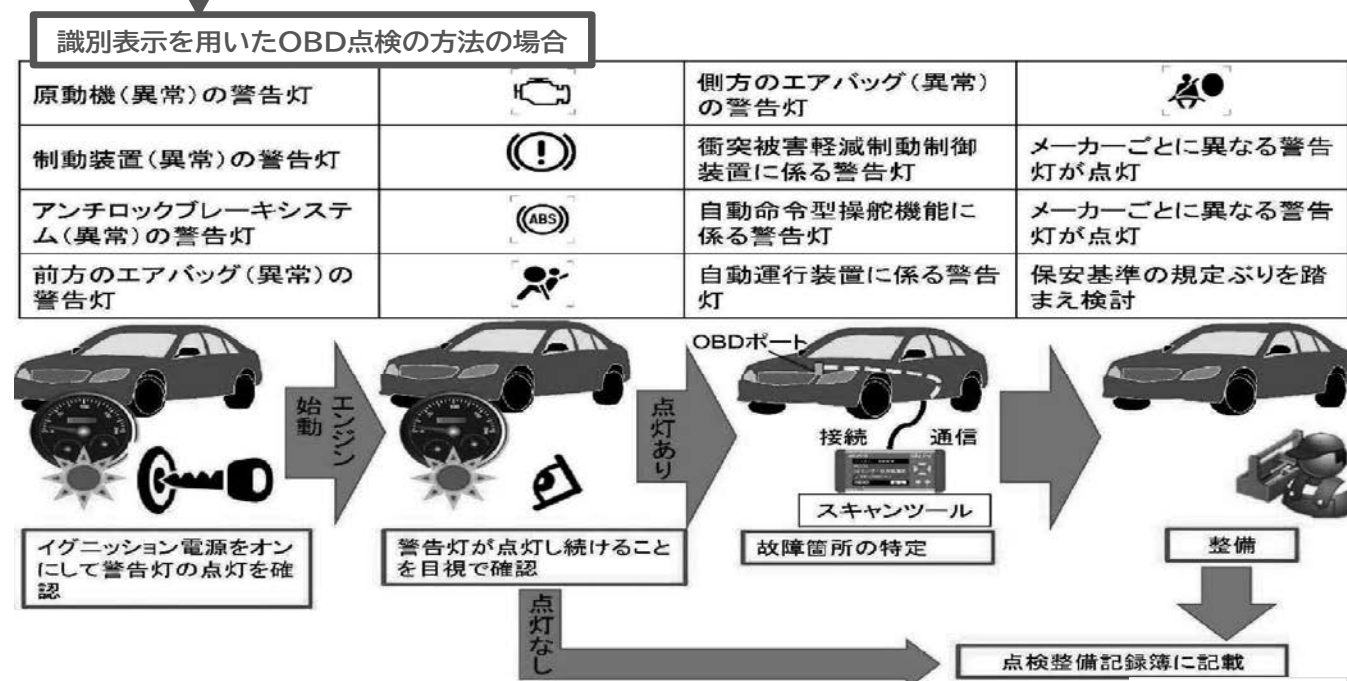
(実施義務はなし)

OBD検査が必要な自動車
に対し、次の目的で実施

✓ 完成検査時以外での
適否の確認

✓ 持込検査での省略

※ わかりやすいように説明を簡略化。
正確には法令を参照のこと



OBD点検に関するその他QAについてはコチラから→



2. 審査事務規程の一部改正について

自動車検査法人からのお知らせ

平成27年6月12日

タクシー車両の 構造基準緩和について

このたび、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）等の一部が改正され、平成27年6月12日から、乗車定員10人以下の旅客自動車運送事業用自動車（以下「タクシー車両という。」）に関する追加的な構造基準が廃止されることになりました。

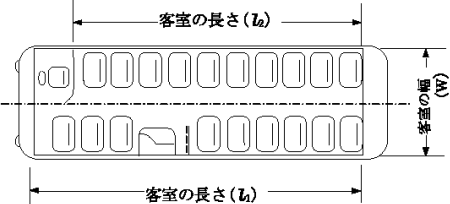
廃止されたタクシー車両に関する追加的な構造基準

- （1）座席の寸法に関する基準
- （2）通路の幅と高さに関する基準
- （3）乗降口の大きさ、構造等に関する基準
- （4）緩衝装置及び座席が旅客に与える振動、前方の座席との間隙等に関する基準

これにより今後は、自家用自動車をタクシー車両に変更する場合については、道路運送車両法（昭和26年6月1日法律第185号）第67条第3項に基づく構造等変更検査に該当しない場合がありますのでお知らせします。



自動車検査法人
National Agency of Vehicle Inspection

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
7-119 旅客自動車運送事業用自動車	8-119 旅客自動車運送事業用自動車 [審査事項なし]
7-119-1 性能要件（視認等による審査） (1) 乗車定員 11 人以上の旅客自動車運送事業用自動車は、7-2 から 7-113 までの規定によるほか、旅客自動車運送事業の用に供するため必要な性能及び構造に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添 91「連節バスの構造要件」及び細目告示別添 92「2 階建バスの構造要件」に定める基準並びに次の基準に適合しなければならない。（保安基準第 50 条関係、細目告示第 77 条第 1 項関係、細目告示第 155 条第 1 項関係） ① 緩衝装置及び旅客の座席は、旅客に不快な振動、衝撃を与えないものであること。 ② 客室は、適当な採光が得られるものであること。 ③ 客室には、適当な室内照明灯を備えること。 ④ 運転者席の側面の窓は、簡易な操作により、有効幅及び有効高さがそれぞれ 270mm 以上開放できる構造のものであること。 (2) 乗車定員 11 人以上 23 人以下の旅客自動車運送事業用自動車であって車両総重量 5t を超えるもの及び乗車定員 24 人以上の旅客自動車運送事業用自動車にあつては、(1) の規定によるほか、次に掲げる基準に適合しなければならない。（細目告示第 77 条第 2 項関係、細目告示第 155 条第 2 項関係） ① 室内照明灯は、客室内を均等に照明し、その光源は、客室床面積（客室の長さ（客室の長さが左右で異なる場合は、その平均の長さ）に客室の幅を乗じて得た値をいう。）1m²あたり 5W（蛍光灯の場合にあつては 2W）以上又はこれと同等以上の明るさであること。 (算式) $\text{客室床面積} = \left(\frac{l_1 + l_2}{2} \right) \times w$ (参考図)  ② 乗降口の階段（幼児専用車の乗降口に備える階段を除く。）は、その有効奥行きが 300mm 以上であること。 ただし、最下段以外の階段で乗降口のとりば等のためやむをえないものにあつては、乗降口の有効幅のうち 350mm 以上の部分についてその有効奥行きが 300mm（次の上段までの高さが 250mm 以下のものにあつては、290mm）以上であればよい。 また、次に掲げる全ての要件に該当する最下段の階段にあつては、その有効奥行きが 200mm 以上であればよい。 ア 次の上段の高さが空車状態において地上 450mm 以下であること。 イ 走行時に車体下部に格納されるものであること。 ③ (3) の自動車以外の自動車には、旅客の乗降の妨げとならず、かつ、車掌の業務に支障のないように車掌席を乗降口の附近に設けること。 この場合において、車掌席は、立席又は座席とすることができるものとする。 ④ (3) の自動車以外の自動車には、運転者席と車掌席との距離（それぞれ中心間の最短距離を床面に平行に計測した長さとする）。 この場合において、車掌席の位置が明らかでないものにあつては、車体の側面における乗降口開口部の後縁を車掌の位置とする。）が 3m 以上であるものにあつては、その間にブザその他の連絡装置（車掌から運転者に対して連絡できるものをいう。）を備えること。 この場合において、ブザその他の連絡装置は、2 箇所に乗降口があつて 2 名の車掌が乗車するような場合にあつては一方の車掌からの連絡は他の車掌の中継によるものであつてもよい。 ⑤ とびらを開閉する装置が動力式である乗降口には、その附近に、故障時などに手動でとびらを開放できる装置を備え、かつ、その位置及びとびらの開放方法を表示すること。 (3) 乗車定員 11 人以上 23 人以下の旅客自動車運送事業用自動車であつて車両総重量 5t を超えるもの及び乗車定員 24 人以上の旅客自動車運送事業用自動車であり、かつ、車掌を乗務させないで運行することを目的とするもの（被牽引自動車を除く。）は、(1) 及び (2) の規定によるほか、別添 14「ワンマンバスの構造要件」に定める基準に適合しなければならない。（細目告示第 77 条第 3 項関係、細目告示第 155 条第 3 項関係） (4) 乗車定員 11 人以上 23 人以下の旅客自動車運送事業用自動車であつて車両総重量 5t 以下のものは、(1) の規定によるほか、次に掲げる基準に適合しなければならない。（細目告示第 77 条第 4 項関係、細目告示第 155 条第 4 項関係） ① 乗降口の階段（幼児専用車に備えるものを除く。）の有効幅、有効奥行き及び有効蹴込みは、次の表に掲げる階段の種	

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査
(改造等による変更のない使用過程車)

類に応じ、それぞれ同表の有効幅、有効奥行及び有効蹴込みの欄に掲げる範囲であること。

ただし、乗降口から直接着席できる座席のためのみの乗降口の階段及び次に掲げる全ての要件に該当する最下段の階段にあっては、この限りでない。

ア 次の上段の高さが空車状態において地上 430mm（車高調整装置を備えた自動車にあっては、その床面の高さを最も低くした状態であり、かつ、空車状態において 380mm）以下であること。

イ 有効奥行が 200mm 以上であること。

ウ 走行時に車体下部に格納されるものであること。

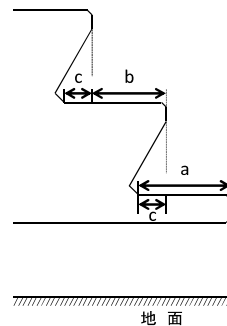
階段の種類	有効幅	有効奥行（注1）	有効蹴込み（注3）
最下段の階段（注2）	400mm 以上	230mm 以上（a）	100mm 以下（c）
その他の階段（注2）	400mm 以上	200mm 以上（b）	100mm 以下（c）

注1 最下段の階段にあっては、階段のうち乗降に有効に利用できる部分の奥行であって当該階段の大部分を占める平面部分の前縁から後縁までの水平距離（次の図の a）をいう。

注2 有効奥行及び有効蹴込みの欄における a、b 及び c は、次の図に示すところによるものとする。

注3 有効蹴込みとは、一般的な使用において足を入れることができ、かつ、安全に蹴込める部位をいう。

図（乗降口の階段断面図）



以上より、どの項も、11人以上の旅客自動車運送事業用自動車の基準についてしか記載されておらず、10人以下の旅客自動車運送事業用自動車に対する基準が無いことが分かる。

② とびらを開閉する装置が動力式である乗降口には、その附近に故障時などに手動でとびらを解放できる装置を備え、かつ、その位置及びとびらの開放方法を表示すること。

7-119-2 欠番

7-119-3 欠番

7-119-4 適用関係の整理

- (1) 昭和 37 年 9 月 30 日以前に製作された自動車については、7-119-5（従前規定の適用①）の規定を適用する。（適用関係告示第 59 条第 2 項第 1 号関係）
- (2) 昭和 44 年 3 月 31 日以前に製作された自動車については、7-119-6（従前規定の適用②）の規定を適用する。（適用関係告示第 59 条第 3 項第 1 号関係）
- (3) 昭和 48 年 3 月 31 日以前に製作された自動車については、7-119-7（従前規定の適用③）の規定を適用する。（適用関係告示第 59 条第 1 項関係）
- (4) 平成 24 年 6 月 30 日以前に製作された自動車については、7-119-8（従前規定の適用④）の規定を適用する。（適用関係告示第 59 条第 1 項関係）
- (5) 平成 26 年 3 月 31 日以前に製作された自動車については、7-119-9（従前規定の適用⑤）の規定を適用する。

7-119-5 従前規定の適用①

昭和 37 年 9 月 30 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 59 条第 2 項第 1 号関係）

7-119-5-1 性能要件（視認等による審査）

- (1) 乗車定員 11 人以上の旅客自動車運送事業用自動車は、7-2 から 7-104 までの規定によるほか、旅客自動車運送事業の用に供するため必要な性能及び構造に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合しなければならない。
 - ① 緩衝装置及び旅客の座席は、旅客に不快な振動、衝撃を与えないものであること。
 - ② 客室は、適当な採光が得られるものであること。
 - ③ 客室には、適当な室内照明灯を備えること。
 - ④ 運転者席の側面の窓は、簡易な操作により、有効幅及び有効高さがそれぞれ 270mm 以上開放できる構造のものであること。
- (2) 乗車定員 11 人以上の旅客自動車運送事業用自動車にあっては、(1) の規定によるほか、次の基準に適合しなければならない。

ただし、施行規則第 35 条の 3 第 14 号の 2、第 17 号（最大積載量に限る。）、第 18 号及び 19 号に係る自動車検査証の記載事項以外に変更があり、構造等変更検査を命ずる場合には、この限りでない。

- ① 簡易な取付方法により自動車部品を装着した場合
- ② 指定部品を固定的取付方法により装着した場合
- ③ 指定部品を恒久的取付方法により装着した状態、又は、指定外部部品を固定的取付方法若しくは恒久的取付方法により装着した状態において、当該自動車の車両重量が自動車検査証に記載されている値に対して次表の範囲内に含まれる場合

種別	範囲
検査対象軽自動車、小型自動車	±50kg
普通自動車、大型特殊自動車	±100kg

先ほどのページを見てのとお
り、乗車定員 10 人以下
は白ナンバーだろうが青ナ
ンバーだろうが、保安基準
の違いは無いため、構変に
も該当しないこととなる。

2. 構造等変更検査の取扱い

車両法第 67 条第 3 項の規定により「第 1 項の変更が国土交通省令で定める事由に該当する場合において、保安基準に適合しなくなるおそれがあると認めるときは、当該自動車が保安基準に適合するかどうかについて、これを提示して構造等変更検査を受けるべきことを命じなければならない」と規定されているところであるが、次の各号の一に該当する場合には、施行規則第 38 条第 8 項第 6 号（自家用又は事業用）を事由とする「保安基準に適合しなくなるおそれがある」としないこととして取り扱うものとする。

- ① 事業用自動車を自家用自動車に変更する場合
- ② 自家用自動車を乗車定員 11 人以上の旅客自動車運送事業用自動車（旅客を運送する自動車運送事業の用に供する自動車）以外の事業用自動車に変更する場合

なお、上記②の場合による車両法第 67 条第 1 項に基づく自動車検査証の記載事項の変更申請において、自動車検査証の有効期間は従前の残存期間に応じ、以下により取り扱うものとする。

- ・有効期間の残存期間が車両法第 61 条 1 項又は 2 項で定める期間を超えている場合
自動車検査証の記載事項の変更のあった日を起算日とし、有効期間を付すものとする。
なお、この場合においては、新たに付される有効期間の満了日と同一の検査標章を交付するものとする。

- （例）残存期間が 1 年超の自家用乗用自動車 → 有効期間：起算日から 1 年
残存期間が 2 年超の検査対象軽自動車 → 有効期間：起算日から 2 年
- ・有効期間の残存期間が車両法第 61 条 1 項又は 2 項で定める期間以下の場合
従前の自動車検査証の有効期間満了日を付すものとする。

附則〔平成 27 年 6 月 11 日付け国自技第 67 号国自整第 55 号〕
本改正規定は、平成 27 年 6 月 12 日から適用する。

抜粋

継続検査のみに適用できたオプションパーツの取扱いを、R 8. 1. 1 から新規登録にも一定の範囲内のオプションパーツであれば同取扱いを適用できるようになった。

国自整第 181 号

令和 7 年 12 月 12 日

各地方運輸局長 殿
沖縄総合事務局長 殿

物流・自動車局長

完成検査終了証が発行された自動車及び一時抹消登録等がされた自動車に係る自動車部品を装着した場合の新規登録等における取扱いについて（依命通達）

近年、自動車ユーザーの使用形態が一層多様化しており、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号。以下「法」という。）第 7 条の新規登録（検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車は法第 59 条の新規検査。以下同じ。）及び法第 71 条の予備検査（以下「新規登録等」という。）における負担の一層の軽減を図るため、法第 75 条第 4 項における完成検査終了証の発行後、譲渡されてから新規登録等までの間に自動車部品を装着（取替え及び取外しを含むものとする。以下同じ。）した自動車の取扱い又は法第 16 条の一時抹消登録（検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車にあつては、法第 69 条第 4 項の規定による自動車検査証の返納。以下「一時抹消登録等」という。）後から新規登録等までの間に自動車部品を装着した自動車に対する法第 94 条の 5 第 5 項の保安基準適合証の取扱いを保安上後退することがない範囲で見直し、令和 8 年 1 月 1 日以降は下記によることとしたので了知するとともに、関係者に周知徹底を図り、今後はこれにより遺漏なきよう取扱われたい。関係団体には別紙のとおり通知していることを申し添える。

また、この取扱いの実施に伴い、使用の過程にある自動車における道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号。以下「施行規則」という。）別表第 2 に規定する新規検査及び予備検査並びに指定自動車整備事業規則（昭和 37 年運輸省令第 49 号。以下「指定規則」という。）別表第 2 に規定する構造に関する検査において、当該自動車の長さ、幅及び高さ並びに車両重量が当該登録識別情報等通知書、自動車検査証返納証明書又は限定自動車検査証（以下「登録識別情報等通知書等」という。）の記載事項と同一であるかどうかを視認により検査する場合にあつても、下記に準じた取扱いとするので併せて了知されたい。

なお、自動車部品を装着した自動車の構造・装置に係る道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号。以下「保安基準」という。）への適合性の判断に当たっては、当該自動車部品が装着された状態において保安基準の各条項に適合していること

抜粋

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査		第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)	
げるものを除く。)並びに小型自動車及び軽自動車(乗車定員10人以下のものを除く。)			
③ 専ら乗用の用に供する乗車定員11人以上の普通自動車であって、次に掲げるもの ア 高速道路等において運行しない自動車 イ 高速自動車国道等以外の道路のうち、自動車の最高速度が60km/hを超とされているものを含む路線を定めて定期に運行する旅客自動車運送事業用自動車		運転者席及びこれと並列の座席	第一種座席ベルト又は第二種座席ベルト

(2) 専ら乗用の用に供する乗車定員11人以上の自動車(昭和62年8月31日以前に製作された自動車を除く。)であって、運転者席及びこれと並列の座席以外の座席のうち、第一種座席ベルト又は第二種座席ベルトが備えられていない座席がある自動車については、高速道路等を運行しない自動車として審査を行うものとする。

7-44-9-2 性能要件(書面等による審査)

(1) 7-44-9-1(1)の座席ベルトの取付装置は、座席ベルトから受ける荷重等に十分耐え、かつ、取付けられる座席ベルトが有効に作用し、かつ、乗降の支障とならないものとして強度、取付位置等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、平成18年8月25日付け国土交通省告示第978号による改正前の細目告示別添31「座席ベルト取付装置の技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。

(2) 指定自動車等に備えられている座席ベルトの取付装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた取付装置であって、損傷のないもの又はこれに準ずる性能を有する座席ベルトの取付装置は、(1)の基準に適合するものとする。

(3) UN R14、FMVSS 210又はCMVSS 210に適合する座席ベルトの取付装置であって、損傷のないものは、(2)に定める「これに準ずる性能を有する座席ベルトの取付装置」とする。

(4) 7-44-9-1(1)の座席ベルトは、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該座席ベルトを着装した者に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、容易に操作等を行うことができるものとして構造、操作性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、平成18年8月25日付け国土交通省告示第978号による改正前の細目告示別添32「座席ベルトの技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。

(5) 指定自動車等に備えられている座席ベルトと同一の座席ベルト又はJIS D 4604「自動車用シートベルト」若しくはこれと同程度以上の規格に適合した座席ベルトであって、所定の性能を保持し、及び装着者に傷害を与えるおそれのある損傷、擦過痕等のないもの又はこれに準ずる性能を有する座席ベルトは、(4)の基準に適合するものとする。

(6) UN R16、FMVSS 209又はCMVSS 209に適合する座席ベルトであって、所定の性能を保持し、及び装着者に傷害を与えるおそれのある損傷、擦過痕等のないものは、(5)に定める「これに準ずる性能を有する座席ベルト」とする。

7-44-10 従前規定の適用⑥

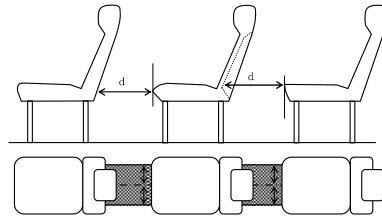
平成24年7月21日以前に製作された貨物の運送の用に供する自動車以外の自動車及び平成28年7月21日以前に製作された貨物の運送の用に供する自動車(平成26年7月22日以降の型式指定自動車を除く。)については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第20条第11項及び第12項関係)

7-44-10-1 装備要件

(1) 次の表の左欄に掲げる自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度20km/h未満の自動車を除く。)には、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、同表の中欄に掲げるその自動車の座席〔7-42-11-1-2(1)③アからエまで及びカに掲げる座席(イに掲げる座席にあつては、座席の後面部分のみが折り畳むことができるものを除く。)及び幼児専用車の幼児用座席を除く。〕の乗車人員が、座席の前方に移動することを防止し、又は上半身を過度に前傾することを防止するため、それぞれ同表の右欄に掲げる座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置を備えなければならない。

自動車の種別	座席の種別	座席ベルトの種別
① 専ら乗用の用に供する自動車であつて、次に掲げるもの ア 乗車定員10人未満の自動車 イ 乗車定員10人以上の自動車であつて、車両総重量が3.5t以下のもの(③に掲げるものを除く。)	運転者席その他の座席であつて前向きのもの	第二種座席ベルト
	上欄に掲げる座席以外の座席	第一種座席ベルト又は第二種座席ベルト
② 専ら乗用の用に供する自動車であつて、乗車定員10人以上のもの(①イ及び③に掲げるものを除く。)	運転者席その他の座席であつて前向きなもの(7-44-10-1(2)①の基準に適合するものを除く。)	第二種座席ベルト
	上欄に掲げる座席以外の座席	第一種座席ベルト又は第二種座席ベルト
③ 専ら乗用の用に供する自動車であつて、乗車定員10人以上のもの(高速道路等において運行しないものに限る。)	運転者席及びこれと並列の座席	第一種座席ベルト又は第二種座席ベルト

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査
(改造等による変更のない使用過程車)

- ② 幅は、座席の中央部の前縁から、奥行の方向に 200mm 離れた位置において、奥行の方向と直角に測った座席の両端縁（肘かけがあるときは肘かけの内縁）の最短水平距離とする。

この場合において、分割された部分がそれぞれに位置を調整できる座席であって一体の状態とし得るものについては、その状態とする。

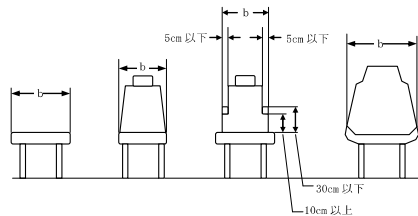
なお、座席面から 100mm 以上 300mm 以下の高さに設けられた肘かけについては、座席の内側への張出しは 1 個の肘かけにつき 50mm までは張り出しても差し支えないものとして取扱う。

- ③ 奥行は、座席の中央部の前縁から後縁（背あてがあるときは背あての前縁）までの最短水平距離とする。

(例)

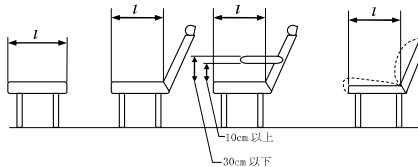
(イ) 座席の幅

b: 座席の幅



(ロ) 座席の奥行

l: 座席の奥行



- (4) 乗車定員 11 人以上の自動車には、大部分の窓の開放部が有効幅 500mm 以上、有効高さ 300mm 以上である場合に限り、その通路に補助座席を設けることができる。

この場合において、「大部分の窓」とは側窓総数の 3 分の 2 程度以上のものとする。

- (5) 幼児専用車には、補助座席を幼児用座席として設けることができない。

7-42-11-1-2 書面等による審査

- (1) ①及び②に規定する座席は、衝突等による衝撃を受けた場合において、乗車人員を保護するものとして、構造等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、①及び②に掲げる基準にそれぞれ適合するものでなければならない。

この場合において、UN R17-07-S3 の規定については、当分の間、細目告示別添 30「座席及び座席取付装置の技術基準」によることができる。

ただし、③に掲げる座席にあっては、この限りでない。

- ① 専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、最高速度 20km/h 未満の自動車及び②の自動車を除く。）及び貨物の運送の用に供する自動車（最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。）の座席及び当該座席の取付装置にあっては、UN R17-07-S3 の 5. 及び 6.（5. 3. から 5. 7. まで、5. 10. から 5. 13. まで、6. 4. 3. 4.、6. 4. 3. 5. 及び 6. 5. から 6. 6. 3. までの規定を除く。）に定める基準に適合するものであること。

- ② 専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の自動車（高速道路等において運行しないものを除く。）及び専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人の自動車の座席及び当該座席の取付装置にあっては、UN R80-02 の 5.、6. 及び 7. に適合するものであること。

ただし、車両総重量 5t 以下の自動車の座席及び当該座席の取付装置にあっては、UN R17-07-S3 の 5. 1. 及び 6. に適合するものであればよい。

- ③ 適用を除外する座席

ア またがり式の座席

乗車定員 2 (5) 人のように 2 列目座席
床面が客室兼荷台になる場合は座席ベ
ルト装着の義務が除外されていた

イ 容易に折り畳むことができる座席で通路、荷台その他専ら座席の用に供する床面以外の床面に設けられるもの

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

7-44 座席ベルト等

7-44-1 装備要件

(1) 次の表の左欄に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車（大型特殊自動車を除く。）を除く。）には、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、同表の中欄に掲げるその自動車の座席〔7-42-1-2 (1) のアからウまで及びカに掲げる座席（イに掲げる座席にあつては、座席の後面部分のみが折り畳むことができるもの及び通路に設けられるものを除く。）及び幼児専用車の幼児用座席を除く。〕の乗車人員が、座席の前方に移動することを防止し、又は上半身が過度に前傾することを防止するため、それぞれ同表の右欄に掲げる座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置を備えなければならない。（保安基準第 22 条の 3 第 1 項関係）

第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査
(改造等による変更のない使用過程車)

8-44 座席ベルト等

8-44-1 装備要件

(1) 次の表の左欄に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車（大型特殊自動車を除く。）を除く。）には、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、同表の中欄に掲げるその自動車の座席〔8-42-1 (1) アからウまで及びカに掲げる座席（イに掲げる座席にあつては、座席の後面部分のみが折り畳むことができるもの及び通路に設けられるものを除く。）及び幼児専用車の幼児用座席を除く。〕の乗車人員が、座席の前方に移動することを防止し、又は上半身を過度に前傾することを防止するため、それぞれ同表の右欄に掲げる座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置を備えなければならない。（保安基準第 22 条の 3 第 1 項関係）

【第7章及び第8章において共通。ただし、第8章の場合は、「7-」を「8-」に読み替える。】

自動車の種別	座席の種別	座席ベルトの種別
① 専ら乗用の用に供する自動車であつて、次に掲げるもの ア 乗車定員 10 人未満の自動車 イ 乗車定員 10 人以上の自動車であつて、車両総重量が 3.5t 以下のもの（③に掲げるものを除く。）	運転者席その他の座席であつて前向きのも（容易に折畳むことができる座席で通路に設けられるものを除く。）	第二種座席ベルト
	上欄に掲げる座席以外の座席	第一種座席ベルト又は第二種座席ベルト
② 専ら乗用の用に供する自動車であつて、乗車定員 10 人以上のもの（①イ及び③に掲げるものを除く。）	運転者席その他の座席であつて前向きのも（7-44-1 (2) の基準に適合するものを除く。）	第二種座席ベルト
	上欄に掲げる座席以外の座席	第一種座席ベルト又は第二種座席ベルト
③ 専ら乗用の用に供する自動車であつて、乗車定員 10 人以上のもの（高速道路等において運行しないものに限る。）	運転者席及びこれと並列の座席	第一種座席ベルト又は第二種座席ベルト
④ 貨物の運送の用に供する自動車であつて、車両総重量が 3.5t 以下のもの	運転者席その他の座席であつて前向きのも（のうち、運転者席及びこれと並列の座席並びに自動車の側面に隣接する座席（7-44-1 (2) の基準に適合するものを除く。）	第二種座席ベルト
	上欄に掲げる座席以外の座席	第一種座席ベルト又は第二種座席ベルト
⑤ 貨物の運送の用に供する自動車であつて、車両総重量が 3.5t を超えるもの	運転者席その他の座席であつて前向きのも（のうち、運転者席及びこれと並列の座席（7-44-1 (2) の基準に適合するものを除く。）	第二種座席ベルト
	上欄に掲げる座席以外の座席	第一種座席ベルト又は第二種座席ベルト
⑥ 大型特殊自動車（農耕トラクタに限る。）	運転者席及びこれと並列の座席	第一種座席ベルト又は第二種座席ベルト

【共通部分終了】

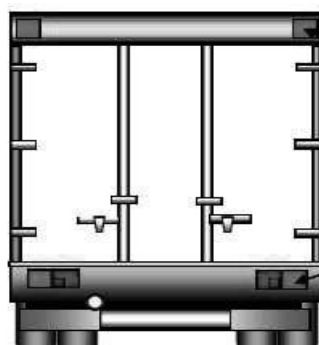
(2) (1) の表中の座席の種別欄の基準は、次のいずれかに掲げる基準とする。（細目告示第 108 条第 1 項関係）
① 当該座席について、専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車の座席に着席している座席ベルトを装着した乗車人員が接触するおそれのある車両内部の構造を有さないもの又は接触するおそれのある車両内部の構造が UN R80-04-S1 の 5.、6. 及び 7. (7. 4.

(2) (1) の表中の座席の種別欄の基準は、次のいずれかに掲げる基準とする。（細目告示第 186 条第 1 項関係）
① 当該座席について、専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車の座席に着席している座席ベルトを装着した乗車人員が接触するおそれのある車両内部の構造を有さないもの又は接触するおそれのある車両内部の構造が UN R80-04-S1 の 5.、6. 及び 7. (7. 4.

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
を除く。)に適合するものであること。 ただし、次に掲げる自動車にあっては「UN R80-04-S1」を「UN R80-03-S3」と読み替えることができるものとする。 ア 令和3年8月31日以前に製作された自動車 イ 令和3年9月1日から令和4年8月31日まで に製作された自動車であって、次に掲げるもの (7) 令和3年8月31日以前の型式指定自動車、 新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車並びに座席及び座席取付装置に係る指定を受けた多仕様自動車 (4) 令和3年9月1日以降の型式指定自動車、 新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び座席及び座席取付装置に係る指定を受けた多仕様自動車であって、令和3年8月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車並びに座席及び座席取付装置に係る指定を受けた多仕様自動車と座席及び座席取付装置が同一であるもの (7) 指定自動車等以外の自動車 ウ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証(審査当日において発行日から起算して11か月を経過していないものに限る。)の発行日が令和4年8月31日以前のもの エ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和4年8月31日以前のもの ② 貨物の運送の用に供する自動車の運転者席及びこれと並列の座席であって、車両の中心位置に備える座席に着席している座席ベルトを装着した乗車人員が前面ガラスに接触するおそれのない構造を有しているものであること。 ③ 補助座席のうち通路に設けられるものであること。 (3) 専ら乗用の用に供する乗車定員11人以上の自動車(昭和62年8月31日以前に製作された自動車を除く。)であって、運転者席及びこれと並列の座席以外の座席のうち、第一種座席ベルト又は第二種座席ベルトが備えられていない座席がある自動車については、高速道路等を運行しない自動車として審査を行うものとする。 7-44-2 性能要件(書面等による審査) (1) 7-44-1に規定する座席ベルトの取付装置(乗車定員10人以上の自動車(立席を有するものに限る。)、幼児専用車、乗車定員10人の福祉タクシー車両、車両総重量3.5tを超える貨物の運送の用に供する自動車、緊急自動車、車体の形状が患者輸送車又はキャンピング車である自動車及び大型特殊自動車に設ける横向き座席に備える座席ベルトの取付装置を除く。)は、座席ベルトから受ける荷重等に十分耐え、かつ、取付けられる座席ベルトが有効に作用し、かつ、乗降の支障とならないものとして強度、取付位置等に関し、書面その他適切な方法により審査した場合に、UN R14-09-S4の5、6及び7に適合するものでなければならない。 この場合において、次に掲げる座席ベルトの取付装置であって損傷のないものは、この基準に適合するものとする。	を除く。)に適合するものであること。 ただし、次に掲げる自動車にあっては「UN R80-04-S1」を「UN R80-03-S3」と読み替えることができるものとする。 ア 令和3年8月31日以前に製作された自動車 イ 令和3年9月1日から令和4年8月31日まで に製作された自動車であって、次に掲げるもの (7) 令和3年8月31日以前の型式指定自動車、 新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車並びに座席及び座席取付装置に係る指定を受けた多仕様自動車 (4) 令和3年9月1日以降の型式指定自動車、 新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び座席及び座席取付装置に係る指定を受けた多仕様自動車であって、令和3年8月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車並びに座席及び座席取付装置に係る指定を受けた多仕様自動車と座席及び座席取付装置が同一であるもの (7) 指定自動車等以外の自動車 ウ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和4年8月31日以前のもの ② 貨物の運送の用に供する自動車の運転者席及びこれと並列の座席であって、車両の中心位置に備える座席に着席している座席ベルトを装着した乗車人員が前面ガラスに接触するおそれのない構造を有しているものであること。 ③ 補助座席のうち通路に設けられるものであること。 (3) 専ら乗用の用に供する乗車定員11人以上の自動車(昭和62年8月31日以前に製作された自動車を除く。)であって、運転者席及びこれと並列の座席以外の座席のうち、第一種座席ベルト又は第二種座席ベルトが備えられていない座席がある自動車については、高速道路等を運行しない自動車として審査を行うものとする。 8-44-2 性能要件(視認等による審査) (1) 8-44-1に規定する座席ベルトの取付装置は、座席ベルトから受ける荷重等に十分耐え、かつ、取付けられる座席ベルトが有効に作用し、かつ、乗降の支障とならないものとして強度、取付位置等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第22条の3第2項関係、細目告示第186条第4項関係)

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
る。(保安基準第22条の3第2項関係、細目告示第30条第2項関係、細目告示第108条第4項関係) ① 指定自動車等に備えられている座席ベルトの取付装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた座席ベルトの取付装置 ② 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている座席ベルトの取付装置又はこれに準ずる性能を有する座席ベルトの取付装置 ③ 法第75条の3第1項の規定に基づく装置の指定を受けた座席ベルトの取付装置又はこれに準ずる性能を有する座席ベルトの取付装置 (2) 7-44-1 及び 7-44-2 (1) の規定にかかわらず、次の①及び②に規定する自動車の座席ベルトの取付装置にあっては、それぞれ定める基準に適合すればよい。 この場合において、UN R14-09-S4 の 5.4.2.4. の規定中「45」とあるのは「20」と、「90」とあるのは「75」と読み替えることができ、UN R14-09-S4 の 6.4.3. にあっては、試験重量を乗車定員 1 名分の座席重量に 735N を加えた重量に 4 を乗じた重量とすることができる。 ① 専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とする自動車（乗車定員 10 人以上のものに限る。）に備える座席ベルトの取付装置（②に掲げるものを除く。）にあっては UN R14-09-S4 の 5.2.1.、5.4.1. から 5.4.2.5. まで、5.4.3.、5.4.3.2. から 5.4.3.4. まで、6.3.2. から 6.3.4. まで、6.4.3.、7.1.、7.2. 及び 7.3. に定める基準 ② 専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とする自動車（乗車定員 10 人以上のものに限る。）及び高齢者、障害者等が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車両に乗り込むことが可能な自動車に備える座席ベルトの取付装置（補助座席のうち通路に設けられるものに備えるものに限る。）並びに緊急自動車及び農耕トラクタに備える座席ベルトの取付装置にあっては次に掲げる基準 ア 当該自動車の衝突等によって座席ベルトから受ける荷重に十分耐えるものであること。 イ 振動、衝撃等によりゆるみ、変形等を生じないようになっていること。 ウ 取付けられる座席ベルトが有効に作用する位置に備えられたものであること。 エ 乗降に際し損傷を受けるおそれがなく、かつ、乗降の支障とならない位置に備えられたものであること。 オ 座席ベルトを容易に取付けることができる構造であること。 [UN R14-09-S4 の旧シリーズ適用] (3) 次に掲げる自動車については (1) および (2) の規定中、「UN R14-09-S4」とあるのは「UN R14-08」又は「UN R14-07-S8」と読み替えることができるものとする。(適用	装着義務の座席ベルトとなると、書面等による審査も適用されるため、適合と判断できる一例としては純正と同一の状態等となる。以下画像のように荷台床面を加工するのであれば、座席取付部分はくりぬく等、純正と同じ状態を保つ等しなければいけなくなる。 ① 当該自動車の衝突等によって座席ベルトから受ける荷重に十分耐えるものであること。 ② 振動、衝撃等によりゆるみ、変形等を生じないようになっていること。 

追加（２個目）の灯火器を取り付ける時の条件及び
灯火器の数の数え方について



※追加で備える灯火

・構造上可能な限り高い位置に取り付ける。

※規定で備える灯火

・上縁取付高さ 1500mm 以下

・追加で備えるものの下縁との垂直距離が 600mm 以上離れていること。

(2) 次のアからエまでの規定に適合する自動車に備える尾灯には、(1) の規定のうち②の基準は適用しない。

ただし、専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量 3.5t 以下の自動車並びにその形状がこれらの自動車の形状に類する自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車及び車両総重量 750kg 以下の被牽引自動車に備える尾灯を除く。

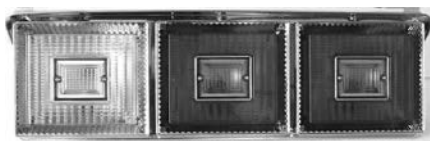
この場合において、尾灯のH面の高さが地上 2,100mm 以上となるように取付けられた尾灯に係る 7-81-2 (1) ③の規定の適用に当たっては、同規定中「上方 15°」とあるのは「上方 5°」と読み替えるものとする。

ア 自動車の後面に後部上側端灯又は旅客自動車運送事業用自動車の地上 2,500mm を超える高さの位置に後方に表示するための灯火が備えられていないこと。

イ 自動車の後面の両側に備える尾灯が左右 2 個ずつであること。

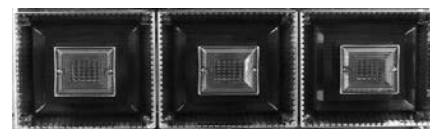
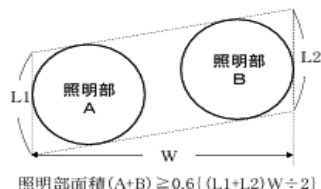
ウ 後面の両側下部に尾灯を備える自動車にあっては、照明部の上縁の高さが地上 1,500mm 以下（大型特殊自動車及び除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車にあっては、地上 2,100mm 以下）であり、かつ、照明部の最外縁が自動車の最外側から 400mm 以内となるようにそれぞれ取付けられていること。

エ 後面の両側上部に尾灯を備える自動車にあっては、自動車の構造上、可能な限り最も高い位置に取付けられており、かつ、その照明部の下縁と下側に備える尾灯の照明部の上縁との垂直方向の距離が 600mm 以上離れていること。

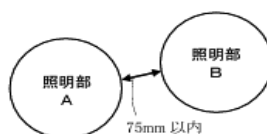


＜例 1＞ 灯火等の数を 1 個とみなすことができる場合

(1) 照明部の投影面積が当該照明部の投影に外接する最小四辺形の面積の 60% 以上



(2) 基準軸に直角の方向に測定した 2 つの隣接する投影面の最短距離が 75mm 以下



保安基準適用年月日について

4-5 製作年月日等

4-5-1 製作年月日

自動車の製作年月日については、次のとおり取扱うものとする。

なお、並行輸入自動車において「保安基準適用年月日」と表現しているものは「製作年月日」として取扱うものとする。

- (1) 法第 59 条の規定による新規検査又は法第 71 条の規定による予備検査に係る審査を行う場合（法第 71 条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第 16 条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査に係る審査を行う場合を除く。）には、次のいずれかの日とする。

ただし、令和 6 年 3 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車並びに令和 6 年 3 月 31 日以前に「改造自動車等の取扱いについて」（平成 7 年 11 月 21 日付け自技第 239 号）に基づき試作車・組立車審査結果通知書が交付された自動車であって、①又は②の規定により製作年月日が令和 6 年 4 月 1 日から令和 6 年 10 月 31 日までの日となる自動車（4-5-2 の自動車を除く。）については、「令和 6 年 3 月 31 日に製作された自動車」とみなして取扱うものとする。（適用関係告示第 1 条第 4 項関係）

① 型式指定自動車については、完成検査終了証の発行日

② ①に規定する自動車以外の自動車については、原則として、初めての検査に係る申請書の提出年月日。

ただし、次のアからケまでのいずれかに該当する自動車にあっては、それぞれに掲げる年月日とすることができる。

ア 新型届出自動車と同一のもの（新型届出自動車と異なる荷台等の架装を行ったものを除く。）であって、自動車製作者の証明により当該自動車の製作日が明らかとなるものにあっては、当該証明書に係る製作年月日

イ 在日外国政府大使館等が使用していた自動車であって、日本国外務省が発行した登録証により当該自動車の登録年月日が明らかとなるものにあっては、当該登録証に係る登録年月日

ウ 輸入自動車にあっては、自動車通関証明書（自動車の車台又は原動機のみを輸入したものを除く。）又は税関の押印がある輸入（納税）申告書（自動車の車台又は原動機のみを輸入したものを除く。）に記載された輸入許可年月日（輸入許可年月日の記載がないものは発行年月日）

エ 輸入された小型二輪自動車（自動車の車台及び原動機のみを輸入したものを除く。）であって、法第 30 条第 1 項に基づき輸入自動車等の打刻届出書が届け出された自動車にあっては、打刻届出書の受理年月日

オ 輸入自動車であって、次に掲げる証明書により当該自動車の製作年、製作年月又は製作日が明らかとなるものにあっては、当該証明書に係る製作年若しくは製作年月の末日又は製作年月日

(7) 輸出国の権限ある政府機関その他の公的機関（アメリカ合衆国において製作された自動車にあっては、日本国国土交通省によりあらかじめ指定されたアメリカ合衆国の公証人を含む。）の自動車検査証、自動車登録証その他の証明書

(4) 日本自動車輸入組合が発行した輸入自動車製作日証明書

(9) 自動車製作者による製作日証明書

(エ) COC ペーパー

カ 輸入自動車であって、船荷証券又は航空貨物証券により当該自動車の輸出年月日が明らかとなるものにあっては、当該証明書等に係る輸出年月日

キ 輸入自動車であって、FMVSS ラベル又は CMVSS ラベルにより製作年月が表示されているものにあっては、当該表示に係る製作年月の末日

ク 輸入自動車であって、自動車製作者が付与した車台番号又は車両識別番号（VIN）により当該製作年が明らかとなるものにあっては、その製作年の末日

ケ 昭和 47 年以前（二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては平成 10 年以前）に製作されたことが外観及び自動車製作者が付与した製作番号等から明らかな輸入自動車であって、自動車製作者等の資料により製作年を特定することができるものにあっては、その製作年の末日

- (2) (1) 以外の場合には、自動車検査証、自動車予備検査証、登録識別情報等通知書、自動車検査証返納証明書又は限定自動車検査証（法第 71 条の 2 の規定により交付を受けた場合に限る。）の初度登録年月欄や備考欄に記載又は記録されている情報を基に判断するものとする。

ただし、自動車検査証等に記載又は記録されている情報だけでは各項における従前規定の適用の可否を判断することが困難な場合にあっては、(1) に準じて判断するものとする。

自動車検査証備考欄に「保安基準適用年月日」又は「製作年月日」が入っており、初度登録年月日も平成だけでも、現車は明らかに古い車で、後ろウインカーが赤色だったりする場合

4-12-2 審査に必要な書面

- (9) 製作年月日の判定資料

初めての検査に係る申請書の提出年月日を製作年月日とする場合を除き、4-5-1 の規定に基づき製作年月日

を判定する際の根拠が確認できる資料の提出（4-5-1 (1) ①は提示）を求め審査するものとする。

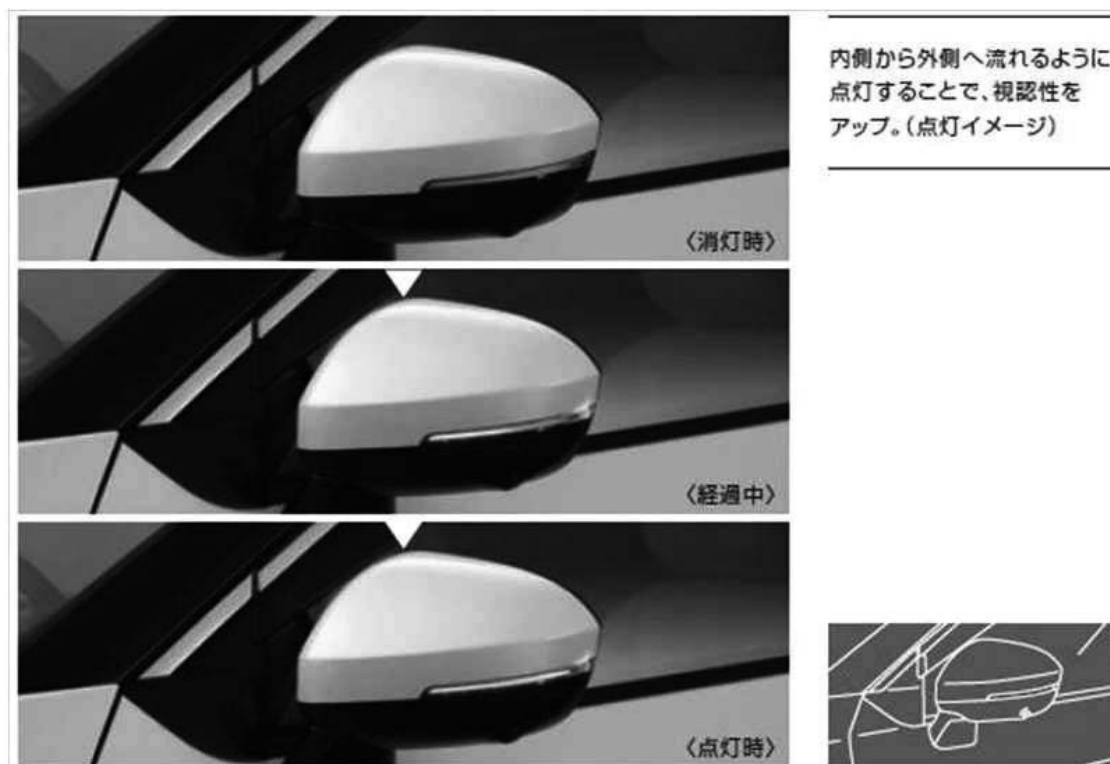
この場合において、4-5-1 (1) ②のうち、イからカまでに掲げるものについては、原本の提示及びその写しの提出があり、事務所等において写しに原本と照合済である旨を表示した場合には、写しをもって代えることができる。

連鎖式点灯とは・・・

一つの灯室内に複数の光源を有し、かつ、次に掲げる全ての要件を満たす方向指示器（自動車の前部又は後部に備えるものに限る。また、当該方向指示器と兼用する非常点滅表示灯を含む。）又は補助方向指示器の場合に、それらの光源が連鎖的に点灯することをいう。

連鎖式点灯の定義のとおり、連鎖式点灯することができる方向指示器は、前部又は後部に備えるもののみとなる。以上より、方向指示器として側面に備えられているものは連鎖式点灯は不可となる。

- ① 各光源は、その点灯後、全ての光源が点灯するまで点灯し続けるものであること。
- ② 全ての光源は、同時に消灯するものであること。
- ③ 光源の一連の点灯は、観測方向からの見かけの照明部の最内縁から最外縁に向かって又は中心から放射状に広がって均一的かつ連続的に点灯するものであること。
- ④ 各光源は、垂直方向に反復して変化しないものであること。
- ⑤ 方向指示器（③において照明部の最内縁から最外縁に向かって点灯するものに限る。）の照明部に外接する長方形は、その長辺が H 面に平行であるものとし、その長方形の長辺と短辺の比は 1.7 以上であること。



方向指示器の基準抜粋

自動車の両側面には、方向指示器を備えなければならない。

補助方向指示器の基準抜粋

自動車の両側面には、補助方向指示器を一個ずつ備えることができる。

審査事務規程の一部改正について（第 66 次改正）

1. 改正概要

- ① 走行距離計の精度要件が規定されたことに伴い、走行距離計の精度に関する審査方法等を規定します。[6-110、7-110、8-110]

新	旧
①～②（略） (2) ～ (3)（略） 7-108-3～7-108-5（略） 7-109（略） 7-110 速度計等 7-110-1 装備要件 (1) 自動車（最高速度 20km/h 未満の自動車及び被牽引自動車を除く。）には、運転者が容易に走行時における速度を確認でき、かつ、平坦な舗装路面での走行時において著しい誤差がないものとして、<u>取付位置、精度等に関し、7-110-2 (1) の基準に適合する速度計を運転者の見やすい箇所に備えなければならない。</u> ただし、最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車にあっては、原動機回転計をもって速度計に代えることができる。（保安基準第 46 条第 1 項関係） (2) 自動車（最高速度 20km/h 未満の自動車及び被牽引自動車を除く。）には、運転者が運転者席において容易に走行距離計を確認でき、かつ、<u>平坦な舗装路面での走行時において著しい誤差がないものとして、表示、取付位置、精度等に関し、7-110-2 (3) の基準に適合する走行距離計を運転者の見やすい箇所に備えなければならない。</u> ただし、最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車にあっては、原動機運転時間計をもって走行距離計に代えることができる。（保安基準第 46 条第 2 項関係） 7-110-2 性能要件（視認等による審査） (1) ～ (2)（略） (3) 7-110-1 (2) の走行距離計は、表示、取付位置、精度等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、<u>次の基準に適合するものでなければならない。</u>（細目告示第 148 条第 3 項関係） ① <u>走行距離計は運転者席から容易に確認できる位置に備えられていること。</u> ② <u>走行距離計が表示する距離の数値は 1 の位から 10 万の位の 6 桁（二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては 1 の位から 1 万の位の 5 桁）以上の整数値であること。</u> この場合において、総走行距離が満たない等により当該桁数が表示されていないものにあつては相当する間隔を有していればよい。 〔表示の例〕（略） ③ <u>走行距離計が表示する距離は、平坦な舗装路面での走行時において著しい誤差のないものであること。</u> この場合において、9-11 により審査した際に適合する自動車はこの基準に適合するものとする。 (4)（略） 7-110-3（略） 7-110-4 適用関係の整理	①～②（略） (2) ～ (3)（略） 7-108-3～7-108-5（略） 7-109（略） 7-110 速度計等 7-110-1 装備要件 (1) 自動車（最高速度 20km/h 未満の自動車及び被牽引自動車を除く。）には、運転者が容易に走行時における速度を確認でき、かつ、平坦な舗装路面での走行時において、著しい誤差がないものとして取付位置、精度等に関し、7-110-2 の基準に適合する速度計を運転者の見やすい箇所に備えなければならない。 ただし、最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車にあっては、原動機回転計をもって速度計に代えることができる。（保安基準第 46 条第 1 項関係） (2) 自動車（最高速度 20km/h 未満の自動車及び被牽引自動車を除く。）には、運転者が運転者席において容易に走行距離計を確認できるものとして、表示、取付位置等に関し、7-110-2 の基準に適合する走行距離計を運転者の見やすい箇所に備えなければならない。 ただし、最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車にあっては、原動機運転時間計をもって走行距離計に代えることができる。（保安基準第 46 条第 2 項関係） 7-110-2 性能要件（視認等による審査） (1) ～ (2)（略） (3) 7-110-1 (2) の走行距離計は、表示、取付位置等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、<u>運転者が運転者席において容易に走行距離計を確認できるものでなければならない。</u> この場合において、次に掲げるものは、この基準に適合するものとする。（細目告示第 148 条第 3 項関係） ① <u>走行距離計は運転者席から容易に確認できる位置に備えること。</u> ② <u>走行距離計が表示する距離の数値は 1 の位から 10 万の位の 6 桁（二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては 5 桁）以上の整数値であること。</u> この場合において、総走行距離が満たない等により当該桁数が表示されていないものにあつては相当する間隔を有していればよい。 〔表示の例〕（略） (新設) (4)（略） 7-110-3（略） 7-110-4 適用関係の整理

審査事務規程の一部改正について（第 68 次改正）

1. 改正概要

- ① OBD 検査の対象装置について、令和 8 年 9 月 1 日以降に指定を受けた型式指定自動車又は多仕様自動車に順次追加される以下の装置が新たに加えられたことに伴い、当該装置に係る特定 DTC が記録されていた場合適合しない規定を新たに加えて規定します。[1-3、9-13]

- ・車線逸脱警報装置
- ・側方衝突警報装置
- ・ペダル踏み間違い時加速抑制装置

1-3 用語の定義

この規程における用語の定義は、次に定めるところによる。

分類	用語	内容
(略)	(略)	(略)
○	(略)	(略)
	OBD 検査対象装置	OBD 検査の対象となる次に掲げる装置をいう。 ① <u>ペダル踏み間違い時加速抑制装置（ACPE）</u> ②～⑩（略） ⑪ <u>車線逸脱警報装置（LDWS）</u> ⑫ <u>側方衝突警報装置（BSIS）</u> ⑬（略）
	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

1-3 用語の定義

この規程における用語の定義は、次に定めるところによる。

分類	用語	内容
(略)	(略)	(略)
○	(略)	(略)
	OBD 検査対象装置	OBD 検査の対象となる次に掲げる装置をいう。 (新設) ①～⑩（略） (新設) ⑪（略） (新設) ⑫（略） ⑬（略）
	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

- ② 「完成検査終了証が発行された自動車及び一時抹消登録等がされた自動車に係る自動車部品を装着した場合の新規登録等における取扱いについて（依命通達）」（令和 7 年 12 月 12 日付け国土省令第 181 号）発出に伴い審査の実施方法を規定します。[4-7]

審査事務規程の一部改正について（第 72 次改正）

1. 改正概要

① 乗車定員 10 人未満の乗用自動車及び車両総重量 3.5t 以下の貨物自動車には、協定規則第 178 号の技術的要件に適合する緊急車線維持装置を備えなければならないこととされたことに伴い、審査方法等を規定します。[6-13 の 2 他]

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
○	(略)	(略)	○	(略)	(略)
	OBD 検査対象装置	OBD 検査の対象となる次に掲げる装置をいう。 ①～③ (略) ④ 緊急車線維持装置 (ELKS) ⑤～⑭ (略)		OBD 検査対象装置	OBD 検査の対象となる次に掲げる装置をいう。 ①～③ (略) (新設) ④～⑭ (略)
	(略)	(略)		(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

② 改造自動車届出制度の見直し [4-13 他]

同一型式内に設定されている装置や一般に流通している自動車部品を用いた改造であって一定の条件を満たすものについては、一定の安全性が確保されているものとして改造自動車の届出対象から除外し、審査方法を「事前書面審査+現車審査」から「現車審査のみ」に移行します。
また、改造自動車届出制度を新規検査等届出制度に統合しオンライン届出を可能とする等、届出手続きの効率化を図ります。

新	旧
(5) 改造自動車 〔検査種別〕 新規検査、予備検査、構造等変更検査、自動車検査証記載事項の変更申請 〔自動車の種類〕 型式指定自動車、多仕様自動車、新型届出自動車若しくは輸入自動車特別取扱自動車又は本邦において有効な自動車検査証若しくは自動車予備検査証の交付を受けたことがある並行輸入自動車であって、別表第 2 に規定する範囲の改造（次の①から⑤までに掲げるものを除く。）を行った自動車とする。（当該自動車の車枠（車体）が 2 分の 1 以上残されたものに限る。また、新たに運行の用に供しようとする型式指定自動車、多仕様自動車又は新型届出自動車については、改造を行った装置数が、別表第 2 に掲げる装置のうち当該自動車に備えていた装置数の 2 分の 1 未満のものに限る。なお、被牽引自動車の車軸アセンブリ交換（走行装置、制動装置及び緩衝装置）については改造を行った装置数を 1 とみなす。） ただし、代表届出自動車と型式が同一であり、かつ、構造・装置が技術基準等の審査済みの範囲内で同一の自動車（技術基準等に影響のない範囲で構造・装置の一部を変更したものを含む。）を除く。 ①～③略 ④ 指定自動車等の改造であって、同一の型式内に設定されている装置（許容限	(新設) ※別添 4 「改造自動車審査要領」の 3. (1) から移動 ① 本則 1-3 で規定する改造自動車は、次に掲げる①から⑤までの自動車に対し別表第 1 に規定する範囲の改造を行ったもの（新たに運行の用に供しようとする①から③までの自動車については、改造を行った装置数が、別表第 1 に掲げる装置のうち当該自動車に備えていた装置数の 2 分の 1 未満のものに限る。なお、被牽引自動車の車軸アセンブリ交換（走行装置、制動装置及び緩衝装置）については改造を行った装置数を 1 とみなす。）であって、当該自動車の車枠（車体）が 2 分の 1 以上残されたものをいう。 ①～③略 (新設)

度が明確な自動車にあっては許容限度が当該自動車と同一又は大きい類別区分番号に設定されているものに限る。)を、取付方法等を変更することなく用いたもの(動力伝達装置、走行装置、操舵装置又は連結装置の改造に限る。) ※「同一の型式」には、自動車排出ガス規制の識別番号のみが異なるもの、主要構造が同一であって原動機や駆動軸等一部の仕様が異なるために型式を異にしているもの(通称名が同一の自動車)及び主要構造が同一であって車名が異なるために型式を異にしているもの(いわゆる OEM 車)を含む。 ⑤ 乗車定員が8人以下の乗用自動車又は車両総重量が3.5トン以下の貨物自動車の改造であって、自動車の製作を業とする者、自動車の装置の製作を業とする者又は自動車部品の製作を業とする者により製作された一般に流通している自動車部品(当該自動車に取付けるために設計・製作されたものに限る。)を、取付方法等を変更することなく用いたもの(継接装置の改造に限る。) ※「乗用自動車」「貨物自動車」には、派生した特殊用途自動車を含む。	(新設)
--	------

令和8年7月30日

審査事務規程の一部改正について(第74次改正)

1. 改正概要

① 車両後退表示投影装置に係る基準新設に伴い、審査方法を規定します。[6-90 の 2 他]

- 新たに車両後退表示投影装置(自動車の後退時に車両後方の路面に図柄を投影することにより、歩行者や自転車利用者等の周囲の交通に対してその旨を示す灯火)の国際基準の改正が国連自動車基準調和世界フォーラム(WP.29)において採択され、自動車に車両後退表示投影装置の装備が可能となるよう道路運送車両の保安基準等を改正する。
- 本装置により、車両と歩行者等との事故の未然防止が期待できる。

対象車種

自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車を除く。)

主な要件

作動条件	後退灯の点灯時
色・形状等	白色の長方形を組み合わせた表示を最大2セット(図1参照)
投影可能な範囲	自動車後方の路面の一定範囲(図2参照)
光度	路面に照射する光の光度は12,000 cd以下 ただし、雨天時においては、路面からの反射による眩しさを低減するため、自動的に消灯又は光度を8,000 cd以下に低減



図1 色・形状のイメージ



図2 投影可能な範囲

3. 不正改造車を排除する運動

《発表記者会：東北電力記者会、青森県政記者会、岩手県政記者クラブ、宮城県政記者会、秋田県政記者会、山形県政記者クラブ、福島県政記者クラブ》

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

令和8年5月29日

東北運輸局

不正改造は犯罪です

「知らなかった」では済まされません

～「不正改造車を排除する運動」の強化月間（6月）が始まります～

東北運輸局では、6月を「不正改造車を排除する運動」の強化月間として、関係機関（警察、独立行政法人自動車技術総合機構、軽自動車検査協会）や、自動車関係団体と連携し次の取組を強化します。

〔不改運動ポスター〕

1. 自動車ユーザー等への啓発活動

- ・メディア、ポスター及びチラシ（別紙）等により広報を実施。

2. 街頭検査の実施

- ・違法マフラー装着、車体からはみ出すタイヤの装着など悪質な不正改造車を公道から排除するため、関係機関と連携した街頭検査を実施し、違反車両に対して整備命令を発令。

3. 違法マフラー等不正改造車排除のための情報収集

- ・東北運輸局ホームページにおいて、不正改造車に関するメール入力フォームを活用した情報提供受付を実施し、インターネットを通じた通報体制を確保。
- ・管内の各運輸支局に設置している「不正改造車・迷惑黒煙車情報提供窓口」において、電話等による情報収集を実施。
- ・寄せられた情報をもとに、不正改造車の使用者に対して警告はがきを送付し、必要な改修を求めるとともに、改修結果の報告を求める。



〔着色フィルムの例〕



各運輸支局の「不正改造車・迷惑黒煙車情報提供窓口」

青森運輸支局 017-739-1501
(音声案内後2番)
宮城運輸支局 022-235-2517
(音声案内後2番)
山形運輸支局 023-686-4711
(音声案内後2番)

岩手運輸支局 019-638-2154
(音声案内後2番)
秋田運輸支局 018-863-5811
(音声案内後2番)
福島運輸支局 024-546-0345
(音声案内後2番)

【問合せ先】

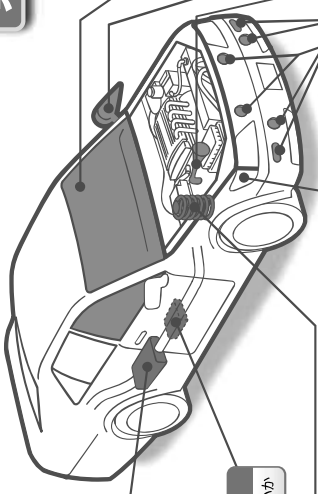
東北運輸局自動車技術安全部
整備・保安課 加藤・眞壁
TEL 022-791-7534

⚠ 不正改造チェック項目

乗用車

乗用車・貨物車共通

貨物車



- 消音器**
- 内燃機関を原動機とする自動車の場合、騒音基準等に適合する消音器を備えているか
- 触媒装置**
- 触媒等が取り外されていないか

- サスペンション**
- 切断等により、ばねの一部又は全部が除去されていないか

- 車幅灯**
- 白色であるか（方向指示器、非常点滅表示灯又は側方灯と一体又は兼用のもの及び二輪車等については、橙色でもよい。）
※平成17年12月31日以前に製作された車両は、白色のほか淡黄色又は、黄色であっても、全ての車幅灯が同一色であればよい。

- ウイング**
- 側方への翼形状を有していないか
 - 確実に取り付けられているか
 - 鋭い突起がないか
 - その付近の最外側、最後端とらないか、等
- 後退灯**
- 白色であるか
- 制動灯**
- 赤色であるか
- 方向指示器**
- 橙色で点滅回数が毎分60回以上、120回以下であるか
- 後部反射器**
- 赤色であるか

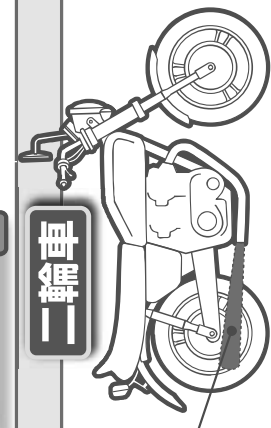


- シートベルトリマインダー**
- 運転席にシートベルトが装着されていない場合に警告する装置（シートベルトリマインダー）の警告表示等を、機具を用いて不正に解除していないか
- 前面ガラス、運転者席及び助手席の窓ガラス**
- 指定以外のステッカー貼付をしていないか
 - 前面ガラス等に警告板を装着した状態又は運転席及び助手席の窓ガラスに着色フィルム等を貼付付けた状態で、可視光線透過率が70%未満のものは不可
- バックミラー**
- 鏡利な突起がないか
 - 走行者等に接触した場合に衝撃を緩和できる構造であるか
- 警告器**
- 音量や音色が常に一定であるか

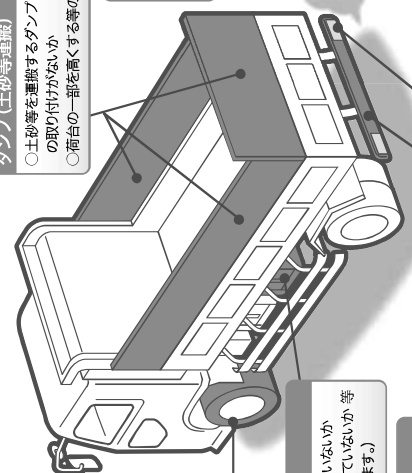
- 前部霧灯**
- 白色又は淡黄色であるか
 - 同時に3個以上点灯しないか
- その他の灯火**
- 赤でないか
 - 点滅しないか
 - 光度300cd以下であるか
- タイヤ**
- 回転部分が車体からはみだしていないか
- 直前直左確認鏡**
- 運転者席から障害物を確認できる鏡等を備えているか

- 回転灯**
- 緊急自動車等以外に赤色の回転灯は取り付けしていないか
 - 道路維持作業用自動車以外に黄色の回転灯は取り付けしていないか
- 禁止灯火**
- 走行中に使用することを目的とするディスプレイなどを装着していないか
- 巻き込み防止装置**
- 遊歩用貨物自動車の場合、巻き込み防止装置を備えているか

- ダンブ（土砂等運搬）**
- 土砂等を運搬するタンブ車の場合、さし枠の取り付けがないか
 - 荷台の一部を高くする等の改造がないか
- ディーゼル車の原動機**
- 黒煙汚染度は基準内であるか



- 消音器**
- 内燃機関を原動機とする自動車の場合、騒音基準等に適合する消音器を備えているか
- 触媒装置**
- 触媒等が取り外されていないか



- 二次架装**
- 新規検査受検後に燃料タンクを備していないか
 - 容量が大幅に異なる燃料タンクへ変更していないか（構造等変更検査の手続きが必要になります。）
- 速度抑制装置（スピードリミッター）**
- 規程速度を超えて走行できるよう改造がされていないか
 - 速度抑制装置を装着していることを示す黄色のステッカーが運転者の見やすい位置及び車両の後面に貼付されているか

- 大型後部反射器**
- 貨物普通自動車の場合、後部反射器を備えるほか、大型後部反射器を備えているか
- 突入防止装置**
- 自動車の後面に突入防止装置を備えているか

⚠ 不正改造は犯罪です！

マフラー（消音器）に対する騒音対策

適用時期 平成22年4月以降に製作される自動車及び原動機付自転車（125～250cc）にもこの基準は適用されます。
※車検がない原動機付自転車（～125cc）、軽二輪自動車（125～250cc）にもこの基準は適用されます。

1 騒音低減機構を容易に除去できるマフラーの装着を禁止

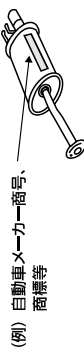
- マフラーの消音機能に関する部品が溶接、リベット等で取り付けられていないもの。
- (例) マフラーにインナーサイレンサーがボルト止め、ナット止め、接着等により取り付けられており、容易に取り外せるもの



2 新車段階だけでなく、使用過程時にも加速走行騒音の防止要件が適用

① 次のいずれかの表示があるマフラー

(イ) 自動車製作者表示（純正マフラー）



(例) 自動車メーカー商号、商標等

(ロ) 装置型式指定品表示（自マーク）



確認機関の略称のサンプル例

(ハ) 性能等確認済表示（確認機関が性能等を確認した交換用マフラーに行う表示）



(性能等確認済表示の例)

(ホ) 欧州適合指令（EU指令）適合品表示（eマーク）



(数字は認定国の番号を示し、番号は認定範囲により変わります。乗車定員11人以上又は車両総重量3.5トンを超える自動車の場合は除きます。)

② 次のいずれかの自動車等が現に備えているマフラー

(イ) 加速走行騒音試験を実施して騒音値が基準に適合する自動車等

■ 公的試験機関が実施した試験結果が必要となります。

(ロ) 加速走行騒音レベルが協定期間又はEU指令に適合する自動車等

■ 外国の法令に基づき書面又は表示で確認できます。例えば、以下のものがあります。

- (ただし、同一性や基準への適合性が明らかであることが必要です。)
- ・COCペーパー（EU指令に基づく車両型式認可車面に交付される適合証明書）
- ・WVTAラベル又はプレート（EU指令に基づく車両型式認可を受け付けた車面に貼付されている当該車両型式認可番号が表示されているもの）

注意！ 平成28年10月以降に製作される自動車等は運行中にこれらの表示や試験成績表等が確認できない場合、基準不適合となります。

参考：不正改造に
関する罰則

不正改造車
使用者

不正改造を
実施した者

整備命令の発令
整備命令に従わない場合については
50万円以下の罰金

6ヶ月以下の拘禁刑又は
30万円以下の罰金



不正改造車
使用者

整備命令の発令
整備命令に従わない場合については
50万円以下の罰金

不正改造を
実施した者

6ヶ月以下の拘禁刑又は
30万円以下の罰金

詳しくはQRコードを！



別紙5

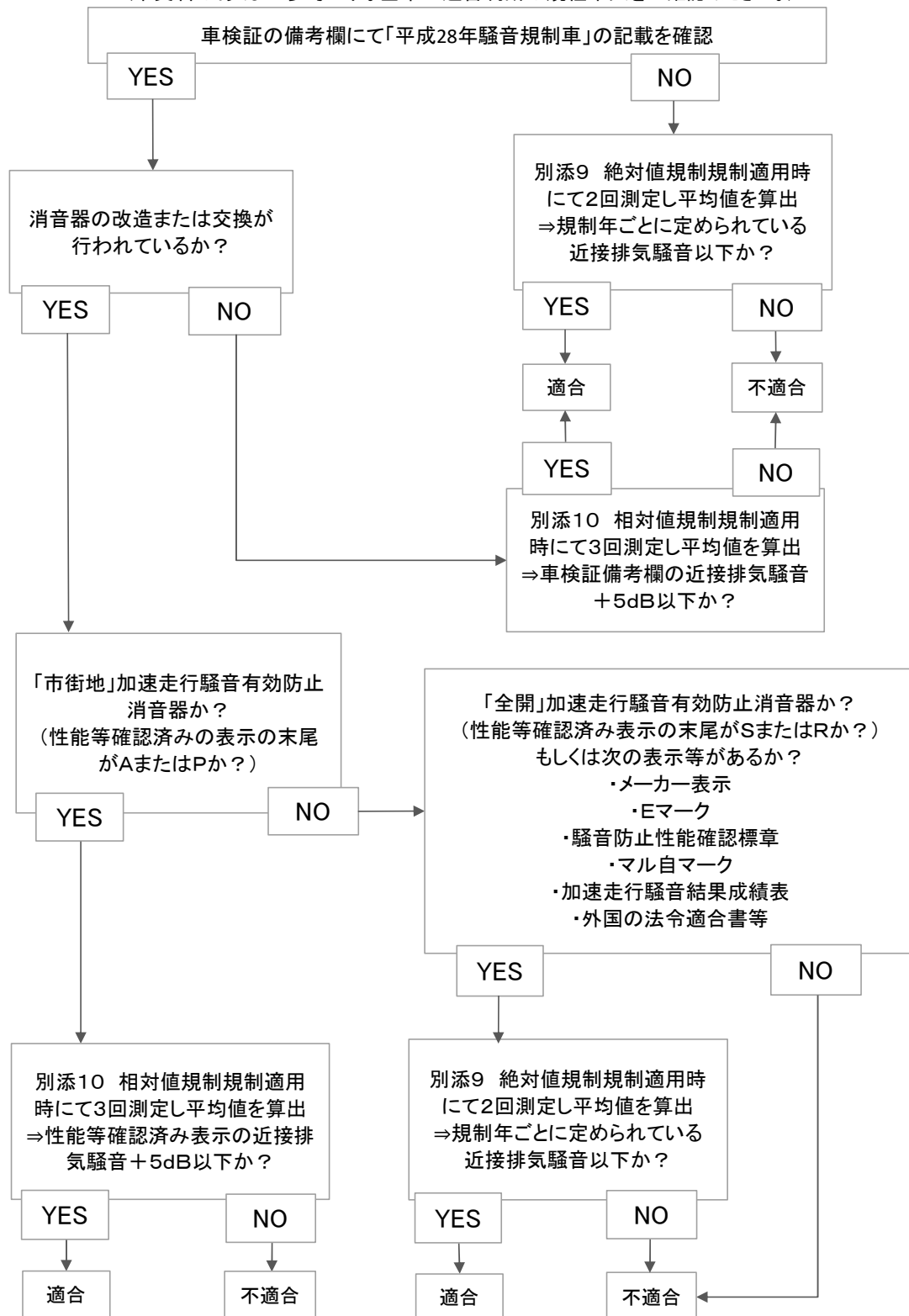
バイクも
クルマも

交換用マフラーは
基準適合品を選ぶ！



ネットで購入する際は
要注意です。

近接排気騒音の測定フローチャート
(本資料はあくまで参考です。基準の適否判断は規程本文をご確認ください。)



4. 自動車点検整備推進運動の強化月間

《発表記者会：東北電力記者会、青森県政記者会、岩手県政記者クラブ、宮城県政記者会、
秋田県政記者会、山形県政記者クラブ、福島県政記者クラブ》

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

令和8年8月31日
東北運輸局

9月・10月は「自動車点検整備推進運動」の強化月間です ～忘れない、いつもの暮らしにクルマの点検 点検整備やらないと～

自動車は、使用期間や走行距離に応じて劣化や故障が生じることから、不具合や故障によるトラブルを未然に防ぎ、安全・安心で環境にも配慮したカーライフを実現するためには、定期的な点検・整備が重要です。

東北運輸局では、強化月間中に自動車関係団体等と協力して自動車の点検・整備の必要性や重要性及び大型車等の車輪脱落事故防止の啓発を行います。

1 広報ツールを利用した周知・啓発（別添1）

全国の自動車関係団体等のご協力のもと、ポスターの掲出やチラシの配布、各地のデジタル掲示板へのPR画像の配信等を通して、タイヤ等の点検整備やOBD点検の重要性の周知・啓発を行います。

「点検整備推進運動」のポスター等はこちらからダウンロードできます。

URL：<https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha/tenkenseibi/tenken/t3/t3-1/>



点検整備推進ポスター

2 イベントの開催（別添2）

東北各県において、自動車整備関連イベントを開催し、来場者に対して自動車の点検・整備の必要性や重要性を周知します。

3 特設サイトや各種SNSへの啓発動画の掲載

昨年度好評だった特設サイト「点検整備やらナイト」※1を引き続き運用します。マイカーの点検整備の重要性をわかりやすく解説した動画や、地域の自動車点検イベントなど有益な情報を掲載予定です。※1 特設サイト：<https://tenken-knight.com/>



4 街頭検査の実施

東北各県において、運輸支局が警察や自動車関係団体等と協力し街頭検査※2を実施し、ドライバーに対して点検整備の啓発・指導を行います。

また、東北地域では大型自動車等の車輪脱落事故が多く発生していることから、冬用タイヤへの交換が始まる時期に、大型自動車のホイール・ナットの取付状況を確認し、車輪脱落事故防止の点検・整備を呼びかけます。



※2 道路上を走行している自動車の基準適合性を確認し、基準不適合車を排除することを目的として、警察等と連携して街頭で行う検査。整備不良車や不正改造車に対しては、国土交通省の担当官が整備命令の発令等を行います。



【問合せ先】

東北運輸局自動車技術安全部
整備・保安課 加藤、眞壁
TEL 022-791-7534

自働車点検整備推進制度

忘れない、
いつもの暮らしに
クルマの点検

点検整備
やらないと

安全・環境保全に必要設備の整備



「自動車点検整備推進運動」に関する情報や各種チラシ等はこちら

※各地域の取組については、最寄りの運輸局にお問い合わせください

<https://www.mlit.go.jp/iidosha/iidosha/tenkenseibi/tenken/t3/t3-1/>



▲自動車の点検・整備のことが詳しくわかります

www.tenken-seibi.com

▶クルマの愛情点検チェックガイド

www.tenken-seibi.com/m/s/index.html

[illegible]

全編入部附錄卷終

安全確保と環境保全はクルマの点検・整備から。

日常点検や定期点検はクルマのトラブルを防ぐだけではなく、地球温暖化の原因であるCO₂の削減にもつながります。特に、長くご使用のクルマには、細やかな点検が欠かせません。日頃からクルマの健康管理を心がけましょう。

日常点检

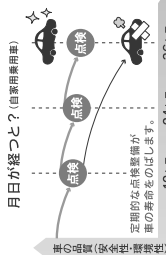
日常点検 日頃、自動車を使用中で、走行距離や運行状態などから判断し、適切な時期に点検を行うことが必要です。チェックしてみましょう。

定期点検

定期点検は、玄室確実・環境保護の観点から、自家用乗用車については、1年ごとに実施しなければなりません。

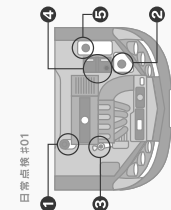
車検（自動車の検査）は、安全・環境面で国が定める基準に適合しているかどうかを一定の期間ごとに確認するものであり、次の検査までの安全性を保証するものではありません。

したがって、使用者は日常点検整備や定期点検整備を確実に実施するとともに、使用に応じた適切な保守管理を行う必要があります。



15 マイカーを点検しよう! 日常点検項目チェックシート

1111



①ブレーキ液の量

- ① リザーバー、タンク内の液量が増える範囲(上タンクラインと下タンクラインとの間)にあるかを点検します。
- ② 冷却水の量
- ③ リザーバー、タンク内の液量が増える範囲(上タンクラインと下タンクラインとの間)にあるかを点検します。
- ④ エンジン・オイルの量
- ⑤ エンジンに付いているオイル・レベルゲージを確認取り、付属しているオイルを試飲取りからゲージまでいっぱいまで注ぎ、再度試飲取りしたオイルの量からオイル・レベルゲージにより示された範囲内にあるかを点検します。
- ⑥ バッテリー液の量
- ⑦ バッテリー液の量が増える範囲(上タンクラインと下タンクラインとの間)にあるかを、量尺を照らすように点検します。
- ⑧ ウォーター・ポンプ・オイルの量
- ⑨ ウォーター・ポンプ・オイルの量が増える範囲(上タンクラインと下タンクラインとの間)にあるかを点検します。

判定○or×

エンジンルーム 5項目

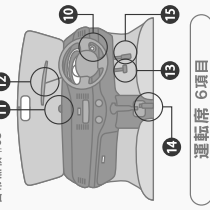
日期 姓名 学号



クルマの周り 4項目

- ③ラッパ類の点灯・点滅
ラッパ・サイレンを点灯・点滅させるには、ラッパ類の点灯・点滅スイッチを点灯・点滅の位置に押し込みます。
- ④タイヤの電圧計や油圧の青線
タイヤの電圧計や油圧の青線は、タイヤに油圧の付量しきり込みだしてはいけません。急に減速します。
- ⑤タイヤの空気圧
タイヤの油圧計の油圧の値を見ながら、タイヤの空気圧は規定の範囲内で必ず点検します。
- ⑥タイヤの溝の深さ
タイヤの溝の深さは、必ず規定の値より深く、油圧の値を2リットル・サイレンを点灯に押し込みます。2リットル・サイレンは、タイヤの油圧の3リットル・サイレンの位置に押し込みます。

田 堀 恒 雄 井 上 03



山 林 業

- 

① エンジンのかかり具合・異音
エンジンの運轉や加速時にエンジンスーズに因る音や、またエンジン始動時やアイドル回転状態で、異音がないかを点検します。



② タイランド・ウォウシヤ家の噴射状態
ワインド・ウォウシヤ家を観察させ、ワイバーの作動状態に確認されるかを点検します。



③ ワイバーの引き取り能力
ワイバーを動かして、指定された位置の作動が正確でないか、ワインド・ウォウシヤ家が隠れにくい位置を取るかを確認します。



④ プレーキの踏み張りしつと初速・合流
プレーキ・バグをいったい踏み込んだとき、前後のすき間（踏み張りしろ）の距離がどこまで開出で差があるかを点検します。

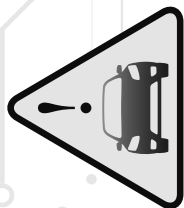


⑤ 踏張プレーキの引き出し（踏みしろ）
踏張プレーキをいったい出した（踏み込んだ）とき、引張しろ（踏みしろ）が多少足りず、少々足りず足りないかを点検します。



⑥ エンジンの運轉・加速状態
エンジン運轉をさせ、状態でのアイドル回転の回転数にスーズに落ち、また、エンジン音を特に確認したとき、ア

※ 自家用乗用車の定期点検は、1年ごとに点検を行う項目が細かく決められており、整備のプロにまかせたほうが安心です。



エンジンやABS等、従来から搭載されている装置も、ほとんどが電子的に制御・管理されるようになっていますが、装置の不具合により下記のような事故が起きています

※ABS(アンチロックブレーキシステム)は、急ブレーキの際にタイヤが完全に止まり滑って制動が効かない状態(ロック状態)になるのを防ぐため、ブレーキにかかる油圧(効き具合に直結)をコンピュータで制御するシステムのこと

事故の概要

走行中急ブレーキをかけたところ、一度はABSが作動したがすぐに機能が停止し、十分に減速ができず、ハンドル操作も効きづらくなったため、側壁及び道路標識に衝突した



調査の結果

スキャンツールをつないだところ、ブレーキオイルの油圧低下の故障コードが検出された。油圧低下によりABSが作動を停止してタイヤがロック状態となり、ブレーキ性能を十分に発揮できなかったことで事故につながったと推定される



このような不具合は、OBD点検により事前に検知し、整備することが可能です。地方運輸局の認証を受けた整備工場でスキャンツールを使用した

OBD点検を受けましょう!

※診断の対象となる識別表示を目標により点検する方法でも可能

認証を受けていることを示す看板



ご不明点があれば、最寄りの運輸支局へお問い合わせください。



国土交通省

協力：自動車点検整備推進協議会

くるまのコンピュータ点検していますか？



OBD点検の概要



「車載式故障診断装置(OBD)」とは...
車両に搭載されたコンピュータにより制御される各種装置の状態を監視するとともに、故障の有無を自己診断し記録する装置。

「スキャンツール」とは...
OBDに記録される各種装置の故障の有無・作動状況を読み出し、安全に走行できる状態であるかを確認する機器。

東北運輸局管内におけるイベント実施計画

県別	月 日 時 間	イ ベ ント 名 実 施 場 所	主なイベントの予定	備 考
青森	9月6日(日) 10:00～14:30	「自動車点検ふれあいフェスティバル2026」 青森運輸支局構内 所在地：青森県青森市浜田豊田139-1	・マイカー点検教室 ・マイカー無料点検サービス ・クルマ相談コーナー ・白バイ隊員との記念撮影 ・J A F子ども免許証 ・タイヤ交換レース	入場無料 問合せ先 青森運輸支局 検査整備保安部門 TEL：017-739-1501 音声案内後「2」
	9月27日(日) 10:00～15:00	「八戸自動車フェスティバル2026」 ピアドウ 駐車場 八戸市沼館4丁目3	・マイカー無料点検サービス ・J A F子ども免許証 ・J A Fロードサービス作業実演 ・八戸消防署レスキュー作業実演	入場無料 問合せ先 青森運輸支局 検査整備保安部門 TEL：017-739-1501 音声案内後「2」
岩手	9月19日(土) ～ 9月20日(日) 9:30～16:00	「自動車整備フェスタ2026」 ※岩手放送主催「IBCまつり」への出展 ツガワ未来館アピオ 岩手産業文化センター 所在地：岩手県滝沢市砂込389-20	・マイカー点検教室 ・マイカー相談 ・衝突試験車両の映像上映 ・運転適性診断体験 ・子供免許証、塗り絵作成等	入場無料 問合せ先 岩手運輸支局 検査整備保安部門 TEL：019-638-2154 音声案内後「2」
宮城	9月12日(土) 10:00～17:00 13日(日) 10:00～16:00	「ジュニアメカニック2026in東北」 夢メッセみやぎ 所在地：仙台市宮城野区港3丁目1-7	・整備士体験 ・チラシ配布 ・ポスター掲示	入場無料（事前登録必要） 問合せ先 東北運輸局 自動車技術安全部 整備・保安課 TEL：022-791-7534
	10月17日(土) 10:00～14:30	「宮城バスまつり」への出展 勾当台公園仮設広場 所在地：仙台市青葉区本町3丁目	・アンケート調査 ・チラシ配布 ・ポスター掲示	入場無料 問合せ先 宮城運輸支局 検査・整備・保安部門 TEL：022-235-2517 音声案内後「2」
秋田	9月12日(土) 10:00～14:30	「マイカーてんけん日フェア」 ※秋田県自動車整備振興会主催 道の駅さんない「ウッディらんど」駐車場 所在地：秋田県横手市山内土淵字小目倉沢34	・マイカー点検教室 ・無料日常点検 ・マイカー相談 ・自動車構造・装置のカット模型展示 ・トルクレンチ体験	入場無料 問合せ先 秋田運輸支局 検査整備保安部門 TEL：018-863-5811 音声案内後「2」
	10月17日(土) ～ 10月18日(日)	「あきたNEXTモーターショー2026」 ※あきたNEXTモーターショー実行委員会主催 あきたスカイドーム 所在地：秋田県秋田市雄和椿川駒坂台4-1	・マイカー点検教室 ・マイカー相談所 ・自動車構造・装置のカット模型展示	入場無料 問合せ先 秋田運輸支局 検査整備保安部門 TEL：018-863-5811 音声案内後「2」
山形	10月17日(土) ～ 10月18日(日)	「マイカー点検フェスティバル2026」 ※「やまがた環境展2026」への出展 山形国際交流プラザ 山形ビッグウイング 所在地：山形市平久保100番地	・マイカー相談 ・マイカー無料点検 ・劣化部品展示 ・スタンプラリー ・ペーパークラフト作成 ・こども免許証発行等	入場無料 問合せ先 山形運輸支局 検査整備保安部門 TEL：023-686-4711 音声案内後「2」
福島	10月11日(日) 10:00～15:00	「くるまの点検フェア」への出展 A G Cエレクトロニクス郡山カルチャーパーク 駐車場 所在地：福島県郡山市安積町成田字東丸山61番地	・子供免許証交付 ・キッズメカニック体験 ・カットエンジン展示 ・自動車部品展示	入場料未定 問合せ先 福島運輸支局 検査整備保安部門 TEL：024-546-0345 音声案内後「2」

※実施日や時間・会場等は予告なく変更となる場合があります。

5. 地区別認証・指定工場数（令和8年3月末）

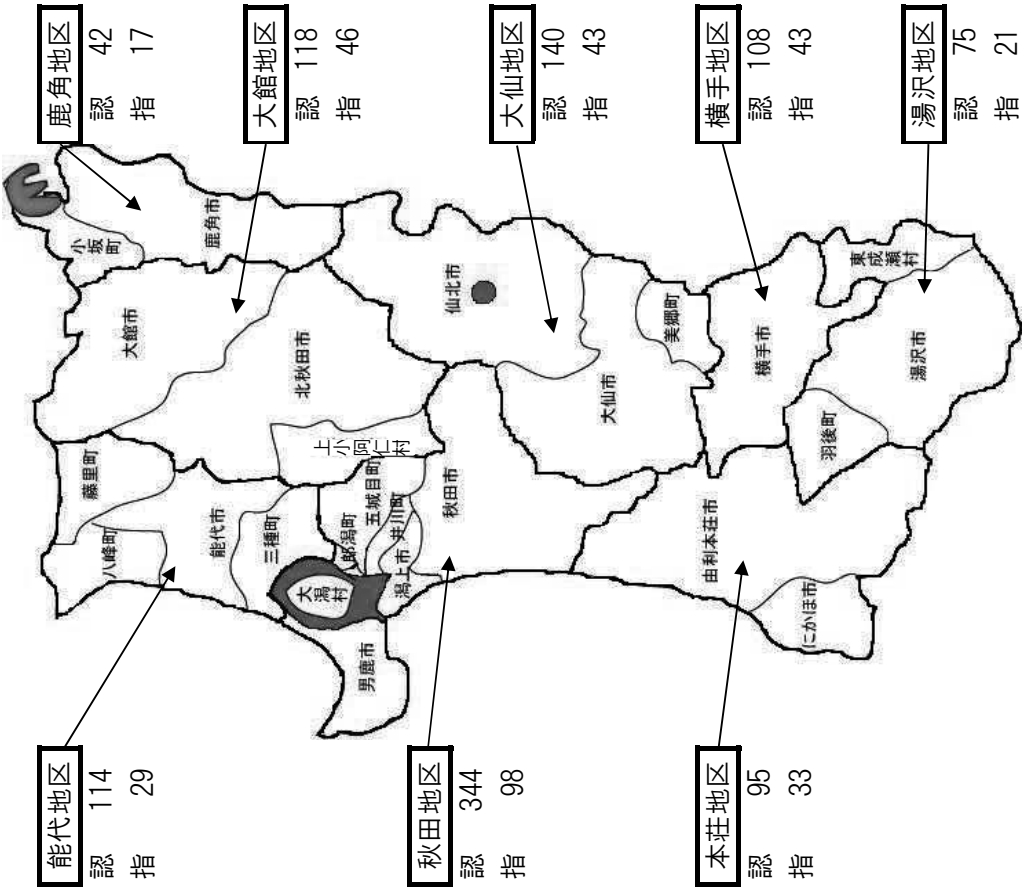
自動車の整備工場関係

(1) 地区別認証工場数、指定工場数

令和8年3月末現在

地区別	認証工場数	指定工場数
鹿角		
鹿角市	37	16
鹿角郡	5	1
大館		
大館市	88	34
北秋田市	28	12
上小阿仁村	2	0
能代		
能代市	79	27
山本郡	35	2
秋田		
秋田市	283	80
南秋田郡	14	6
潟上市	26	5
男鹿市	21	7
本荘		
由利本荘市	79	28
にかほ市	16	5
大仙		
大仙市	99	29
仙北市	25	12
美郷町	16	2
横手		
横手市	108	43
湯沢		
湯沢市	62	19
雄勝郡	13	2
計	1,036	330

※指定工場数は認証工場の内数を示す。



6. 最近の整備事業者の行政処分の概況（参考資料）

最近の整備事業者の行政処分の概況（全国）		
処分年月	処分内容	違反概要
① 令和8年4月	指定取消 認証取消 検査員解任1名	・ペーパー車検（5台）を実施、保安基準不適合状態で適合証交付するなど、複数の違反が確認された。
② 令和8年4月	指定取消 認証停止60日 検査員解任2名	・不正改造状態での車検手続き、適合証交付をしたことなど、複数の違反が確認された。
③ 令和8年4月	指定停止20日 認証停止25日	・不正改造状態で適合証交付（1台）、立入検査の質問に対し虚偽の陳述を行ったことが確認された。
④ 令和8年5月	指定停止15日 検査員警告1名	・不正改造状態で適合証交付（1台）。
⑤ 令和8年5月	指定停止25日 検査員解任1名	・点検整備の一部を実施せず適合証交付、故意により検査の一部を実施せず適合証を交付したことが確認された。
⑥ 令和8年3月	指定取消 認証取消 検査員解任1名	・ペーパー車検での車検手続き（409台）、検査を全て実施せず適合証交付（1728台）するなど、複数の違反が確認された。

令和7年度 指定整備事業者の処分状況一覧表

(令和8年3月末現在)

支 局	処分年月	処 分 内 容	違 反 の 概 要
福島	令和7年12月	保安基準適合証の交付停止 20日	【指定整備事業関係】 ・法令の規定を遵守する体制でない。 ・適合証の交付日から当該適合証により更新される車検有効期間の満了日まで の期間のうち一部の期間において自賠責未加入状況になるにもかかわらず適 合証を交付した。

令和7年度 特定整備事業者の処分状況一覧表

(令和8年3月末現在)

支 局	処分年月日	処 分 内 容	違 反 の 概 要
宮 城	令和7年10月	自動車特定整備事業の停止 15日間	・特定整備記録簿の虚偽記載 ・特定整備記録簿の一部記載漏れ ・故意以外による点検整備料金の過剰請求 ・整備主任者の特定整備等に関する統括管理不備

7. 検査場からのお知らせ

東北検査部秋田事務所

注意事項

- ・不慣れな方は、必ず職員にお申し出ください。
- ・フルタイム4WD車はマルチコースに並んで下さい。フルタイム4WD以外（切り換え有り車両含む）の車両は兼用コースに並んでください。
- ・車台番号・エンジン型式・モーター型式は、入庫した時点で打刻位置を確認し、見やすいように清掃等を行ってから受検して下さい。また、職権打刻が必要な場合は事前に整備部門にご相談ください。
- ・ハイブリッド車の整備モードへの切り替えや、トラクションコントロール装置、横滑り防止装置、坂道発進補助装置等の装置を装着している車両の場合、受検前に変更方法を確認するとともに、実際に切り替えや解除ができることを確認してから受検して下さい。
- ・灯火等の各スイッチの場所を確認してから受検してください。
- ・検査場待機コースの傾斜している部分について、安全のため停車禁止部分をもうけました。斜線部分には停車しないようよろしくお願いします。
- ・スピードメーター検査の際、40km/hで速度が落ち着いてから、ボタンの申告を行うようにお願いいたします。加速しながら申告し、「×」となることが非常に多くなっております。
- ・冬期間コース入場の際は、タイヤハウスへの着雪、ボンネットや屋根への積雪などは、必ず取り除いてから入場願います。コース上へ落ちた雪がブレーキテスト部分に着雪し、制動力が検出できない場合や、各車両のホイールベースが正確に測れず検査を開始できない等の障害が発生しております。コースを閉鎖しての復旧作業が必要になるため、他の車両の受検に多大な影響を与える恐れがあります。
- ・運転席を除くシートベルトは、装着状態にしておくようお願いします。
- ・受検の際は、荷物（交換用タイヤを含む）は積まないでください。
- ・受検中は自動車検査票を保持し、検査担当者の求めに応じて提示してください。なお、下回り検査担当者に自動車検査票その他の書面を提示する場合は、ピット開口部からの受け渡しは行わないでください。
- ・OBD 検査対象車にあつては、当該自動車のデータリンクコネクタには何も取付けられておらず、検査用スキャンツールを接続できる状態にしてください。

改造自動車届出制度の見直しについて

改造自動車届出制度に関し次のとおり取扱いを見直し、令和8年10月1日から適用することとしたのでお知らせします。

○同一型式内に設定されている装置や一般に流通している自動車部品を用いた改造であって一定の条件を満たすものについては、一定の安全性が確保されているものとして改造自動車の届出対象から除外し、審査方法を「事前書面審査＋現車審査」から「現車審査のみ」に移行します。

○改造自動車届出制度を新規検査等届出制度に統合しオンライン届出を可能とする等、届出手続きの効率化を図ります。

改造自動車の届出対象の見直し

次に該当する改造は、改造自動車の届出対象から除外します。

◆指定自動車等の改造であって、同一の型式（OEM車等を含む。）内に設定されている装置（許容限度が明確な自動車にあっては許容限度が当該自動車と同一又は大きい類別区分番号に設定されているものに限る。）を、取付方法等を変更することなく用いたもの〔動力伝達装置、走行装置、緩衝装置又は連結装置の改造に限る。〕

◆乗車定員が9人以下の乗用自動車又は車両総重量が3.5トン以下の貨物自動車の改造であって、自動車の製作を業とする者、自動車の装置の製作を業とする者又は自動車部品の製作を業とする者により製作された一般に流通している自動車部品を、取付方法等を変更することなく用いたもの〔緩衝装置の改造に限る。〕

新規検査等届出制度との統合

改造自動車届出制度を新規検査等届出制度に統合し、改造自動車の審査についても新規検査等書面審査要領により実施します。

また、これに伴い、届出書等の提出先を当該改造自動車の新規検査等を申請する運輸支局等と同一敷地内にある事務所等（代表届出の場合にあっては地方検査部又は沖縄事務所）とするとともに、改造自動車審査結果通知書の交付を廃止します。

新規検査等書面審査要領



改造自動車審査要領

新規検査等書面審査要領
改正後は改造自動車の審査についても
新規検査等書面審査要領により実施

※ 詳細については、当機構のWebサイトに掲載している審査事務規程別添2「新規検査等書面審査要領」をご参照ください。



独立行政法人
自動車技術総合機構
National Agency for Automobile and Land Transport Technology

揭示期限 令和9年3月31日

背景

改造自動車届出制度は、改造内容について届出を得ることにより新規検査等当日の保安基準への適合性の確認を適正かつ効率的に行うことを目的としたものですが、近年の自動車技術の進展や改造形態の変化に対応していくとともに、昨今のデジタル化推進に伴い届出手続きの効率化を図っていく必要があります。

また、自動車機構における自動車の構造・装置の変更等に伴う事前書面審査制度は「新規検査等届出制度」と「改造自動車届出制度」が存在し、自動車の形態によっては同一の検査において2種類の届出が必要となり、新規検査等に係る手続きが煩雑になる場合があります。

これらの課題を解消すべく、令和8年3月25日付けで審査事務規程の一部を改正し、改造自動車届出制度の見直しに係る規定を令和8年10月1日から適用します。

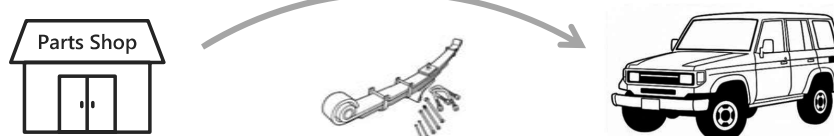
改造自動車の届出対象の見直し

近年の自動車技術の進展や改造形態の変化に対応しつつ、事前書面審査を実施することによる効果も考慮し、「動力伝達装置」、「走行装置」、「緩衝装置」及び「連結装置」に係る次の改造は、一定の安全性が確保されているものとして改造自動車の届出対象から除外します。

指定自動車等の改造であって、同一の型式（OEM車等を含む。）内に設定されている装置（許容限度が明確な自動車にあっては許容限度が当該自動車と同一又は大きい類別区分番号に設定されているものに限る。）を、取付方法等を変更することなく用いたもの〔動力伝達装置、走行装置、緩衝装置又は連結装置の改造に限る。〕



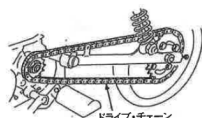
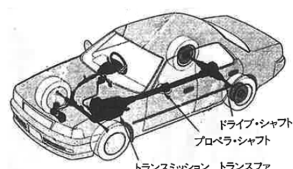
乗車定員が9人以下の乗用自動車又は車両総重量が3.5トン以下の貨物自動車の改造であって、自動車の製作を業とする者、自動車の装置の製作を業とする者又は自動車部品の製作を業とする者により製作された一般に流通している自動車部品を、取付方法等を変更することなく用いたもの〔緩衝装置の改造に限る。〕



改造自動車の届出対象の見直し

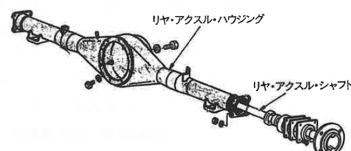
改造自動車の届出対象の見直しは、保安基準における「堅ろう」や「十分耐える」といった装置の強度に関する定性的要件の適合性確認をしている装置であって、排出ガス性能や技術的要件の適合性確認が発生しない次の4つの装置を対象とします。

動力伝達装置



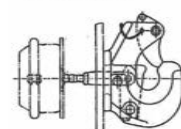
走行装置

(リヤ・アクスル)

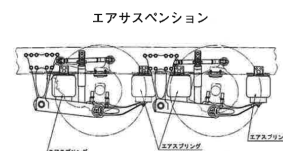
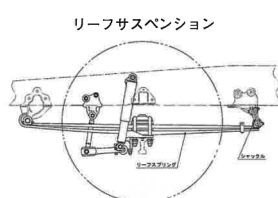
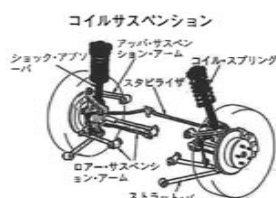


連結装置

ピントルック形



緩衝装置



Copyright© National Agency for Automobile and Land Transport Technology

3

改造自動車の届出対象の見直し

改造自動車の届出対象の見直しの対象とする装置は、これまでも改造自動車届出の対象外であるコイルスプリングやストラットなどと同じように、堅ろう性等について現車審査時に視認等により基準適合性を確認します。

※自動車検査証記録事項変更の要否は、「自動車部品を装着した場合の構造等変更検査時等における取扱いについて（依命通達）」（平成7年11月16日付け自技第234号自整第262号）により判断

事前書面審査要領

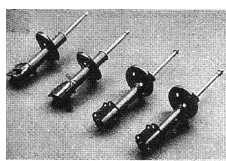
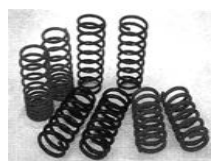


視認等による審査

審査方法
の見直し

視認等による審査

現在も改造自動車届出の対象とはしていない装置の例



Copyright© National Agency for Automobile and Land Transport Technology

4

新規検査等届出制度との統合

「新規検査等書面審査要領」と「改造自動車審査要領」はどちらも自動車の変更部分等の基準適合性を確認する目的の事前書面審査制度であることから、改造自動車審査要領を新規検査等書面審査要領に統合し、オンライン届出を可能とする等、手続きの簡素化や審査の効率化を図ります。



新規検査等届出制度との統合によるメリット

- 架装内容によって発生していた「新規検査等届出制度」と「改造自動車届出制度」の二重手続きを解消
- 自動車技術総合機構オンライン届出システムを活用したオンライン手続きの実現
- 審査行程の効率化により審査期間の短縮が見込まれる

新規検査等届出制度との統合に伴う取扱いの見直し

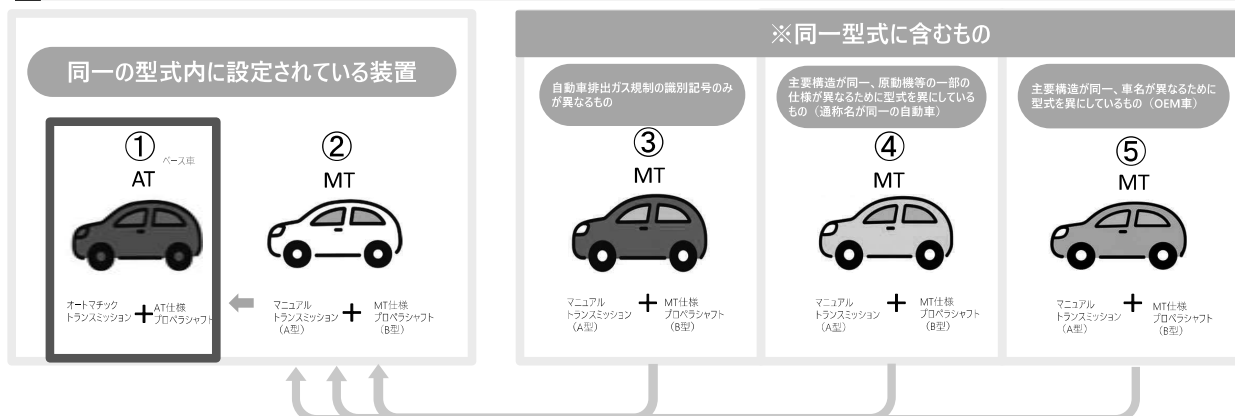
届出書等の提出先は、当該改造自動車の新規検査等を申請する運輸支局等と同一敷地内にある事務所等（代表届出にあっては地方検査部又は沖縄事務所）とします。

- 改造自動車届出制度は改造内容について届出を得ることにより新規検査等当日の保安基準への適合性の確認を適正かつ効率的に行うことを目的としたものであることから、新規検査等書面審査要領に統合して現車審査を実施する事務所等において事前書面審査を実施することとします。

改造内容及び審査結果は自動車機構の内部ネットワークにより全国93事務所で共有することができることから、改造自動車審査結果通知書の偽造や改ざんを防止するため、改造自動車審査結果通知書の交付は行わないこととします。

- 改造自動車届出書が提出された自動車については、保安基準に適合していると認められる場合には改造自動車審査結果通知書を届出者に交付しているが、現在は自動車機構の内部ネットワークにより改造内容及び審査結果を全国93事務所で共有することができるため、改造自動車審査結果通知書の交付を廃止しても審査の実施に影響はありません。
- 改造自動車審査結果通知書の交付を廃止することにより、改造自動車審査結果通知書の改ざんや偽造のリスクを排除することができます。
- 指定整備工場にあっては、これまでどおり、使用者若しくは改造を行った者に改造内容の確認を行っていただき、判断してください。なお、改造内容が確認できない場合又は改造内容が明確でない場合には、持込検査をご検討ください。
(自動車機構に改造内容をお問い合わせいただいたとしても車検証情報以上の内容については個人情報保護等の観点からお答えすることができません)

同一の型式内に設定されている装置の考え方（別添2 3.2.(5)④関係）



○3.2.(5)④が対象となる自動車と装置は次のとおり（この場合は改造自動車の対象とならないもの）

＜対象自動車＞

「指定自動車等の改造」

＜対象装置＞

「同一の型式(※を含む)内に設定されている装置」

+

「許容限度が明確な自動車にあっては許容限度が当該自動車と同一又は大きい類別区分番号に設定されているもの」or「許容限度が明確でない自動車のもの」

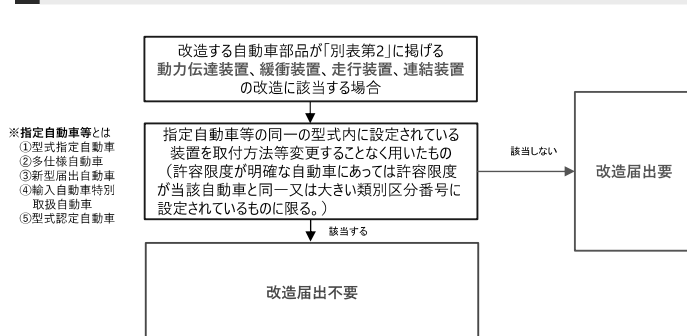
+

「取付方法等を変更することなく用いたもの」

Copyright© National Agency for Automobile and Land Transport Technology

7

現車審査時フローチャート（同一の型式内に設定されている装置として判断する場合）



※指定自動車等とは
①型式指定自動車
②多仕様自動車
③新車届出自動車
④輸入自動車特別
取扱自動車
⑤型式認定自動車

審査事務規程 別添2（新規検査等書面審査要領）3.2.(5)④

指定自動車等の改造であって、同一の型式内に設定されている装置（許容限度が明確な自動車にあっては許容限度が当該自動車と同一又は大きい類別区分番号に設定されているものに限定。）を、取付方法等を変更することなく用いたもの（動力伝達装置、走行装置、緩衝装置又は連結装置の改造に限る。）

※「同一の型式」には、自動車排出ガス規制の識別記号のみが異なるもの、主要構造が同一であって原動機や駆動軸数等一部の仕様が異なるために型式を異にしているもの（通称名が同一の自動車）及び主要構造が同一であって車名が異なるために型式を異にしているもの（いわゆるOEM車）を含む。

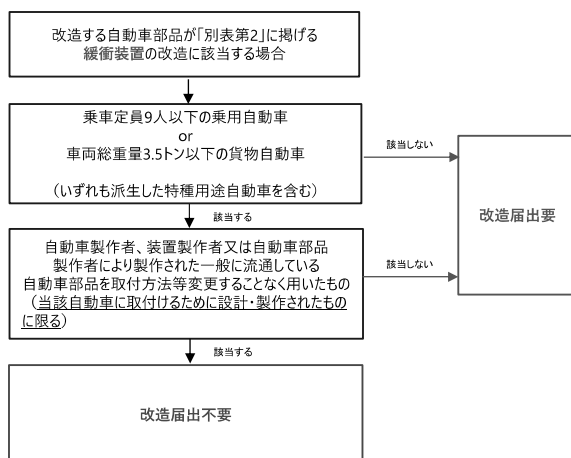
新規検査等書面審査要領 別表第2

対象装置	改造内容	改造事例	改造内容及び改造事例の留意すべき事項
動力伝達装置	① プロペラシャフトの寸法又は材質の変更 ② ドライブシャフトの寸法又は材質の変更 ③ トランスミッションについて、次に掲げる変更を行うもの ・操作方式の変更 ・異なるトランスミッション型に変更するもの ・クラッチの方式の変更 ④ 駆動軸数の変更を行うもの ⑤ 駆動軸への動力伝達方式について、次に掲げる変更を行うもの ・チェーン式 / ベルト式 → ドライブシャフト式	手動式 ⇄ 自動式 A型 ⇄ B型 機械式 ⇄ 電磁式 前輪駆動・後輪駆動 ⇄ 全輪駆動	新設又は追加するものを含む。 新設又は追加するものを含む。 変速比又は変速段数の変更を除く。 新設又は追加するものを含む。 同方式で強化型に変更するものは除く。 新設又は追加するものを含む。 新設又は追加するものを含む。 原動機から駆動軸までの動力伝達方式の変更をいう。 ベルト、チェーンなどの併用式を含む。
走行装置	① 走行方式について、次に掲げる変更を行うもの ・タイヤ ⇄ カタピラ又はソリ ② フロント・アクスル又はリア・アクスルの変更を行うもの ③ 軸数の変更を行うもの	二輪車 ⇄ 側車付二輪車 ⇄ 三輪車	新設又は追加するものを含む。 新設するものを含む。ただし③にかかわる場合を除く。
緩衝装置	① 緩衝装置の種類について、次に掲げる変更を行うもの ・コイルスプリング ⇄ リーフスプリング ⇄ トーションスプリング ⇄ ウォーキングビーム ⇄ トーションエア（油圧）リスペンション ② 懸架方式について、次に掲げる変更を行うもの ・リーフスプリング、アラバット、シャックル、サスペンションアーム又はナックルサポートの変更を行うもの	ストラット式 ⇄ マルチリンク式 リジッドアクスル式 ⇄ 独立懸架式	適合式に変更したものを含む。ただし、車高の調整を行うことを目的とするもの等緩衝装置の補助的な役割（主ばねが路面からの衝撃に対し十分な容量を有している場合をいう。）を持つばね等の装置等を除く。 新設又は追加するものを含む。 リーフスプリングの枚数を増加する変更を除く。 車軸式の走行装置を保持するための部品、二輪自動車、側車付二輪自動車のスイングアーム、フロントフォークを除く。 サスペンションアームとは、テンションロッド、ラテラルロッド、アライメント調整を目的とするリンク等、専ら車軸の位置決定に用いる部品を除き、緩衝装置の作用を主に受け持っているものをいう。
連結装置	① 次に掲げる連結器の取付又は連結器本体について、変更を行うもの ・第五輪式連結器 ・ピントルフック式連結器 ・ベルマウス式連結器 ・ヒッチボール式連結器	A型 ⇄ B型 フルトラクター用ピントルフック式連結器の取付等	牽引自動車の主制動装置と連動して作用する構造の主制動装置を備える牽引自動車又はこれを牽引する牽引自動車の連結装置に限る。 新設、追加又はその他の形式の連結装置の取付等を含む。この場合に「変更」とはサイズ（牽引可能な重量、第五輪荷重等の許容重量等）、牽引方式（第五輪式、ピントルフック式等牽引装置の方式）の変更をいう。 連結器の取付装置の変更（スライドブラのスライド機構の取付、ハイリフトカブのフット機構の取付等）又はボール・フルトラクターの連結案内棒を連結するための装置の取付は「この場合の「変更」とみなさない。

Copyright© National Agency for Automobile and Land Transport Technology

8

現車審査時フローチャート（一般に流通している自動車部品として判断する場合）



新規検査等書面審査要領 別表第2

対象装置	改造内容	改造事例	改造内容及び改造事例の留意すべき事項
緩衝装置	① 緩衝装置の種類について、次に掲げる変更を行うもの ・コイルスプリング⇔リーフスプリング⇔ トーションスプリング⇔ウォーキングビーム ⇔トラクションエア（油圧）サスペン ション		複合式に変更したものを含む。ただし、車高の調整を行うことを目的とするもの等緩衝装置の補助的な役割（主ばねが路面からの衝撃に対し十分な荷重を有している場合をいう。）を持つばね等の装置を除く。
	② 懸架方式について、次に掲げる変更を行うもの ・リーフスプリング、ブラケット、シャックル、サスペンションアーム又はアッ クルサポートの変更を行うもの	ストラット式⇔ マルチリンク式 リジッドアクスル式 ⇔独立懸架式	新設又は追加するものを含む。リーフスプリングの枚数を増加する変更を除く。車軸式の走行装置を保持するための部品、二輪自動車、側車付二輪自動車のスイングアーム、フロントフォークを除く。サスペンションアームとは、デフシャフト、ラテラルロッド、アライメント調整を目的とするリンク等、専ら車輪の位置決めに用いる部品を除き、緩衝装置の作動を主に受け持っているものをいう。

審査事務規程 別添2（新規検査等書面審査要領） 3.2. (5)⑤

乗車定員が9人以下の乗用自動車又は車両総重量が3.5トン以下の貨物自動車の改造であって、自動車の製作を業とする者、自動車の装置の製作を業とする者又は自動車部品の製作を業とする者により製作された一般に流通している自動車部品（当該自動車に取付けるために設計・製作されたものに限る。）を、取付方法等を変更することなく用いたもの（緩衝装置の改造に限る。）

※「乗用自動車」「貨物自動車」には、派生した特種用途自動車を含む。

審査事務規程 4-12-2 審査に必要な書面

(11) 自動車部品の由来の確認資料

受検車両に装着されている自動車部品が、自動車の製作を業とする者、自動車の装置の製作を業とする者又は自動車部品の製作を業とする者により製作された一般に流通している自動車部品（当該自動車に取付けるために設計・製作されたものに限る。）であるかどうか判断できない場合には、受検者に対し当該部品に係る資料の提示を求め審査するものとする。

【新規検査等書面審査要領】3.2. (5)④、⑤における確認資料

●疑義が生じた際に、受検者から説明を求めるほか、資料を求め判断する

例 3.2. (5)④

・諸元表により、許容限度がわかるもの。



・サービスマニュアルにより、同一型式内の装置を使用していることがわかるもの。



例 3.2. (5)⑤

・カタログ等により、一般に流通している自動車部品であること及び当該自動車に取付けるために設計・製作されたものと判断できる書面。




自動車技術総合機構東北検査部からのお知らせ

令和8年3月

審査事務規程の一部改正に係る受検者の遵守事項の追加
—ピット開口部での書類の受け渡し禁止—



【概要】

4月1日より受検者のピット開口部での書類の受け渡しが禁止となります。下回りでの確認事項（改造通知書の内容確認等）については不適合箇所の説明時と同様にピットに階段で降りていただき確認します。

独立行政法人自動車技術総合機構

重大人身事故発生!!



①荷台寸法測定のため荷台後面扉のロックを解除して開けていったところ、扉の重量が作業者に急激にかかっていった。

②作業者は、後面扉の重さを支え切れず、地面との間に挟まれ重傷を負った。

扉の重量は、大人4人でようやく持ち上げる程度



【原因】開閉補助のためのバネが取り付けられていなかった。



重量のある上下開き式の扉については、事前に安全な開閉を確認してから受検されるようお願いいたします！

荷箱内に荷物、仕切り板がないかの事前確認もお願いいたします！

独立行政法人自動車技術総合機構

令和7年8月

検査場内での事故防止にご協力をお願いします！

令和7年度上半期 事故原因ランキング

第1位 運転操作ミス 18件



▲一旦停止後、前方を見ずに前進しヘッドライトテストに衝突

▲左側に寄り過ぎた状態で進入しテスト進入防止柵に衝突

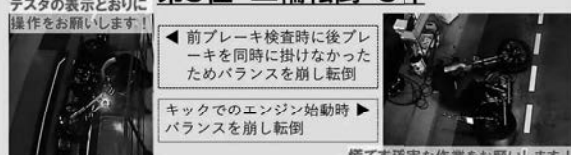
第2位 暴走(ギア位置誤り・ペダル踏み間違い等) 9件



▲ヘッドライト検査時にギアが「D」に入っていたため暴走しテストに衝突

▲ギア「R」でペダルを踏み間違え、約1.0m暴走した後続車に衝突

第3位 二輪転倒 3件



▲前ブレーキ検査時に後ブレーキを同時に掛けなかったためバランスを崩し転倒

▲キックでのエンジン始動時バランスを崩し転倒

慌てず確実な作業をお願いします！

独立行政法人自動車技術総合機構

令和7年10月

Hテスト衝突事故にご注意ください！



測定時は必ず



測定中の空ぶかし原則禁止

ヘッドライトテストの修理代1000万円超をご負担いただくケースもあります！

検査場内で適用される保険への加入も

ご確認ください！



保険金額は不足していませんか？
使用者加入の自動車保険は適用されますか？

独立行政法人自動車技術総合機構

令和8年2月

ギア位置誤りに注意



暴走事故が多発しています！



シートベルト差しっぱなしでの
降車もやめましょう！
安全機能(降車時の自動パー
キングやエンジン自動停止)が
作動しなくなる場合があります。

独立行政法人自動車技術総合機構

令和8年4月

<運転者の操作ミスによる事故事例>

検査コースへ後退して入場しようとしたところ外壁及びシャッターへ衝突。
(事故発生原因)外壁等と車両の距離を確認していなかった。
【受検者負担】外壁、シャッター修繕費用



下回りピットを通過しようとしたところ、左側車輪が前後ともに脱輪。
(事故発生原因)右側に寄っていたにもかかわらず、確認せず前進した。



ヘッドライト検査中にも関わらず前進し、ヘッドライトテスタへ衝突した。
(事故発生原因)窓から乗り出して床のラインだけを見ており、前方を見て
いなかった。

【受検者負担】ヘッドライトテスタ修理費用



NALTEC 自動車技術総合機構
National Agency for Automobile and Land Transport Technology

<暴走による事故事例>

スピード申告スイッチを取ろうとDレンジのまま降車し、車両が発進。
無人のまま暴走し、コース前方の車両に衝突。
(事故発生原因)Dレンジのまま降車したことによる車両暴走。
【受検者負担】車両修理費用



進入時にブレーキとアクセルを踏み間違え、コース前方の車両に衝突。
(事故発生原因)ペダル踏み間違えによる車両暴走。

【受検者負担】車両修理費用



前進時にブレーキとアクセルを踏み間違え、コース前方の車両に衝突。
(事故発生原因)ペダル踏み間違えによる車両暴走。

【受検者負担】車両修理費用



マフラーから白煙(衝突後もアクセルを踏んでいる)

NALTEC 自動車技術総合機構
National Agency for Automobile and Land Transport Technology

マルチテスタ

進入時&検査時の 事故が多発しています！

①左に寄ったままテスタに進入



②ギア位置後退のままスピード検査実施



受検者起因の事故による検査機器の損傷の場合、
多額の修理費をご負担いただくケースもあります。

油断せず・落ち着いて・慎重に

受検してください！

独立行政法人自動車技術総合機構

令和8年8月

8. 令和 7 年度不当要求発生件数（プレスリリース）

プレスリリース
令和 8 年 7 月 2 2 日



令和 7 年度の不当要求行為は 56 件発生

～機構職員に対する暴力行為は 2 件発生～

令和 7 年度中に全国の事務所から報告があった、機構職員に対する暴力行為、脅迫・威圧行為、強要行為等の不当要求行為についてまとめたのでお知らせいたします。

1. 全国 93 カ所の事務所から報告がありました不当要求行為の総件数は 56 件でした。前年度より、1 件増加しております。
2. 不当要求行為を行った受検者別内訳は、ユーザー本人によるものが 25 件（44.6%）、受検代行業者によるものが 20 件（35.7%）、整備事業者によるものが 8 件（14.3%）、その他が 3 件（5.4%）となっています。
3. 不当要求行為の主な内容は、説明強要が 23 件（41.1%）、脅迫・威圧行為が 14 件（25.0%）、合格強要が 6 件（10.7%）、車両放置が 4 件（7.1%）、時間外検査強要が 3 件（5.4%）、暴力行為が 2 件（3.6%）となっています。
4. 機構職員に対する暴力行為は依然として無くならず、令和 7 年度は 2 件（前年度より 1 件増加）の暴力行為が発生しました。暴力行為に対しては、警察に被害届出を出すなど毅然とした対応を行っております。
5. 不当要求行為に対し警察が出動した事案は 13 件（23.2%）あり、その内訳はユーザー本人によるものが 7 件、受検代行業者によるものが 4 件、整備事業者によるものが 1 件、その他が 1 件となっております。
6. 今後も引き続き、国土交通省や警察当局との連携を密にし、不当要求防止責任者を選任することや不当要求に係る緊急事態を想定した対応訓練を実施するとともに、防犯カメラや IC レコーダによる防犯設備の活用により、組織全体で不当要求防止対策に取り組み、的確で厳正かつ公正な審査業務を実施して参ります。

お問い合わせ先

〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町 4-41 住友生命四谷ビル 4 階
独立行政法人自動車技術総合機構 企画部企画課

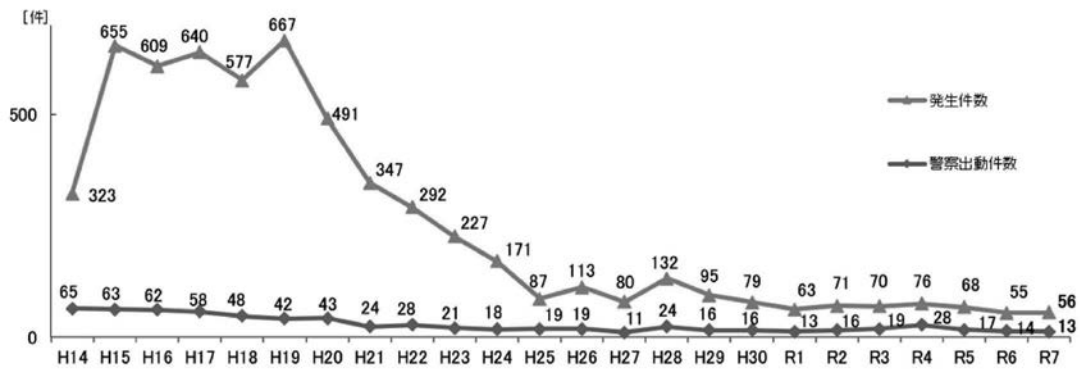
電話 03-5363-3441（代表）

FAX 03-5363-3347

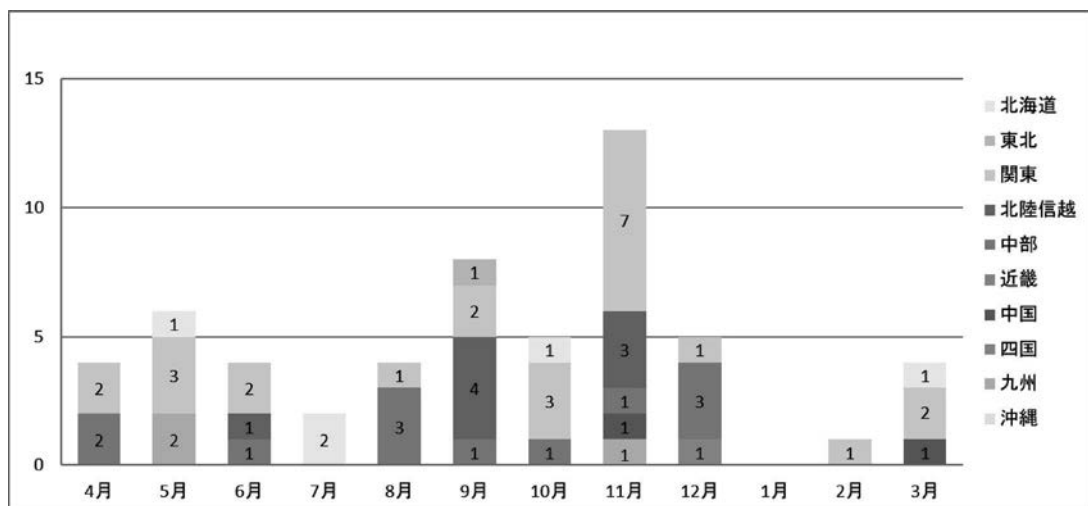
<http://www.naltec.go.jp>

自動車機構における不当要求行為の概要
平成14年度（14年7月1日から）～令和7年度（令和8年3月31日まで）

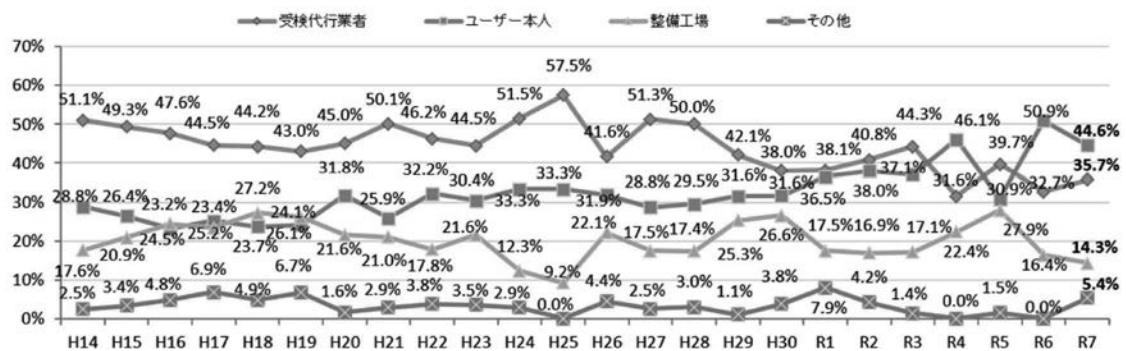
I. 不当要求行為の推移



II. 地域別の発生状況

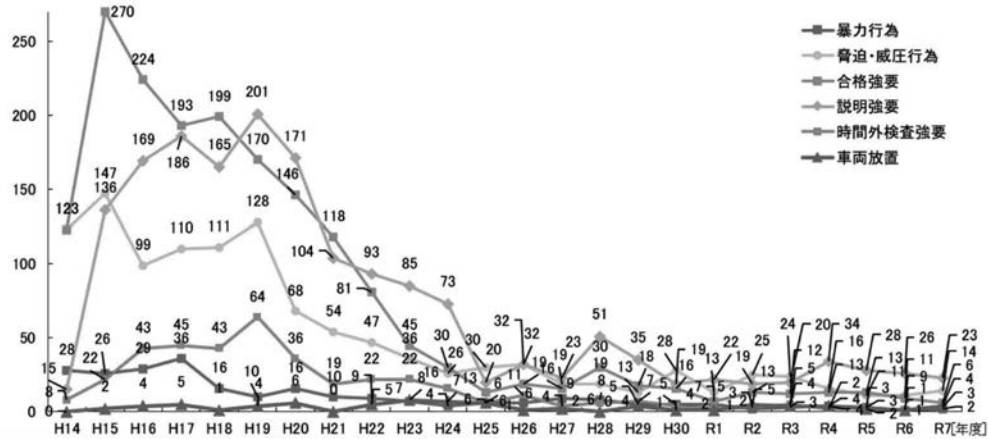


II-2. 不当要求行為の受検者別推移

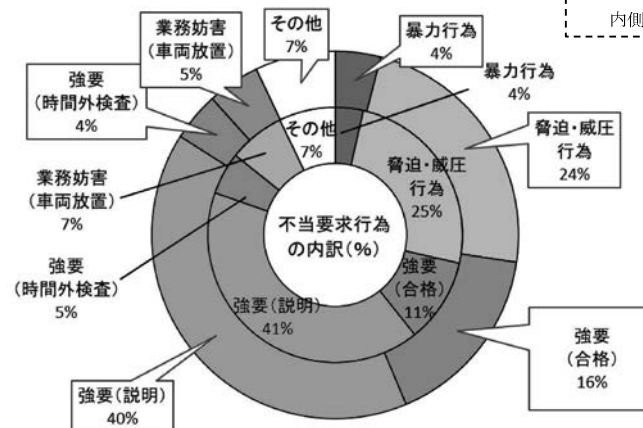


III. 不当要求行為別の発生状況

不当要求行為別の推移

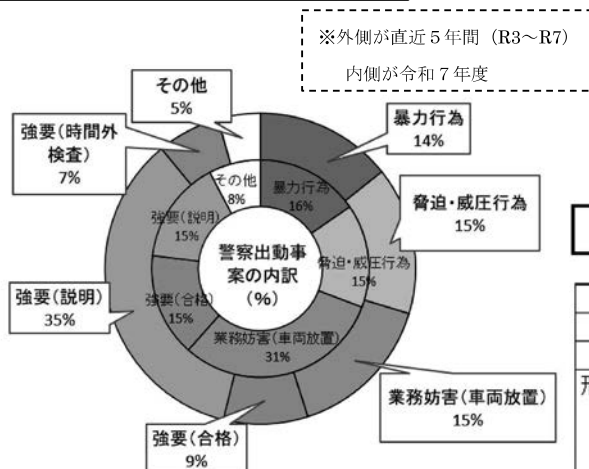


不当要求行為の直近5年間との比較

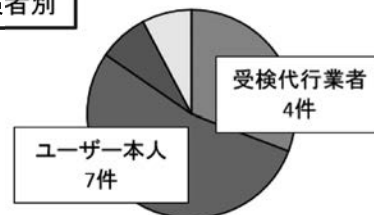


IV. 警察出動等の状況

警察出動事案の直近5年間との比較



受検者別



刑事事件の総数 ()内は平成14年度から令和7年度までの累計で令和7年度分を含む

刑事事件	0件	(67)
逮捕者	0人	(40)
起訴	0人	(36)
刑事罰	懲役	0人 (6)
	禁固	0人 (1)
	罰金	0人 (28)
	計	0人 (35)

9.OBD 検査について

第7回OBD検査モニタリング会合(R8.6.24)

OBD検査の対象型式、対象台数、検査台数

1. OBD検査対象型式

1,517型式（4月末時点） 詳細は【参考資料1】参照

2. OBD検査対象台数

約690万台（5月末時点）
（内訳）登録自動車：4,732,842台、軽自動車：2,162,796台

3. OBD検査実績

1,147,513台（令和6年10月1日～令和8年5月31日）

検査実施主体	検査台数			不適合あり率 （%）
	計	不適合なし	不適合あり	
指定自動車整備工場	993,396	966,925	26,471	2.7
（独）自動車技術総合機構	81,282	77,428	3,854	4.7
軽自動車検査協会	72,835	70,871	1,964	2.7
計	1,147,513	1,115,224	32,289	2.8

2

令和6年9月

自動車技術総合機構からのお知らせ

OBD検査対象車の
受検時のお願い事項について

自動ブレーキ等の先進安全技術の機能維持を図るため、令和6年10月
から、車検時の検査項目として「電子装置の検査（OBD検査）」が
追加されます。
つきましては、新たな検査項目の円滑な実施のため、ご理解とご協
力のほど、よろしくお願いいたします。

1. 対象となる自動車

自動車検査証備考欄に「OBD検査対象」と記載された自動車

2. 検査コースに並ぶときのお願事項

ハンドル下部などにあるデータリンクコネクタに、何らかの装置や分岐する
コネクタなどが取り付けられている場合、OBD検査を実施することができな
いため、検査を中断することになってしまいます。
データリンクコネクタには何も取付けられておらず、検査用スキャンツール
を接続できる状態であることを、事前に確認してから検査コースに並んでくだ
さい。また、必要に応じてデータリンクコネクタ附近のカバー類の取外しもお
願いいたします。

独立行政法人
NALTEC 自動車技術総合機構
National Agency for Automobile and Land Transport Technology

- 44 -

OBD検査台数の推移(月間)

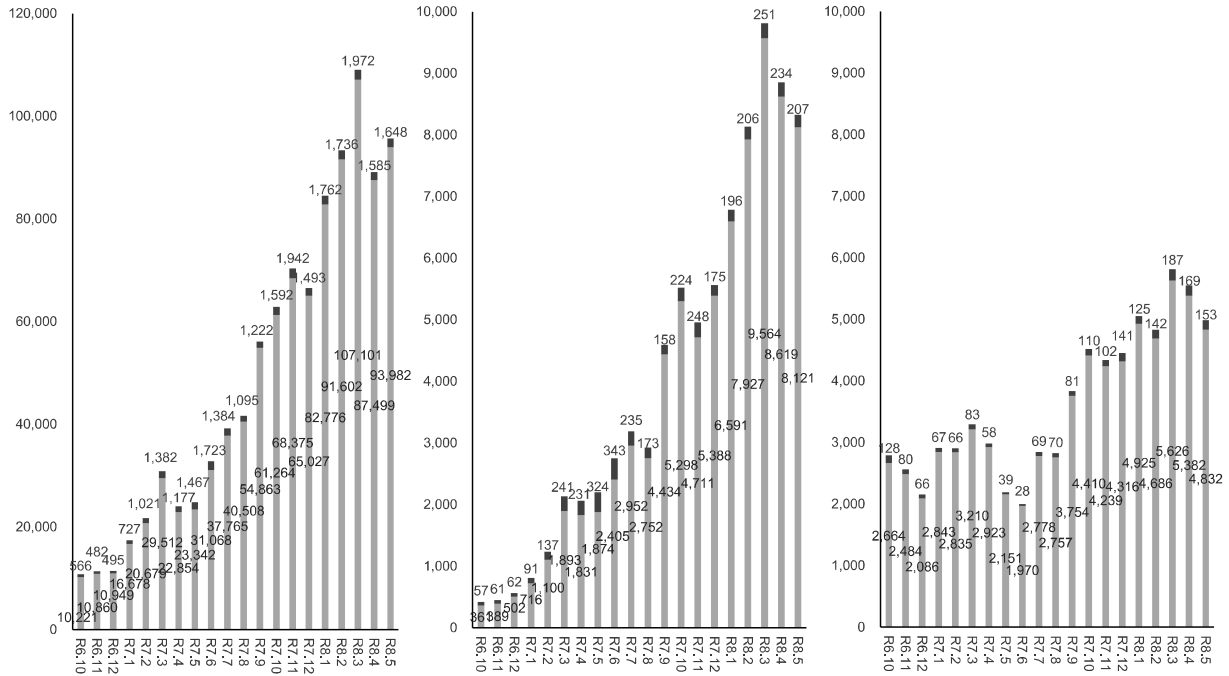
第7回OBD検査モニタリング会合(R8.6.24)

■ 不適合なし ■ 不適合あり

指定自動車整備工場

(独)自動車技術総合機構

軽自動車検査協会



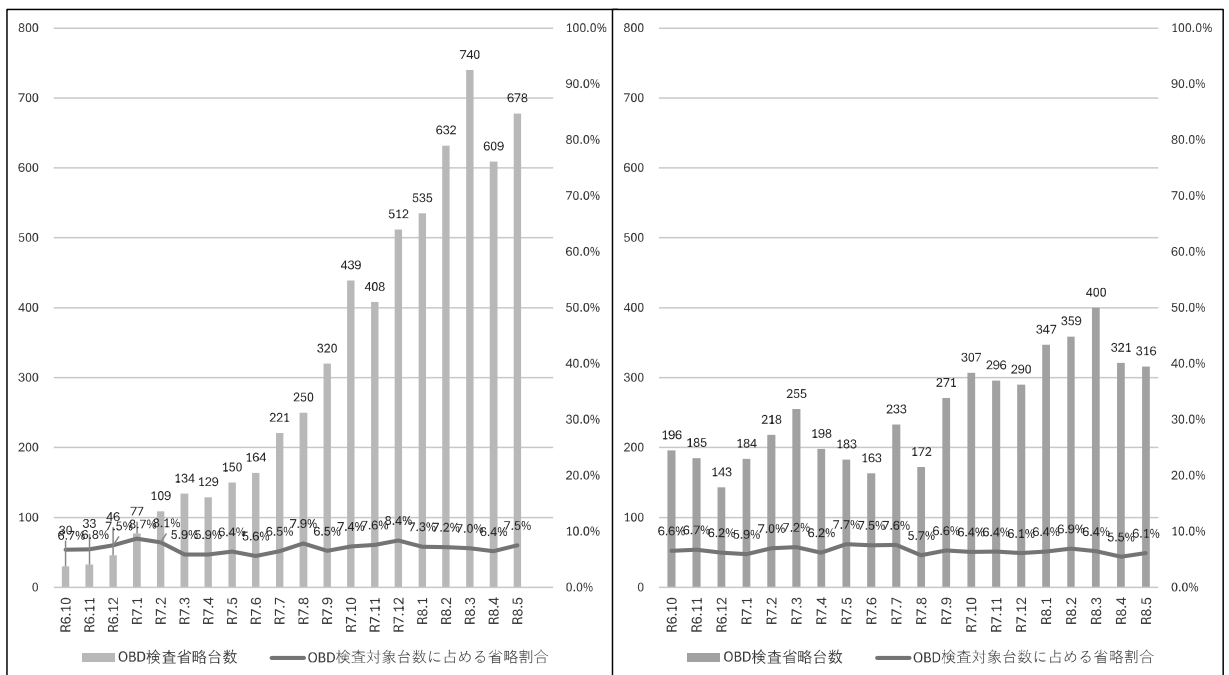
4

OBD検査省略台数の推移(月間)

第7回OBD検査モニタリング会合(R8.6.24)

(独)自動車技術総合機構

軽自動車検査協会



5

指定自動車整備工場における主な不適合要因

不適合台数			
	前四半期 (R8.1.1～R8.3.31)	今期 (R8.4.1～R8.5.31)	参考:令和7年度 (R7.4.1～R8.3.31)
排出ガス系不適合			
電圧不足	537 (0.2%)	243 (0.1%)	1,204 (0.2%)
警告灯信号	66 (0.0%)	36 (0.0%)	133 (0.0%)
レディネスコードなし	2,166 (0.8%)	1,297 (0.7%)	6,267 (0.9%)
通信不成立	1,940 (0.7%)	1,233 (0.7%)	5,451 (0.8%)
特定DTC	68 (0.0%)	37 (0.0%)	140 (0.0%)
安全系不適合			
特定DTC	2,550 (0.9%)	1,541 (0.8%)	10,629 (1.5%)

※括弧内はOBD実施検査台数に対する各不適合要因の割合を示す。(小数点第2位を四捨五入)

注1 各期間における累積値である。

注2 整備工場のOBD検査結果は「OBD検査結果参照システム」のためのデータベースを使用し不適合要因を集計可能である一方、(独)自動車技術総合機構及び軽自動車検査協会のOBD検査結果は、これに存在しないため、現状、同様の集計はできない。

注3 同一の車両で複数の不適合箇所があったものは、それぞれ1台とカウントしているため、「3. OBD検査実績」の「不適合あり」の台数とは一致しない。

(補足)

- 排出ガス系の不適合要因のうち「警告灯信号」及び「特定DTC」以外のものはOBD検査の準備が適切に整っていなかったことが原因であった可能性がある。(即ち、正しい方法で再実施した場合には適合したものと考えられる)
 - 電圧不足 バッテリー機能が低下した状態で、エンジンを始動せず実施した可能性など
 - レディネスコードなし DTC消去後、レディネスコードが記録される前に検査を実施した可能性など
 - 通信不成立 VCIの差し込み不足又はECUの電源異常の可能性など
- 安全系の不適合については、整備の過程において記録された特定DTCが、整備後に消去されないまま検出された可能性がある。

6

モニタリングの評価(令和6年10月1日～令和8年5月31日)

(総論) 引き続き、重大な問題は発生しておらず、順調に運用されている。

OBD検査台数

- OBD検査実施台数は引き続き増加傾向にあり、ついに100万台を突破。
(参考:累計実施台数 115万台(内訳:登録車 77.2万台、軽自動車 37.4万台))
- 令和7年10月からOBD検査が開始された輸入車は、国産車と比較して特筆すべき傾向は見られていない。
(参考:累計実施台数 4.3千台)

不適合

- 令和8年4月1日～5月31日のOBD検査「不適合あり」の台数の割合は1.8%であった。
(参考:令和8年1月1日～令和8年3月31日 1.9%)
- 排出ガス系の不適合については、「レディネスコードなし」(1,297台)、「通信不成立」(1,233台)が引き続き散見されているが、OBD検査全体に対する不適合の割合は、引き続き1%未満かつ減少傾向にある。
 - 「レディネスコードなし」の推定原因としては、DTC消去後、レディネスコードが記録される前に検査を実施したことが考えられる。
→レディネスコードの記録に所定の時間がかかる車種について、自動車メーカーより周知済み。
 - 「通信不成立」の推定原因としては、検査準備のミス(VCIの差し込みが不十分、原動機を始動していない等)、車両情報の誤入力(燃料の種類を誤入力(例:EVを誤って「ガソリン」と入力)等)が考えられる。
→整備事業者等から報告された課題をもとに、システムのミス等を防止できるものについて順次対処。
- 安全系の不適合(1,541台)については、制動装置関係や各センサ・システムとの通信異常・途絶などが引き続き検出されているが、OBD検査台数に対する割合は減少傾向となっている。

7

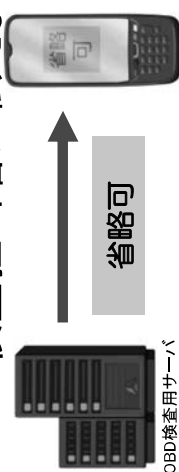
(参考) 検査コースでのOBD検査省略

検査コースでの省略

5日間有効

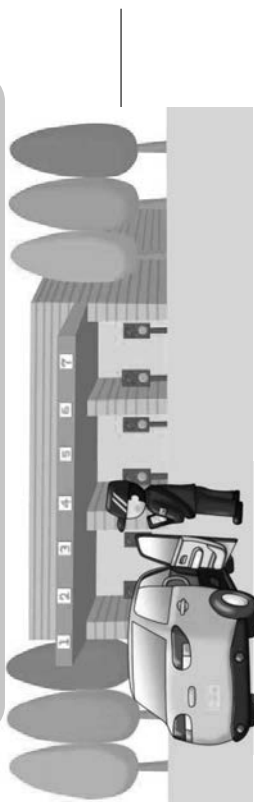
- 認証工場が受検前に『OBD確認』で **適合** を確認してきた受検車両は、原則、検査コースでのOBD検査を省略します。
※検査職員が省略すべきでないとは判断する場合を除きます。

- 省略の可否は、OBD検査用サーバが保存されている記録から **自動判定** し、検査担当者に伝えます。



省略がされないケース

※替え玉受検の防止等が目的



よって、OBD確認で適合だったことを証明する何かを持参する必要はありません。

一定の抜き取り率でOBD検査用サーバが『検査が必要』と **自動判定** したものは、省略しません

※次のものは、OBD検査用サーバが「OBD確認の結果が正確でない可能性があるため『検査必要』と**自動判定**するため、省略なりません。



- ・読み取ったECUに記録されたVINと車検証情報が異なる場合
- ・ディスプレイコードの基準が適用される車両のディスプレイコードが1つしか完了していない場合
- ・使用したスキャンツールが認定検査用スキャンツールであることの確認ができなかった場合

特に、使用したスキャンツールが認定されたバージョンがしっかり確認してください。

令和8年6月30日 時点

令和8年6月30日 時点

OBD検査対象車型式一覧

車名	型式	通称名	種別等	OBD検査開始日	ISO13400
三菱	5LA-QN0W	アウトランダーPHEV	普通・乗用	令和6年10月1日	
2 スズキ	5AA-HA87S	アルト	軽・乗用	令和6年10月1日	
3 スズキ	3BA-HA37S	アルト	軽・乗用	令和6年10月1日	
4 マツダ	5AA-HB97S	キャロル	軽・乗用	令和6年10月1日	
5 マツダ	3BA-HB37S	キャロル	軽・乗用	令和6年10月1日	
6 クラサス	3BA-VJA310W	IX600	普通・乗用	令和6年10月1日	
7 スズキ	5AA-YEH1S	エスクード	普通・乗用	令和6年10月1日	
8 ダイハツ	5BD-S700V	ハイゼット	軽・貨物	令和6年10月1日	
9 ダイハツ	5BD-S710V	ハイゼット	軽・貨物	令和6年10月1日	
10 ダイハツ	3BD-S700V	ハイゼット/アトレー	軽・貨物	令和6年10月1日	
11 ダイハツ	3BD-S710V	ハイゼット/アトレー	軽・貨物	令和6年10月1日	
12 ダイハツ	3BD-S700W	ハイゼットデッキン/アトレーデッキン	軽・貨物	令和6年10月1日	
13 ダイハツ	3BD-S710W	ハイゼットデッキン/アトレーデッキン	軽・貨物	令和6年10月1日	
14 スバル	5BD-S700B	サンバー	軽・貨物	令和6年10月1日	
15 スバル	5BD-S710B	サンバー	軽・貨物	令和6年10月1日	
16 スバル	3BD-S700B	サンバー	軽・貨物	令和6年10月1日	
17 スバル	3BD-S710B	サンバー	軽・貨物	令和6年10月1日	
18 トヨタ	5BD-S700M	ヒュンズ パン	軽・貨物	令和6年10月1日	
19 トヨタ	5BD-S710M	ヒュンズ パン	軽・貨物	令和6年10月1日	
20 トヨタ	3BD-S700M	ヒュンズ パン	軽・貨物	令和6年10月1日	
21 トヨタ	3BD-S710M	ヒュンズ パン	軽・貨物	令和6年10月1日	
22 トヨタ	6BA-MZRA90W	ノア/ヴォクシー	普通・乗用	令和6年10月1日	
23 トヨタ	6BA-MZRA92W	ノア/ヴォクシー	普通・乗用	令和6年10月1日	
24 トヨタ	6BA-MZRA95W	ノア/ヴォクシー	普通・乗用	令和6年10月1日	
25 トヨタ	6BA-MZRA97W	ノア	普通・乗用	令和6年10月1日	
26 トヨタ	6AA-ZWR90W	ノア/ヴォクシー	普通・乗用	令和6年10月1日	
27 トヨタ	6AA-ZWR92W	ノア/ヴォクシー	普通・乗用	令和6年10月1日	
28 トヨタ	6AA-ZWR95W	ノア/ヴォクシー	普通・乗用	令和6年10月1日	
29 三菱	ZAB-FEB8U	ふもろeCANTER	普通・貨物	令和6年10月1日	
30 ホンダ	6AA-RP8	ステップワゴン	普通・乗用	令和6年10月1日	
31 ホンダ	5BA-RP6	ステップワゴン	普通・乗用	令和6年10月1日	
32 ホンダ	5BA-RP7	ステップワゴン	普通・乗用	令和6年10月1日	
33 ホンダ	6AA-FL4	シビック	普通・乗用	令和6年10月1日	
34 トヨタ	ZAA-XEAM10	bZ4X	普通・乗用	令和6年10月1日	
35 トヨタ	ZAA-YEAM15	bZ4X	普通・乗用	令和6年10月1日	
36 スバル	ZAA-XEAM15X	ソルティラ	普通・乗用	令和6年10月1日	
37 スバル	ZAA-YEAM15X	ソルティラ	普通・乗用	令和6年10月1日	
38 ニッサン	6AA-T33	エクストレイル	普通・乗用	令和6年10月1日	
39 ニッサン	6AA-SNT33	エクストレイル	普通・乗用	令和6年10月1日	
40 三菱	ZAA-BSAW	eK	軽・乗用	令和6年10月1日	
41 ニッサン	ZAA-BEAW	サクラ	軽・乗用	令和6年10月1日	
42 マツダ	3CA-KH39P	CX=60/MAZDA CX=60	普通・乗用	令和6年10月1日	
43 トヨタ	5BA-MXPC12G	エンタ	小型・乗用	令和6年10月1日	
44 トヨタ	5BA-MXPC10G	エンタ	小型・乗用	令和6年10月1日	
45 トヨタ	6AA-MXPL10G	エンタ	小型・乗用	令和6年10月1日	
46 トヨタ	6AA-MXPL12G	エンタ	小型・乗用	令和6年10月1日	
47 トヨタ	6AA-MXPL15G	エンタ	小型・乗用	令和6年10月1日	
48 スズキ	6BA-MZRA90C	ランディ	普通・乗用	令和6年10月1日	
49 スズキ	6BA-MZRA95C	ランディ	普通・乗用	令和6年10月1日	
50 スズキ	6AA-ZWR90C	ランディ	普通・乗用	令和6年10月1日	
51 スズキ	6AA-ZWR95C	ランディ	普通・乗用	令和6年10月1日	
52 マツダ	5BA-KH5P	CX=60/MAZDA CX=60	普通・乗用	令和6年10月1日	
53 マツダ	3CA-KH3P	CX=60/MAZDA CX=60	普通・乗用	令和6年10月1日	
54 トヨタ	6AA-AZSH35	クラウン	普通・乗用	令和6年10月1日	
55 トヨタ	6AA-AZSH30	クラウン	普通・乗用	令和6年10月1日	
56 トヨタ	5AA-TZSH35	クラウン	普通・乗用	令和6年10月1日	
57 日野	ZAB-XED100V	DUTRO Z EV	普通・貨物	令和6年10月1日	
58 日野	ZAB-XED100	DUTRO Z EV	普通・貨物	令和6年10月1日	
59 ダイハツ	5BA-LA850S	ムーブ キャンバス/ムーブ	軽・乗用	令和6年10月1日	

・ISO13400欄に「○」が記載された車両のOBD検査では、通常プロコム4S013400（DaP方式）に対応した検査用スキャンツールを使用する必要があります。
 ・OBD検査開始日が空白に記されているものは初年度検査月又は初年度検査月から10か月経過していない場合はOBD検査の実施は不要です。

OBD検査対象車型式一覧

車名	型式	通称名	種別等	OBD検査開始日	ISO13400
60 ダイハツ	5BA-LA850S	ムーブ キャンバス/ムーブ	軽・乗用	令和6年10月1日	
61 ホンダ	6BA-TL5	シビック	普通・乗用	令和6年10月1日	
62 マツダ	4AA-MJ55S	フレア	軽・乗用	令和6年10月1日	
63 UDTラックス	2RG-CD5DL	＝	普通・貨物	令和6年10月1日	
64 UDTラックス	2RG-CD5FL	＝	普通・貨物	令和6年10月1日	
65 UDTラックス	2RG-CD5FL	＝	普通・貨物	令和6年10月1日	
66 UDTラックス	2RG-CD5EA	＝	普通・貨物	令和6年10月1日	
67 UDTラックス	2RG-CD5FA	＝	普通・貨物	令和6年10月1日	
68 UDTラックス	2RG-CD5FE	＝	普通・貨物	令和6年10月1日	
69 UDTラックス	2PG-CD5DL	＝	普通・貨物	令和6年10月1日	
70 UDTラックス	2PG-CD5EL	＝	普通・貨物	令和6年10月1日	
71 UDTラックス	2PG-CD5FL	＝	普通・貨物	令和6年10月1日	
72 UDTラックス	2PG-CD5EA	＝	普通・貨物	令和6年10月1日	
73 UDTラックス	2PG-CD5FA	＝	普通・貨物	令和6年10月1日	
74 UDTラックス	2PG-CD5FE	＝	普通・貨物	令和6年10月1日	
75 UDTラックス	2RG-CW5DL	＝	普通・貨物	令和6年10月1日	
76 UDTラックス	2RG-CW5EL	＝	普通・貨物	令和6年10月1日	
77 UDTラックス	2RG-CW5FL	＝	普通・貨物	令和6年10月1日	
78 UDTラックス	2RG-CW5FA	＝	普通・貨物	令和6年10月1日	
79 UDTラックス	2PG-CW5DL	＝	普通・貨物	令和6年10月1日	
80 UDTラックス	2PG-CW5EL	＝	普通・貨物	令和6年10月1日	
81 UDTラックス	2PG-CW5FL	＝	普通・貨物	令和6年10月1日	
82 UDTラックス	2PG-CW5FA	＝	普通・貨物	令和6年10月1日	
83 UDTラックス	2RG-CX5EL	＝	普通・貨物	令和6年10月1日	
84 UDTラックス	2RG-CX5EA	＝	普通・貨物	令和6年10月1日	
85 UDTラックス	2RG-CX5EL	＝	普通・貨物	令和6年10月1日	
86 UDTラックス	2PG-CX5EA	＝	普通・貨物	令和6年10月1日	
87 UDTラックス	2RG-CG5EL	＝	普通・貨物	令和6年10月1日	
88 UDTラックス	2RG-CG5FL	＝	普通・貨物	令和6年10月1日	
89 UDTラックス	2RG-CG5DA	＝	普通・貨物	令和6年10月1日	
90 UDTラックス	2RG-CG5FA	＝	普通・貨物	令和6年10月1日	
91 UDTラックス	2RG-CG5FA	＝	普通・貨物	令和6年10月1日	
92 UDTラックス	2RG-CG5EE	＝	普通・貨物	令和6年10月1日	
93 UDTラックス	2RG-CG5FE	＝	普通・貨物	令和6年10月1日	
94 UDTラックス	2PG-CG5EL	＝	普通・貨物	令和6年10月1日	
95 UDTラックス	2PG-CG5DA	＝	普通・貨物	令和6年10月1日	
96 UDTラックス	2PG-CG5EA	＝	普通・貨物	令和6年10月1日	
97 UDTラックス	2PG-CG5EA	＝	普通・貨物	令和6年10月1日	
98 UDTラックス	2PG-CG5FA	＝	普通・貨物	令和6年10月1日	
99 UDTラックス	2PG-CG5EE	＝	普通・貨物	令和6年10月1日	
100 UDTラックス	2PG-CG5FE	＝	普通・貨物	令和6年10月1日	
101 UDTラックス	2RG-GK5DAK	＝	普通・貨物	令和6年10月1日	
102 UDTラックス	2RG-GK5DAD	＝	普通・貨物	令和6年10月1日	
103 UDTラックス	2RG-GK5DAE	＝	普通・貨物	令和6年10月1日	
104 UDTラックス	2RG-GK5DAK	＝	普通・貨物	令和6年10月1日	
105 UDTラックス	2PG-GK5DAB	＝	普通・貨物	令和6年10月1日	
106 UDTラックス	2PG-GK5DAB	＝	普通・貨物	令和6年10月1日	
107 UDTラックス	2PG-GK5DAK	＝	普通・貨物	令和6年10月1日	
108 UDTラックス	2PG-GK5DAK	＝	普通・貨物	令和6年10月1日	
109 ホンダ	5BA-RZ3	ZR→V	普通・乗用	令和6年10月1日	
110 ホンダ	5BA-RZ3	ZR→V	普通・乗用	令和6年10月1日	
111 ホンダ	6AA-RZ4	ZR→V	普通・乗用	令和6年10月1日	
112 ホンダ	6AA-RZ6	ZR→V	普通・乗用	令和6年10月1日	
113 トヨタ	6AA-ZWE219H	カローラ スポーツ	普通・乗用	令和6年10月1日	
114 トヨタ	6BA-MZE121H	カローラ スポーツ	普通・乗用	令和6年10月1日	
115 ニッサン	5BA-C28	セレナ	小型・乗用	令和6年10月1日	
116 ニッサン	5BA-FC28	セレナ	普通・乗用	令和6年10月1日	
117 ニッサン	5BA-NC28	セレナ	小型・乗用	令和6年10月1日	
118 ニッサン	5BA-FNC28	セレナ	普通・乗用	令和6年10月1日	

・ISO13400欄に「○」が記載された車両のOBD検査では、通常プロコム4S013400（DaP方式）に対応した検査用スキャンツールを使用する必要があります。
 ・OBD検査開始日が空白に記されているものは初年度検査月又は初年度検査月から10か月経過していない場合はOBD検査の実施は不要です。

令和8年6月30日 時点

OBD検査対象車型式一覧

車名	型式	通称名	種別等	OBD検査開始日	ISO13400
119 トヨタ	5BA-MZE17W	カローラ	普通・乗用	令和6年10月1日	
120 トヨタ	5BA-MZE17W	カローラ ツーリング	普通・乗用	令和6年10月1日	
121 トヨタ	6AA-ZWE21S	カローラ	普通・乗用	令和6年10月1日	
122 トヨタ	6AA-ZWE219W	カローラ ツーリング	普通・乗用	令和6年10月1日	
123 トヨタ	6AA-ZWE21S	カローラ	普通・乗用	令和6年10月1日	
124 トヨタ	6AA-ZWE215W	カローラ ツーリング	普通・乗用	令和6年10月1日	
125 UDTラックス	2PG-CD4EA	＝	普通・貨物	令和6年10月1日	
126 UDTラックス	2PG-CD4FA	＝	普通・貨物	令和6年10月1日	
127 UDTラックス	2PG-CD4DL	＝	普通・貨物	令和6年10月1日	
128 UDTラックス	2PG-CD4FA	＝	普通・貨物	令和6年10月1日	
129 UDTラックス	2PG-CV4EA	＝	普通・貨物	令和6年10月1日	
130 トヨタ	6LA-AXUP85	ハリアー	普通・乗用	令和6年10月1日	
131 レクサス	6AA-AALH15	RX350h	普通・乗用	令和6年10月1日	
132 レクサス	6AA-AALH10	RX350h	普通・乗用	令和6年10月1日	
133 レクサス	6AA-AALH16	RX450h+	普通・乗用	令和6年10月1日	
134 レクサス	5BA-TALA15	RX350	普通・乗用	令和6年10月1日	
135 レクサス	5BA-TALA10	RX350	普通・乗用	令和6年10月1日	
136 レクサス	5AA-TALH17	RX500h	普通・乗用	令和6年10月1日	
137 マツダ	5LA-KH55SP	CX=60/MAZDA CX=60	普通・乗用	令和6年10月1日	
138 いすゞ	2PG-CV77D	ギガ	普通・乗用	令和6年10月1日	
139 いすゞ	2PG-CV77D	ギガ	普通・乗用	令和6年10月1日	
140 いすゞ	2RG-CXM7D	ギガ	普通・貨物	令和6年10月1日	
141 いすゞ	2PG-CXM7D	ギガ	普通・貨物	令和6年10月1日	
142 いすゞ	2PG-CYM7DM	ギガ	普通・貨物	令和6年10月1日	
143 いすゞ	2PG-CYM7DZ	ギガ	普通・貨物	令和6年10月1日	
144 いすゞ	2PG-CYM7D	ギガ	普通・貨物	令和6年10月1日	
145 いすゞ	2PG-CYL7DM	ギガ	普通・貨物	令和6年10月1日	
146 いすゞ	2PG-CYL7DZ	ギガ	普通・貨物	令和6年10月1日	
147 いすゞ	2PG-CYL7D	ギガ	普通・貨物	令和6年10月1日	
148 いすゞ	2PG-CYL7D/A	ギガ	普通・貨物	令和6年10月1日	
149 いすゞ	2RG-CXZ77D	ギガ	普通・乗用	令和6年10月1日	
150 いすゞ	2PG-CXZ77D	ギガ	普通・乗用	令和6年10月1日	
151 いすゞ	2PG-CY77DM	ギガ	普通・貨物	令和6年10月1日	
152 いすゞ	2PG-CY77D	ギガ	普通・貨物	令和6年10月1日	
153 いすゞ	2PG-CY77DJ	ギガ	普通・貨物	令和6年10月1日	
154 いすゞ	2PG-CY77D	ギガ	普通・貨物	令和6年10月1日	
155 いすゞ	2RG-CX77DJ	ギガ	普通・乗用	令和6年10月1日	
156 いすゞ	2PG-CX77DJ	ギガ	普通・乗用	令和6年10月1日	
157 いすゞ	2PG-CY77DJ	ギガ	普通・貨物	令和6年10月1日	
158 いすゞ	2PG-CY77D	ギガ	普通・貨物	令和6年10月1日	
159 いすゞ	2PG-CY77DM	ギガ	普通・貨物	令和6年10月1日	
160 いすゞ	2PG-CY77DM	ギガ	普通・貨物	令和6年10月1日	
161 いすゞ	2RG-CXG77D	ギガ	普通・貨物	令和6年10月1日	
162 いすゞ	2PG-CXG77D	ギガ	普通・貨物	令和6年10月1日	
163 いすゞ	2RG-CXE77D	ギガ	普通・乗用	令和6年10月1日	
164 いすゞ	2PG-CXE77D	ギガ	普通・乗用	令和6年10月1日	
165 いすゞ	2PG-CYH77D	ギガ	普通・貨物	令和6年10月1日	
166 いすゞ	2PG-CYJ77DL	ギガ	普通・貨物	令和6年10月1日	
167 いすゞ	2PG-CYJ7DZ	ギガ	普通・貨物	令和6年10月1日	
168 いすゞ	2PG-CY7D	ギガ	普通・貨物	令和6年10月1日	
169 いすゞ	2PG-CY7D	ギガ	普通・貨物	令和6年10月1日	
170 いすゞ	2KG-CY77DMQ	ギガ	普通・貨物	令和6年10月1日	
171 いすゞ	2DG-CY77DMQ	ギガ	普通・貨物	令和6年10月1日	
172 いすゞ	2KG-CY77DV	ギガ	普通・貨物	令和6年10月1日	
173 いすゞ	2DG-CY77DV	ギガ	普通・貨物	令和6年10月1日	
174 スズキ	5AA-MA47S	ソリオ	小型・乗用	令和6年10月14日	
175 ニッサン	6AA-CG28	セレナ	小型・乗用	令和6年11月11日	
176 ニッサン	6AA-FC28	セレナ	普通・乗用	令和6年11月11日	
177 スズキ	5AA-GUD	クロスレック/インプレッサ	普通・乗用	令和6年11月22日	

・ISO13400欄に「○」が記載された車両のOBD検査では、通常プロコム4S013400（DaP方式）に対応した検査用スキャンツールを使用する必要があります。
 ・OBD検査開始日が空白に記されているものは初年度検査月又は初年度検査月から10か月経過していない場合はOBD検査の実施は不要です。

令和8年6月30日 時点

OBD検査対象車型式一覧

車名	型式	通称名	種別等	OBD検査開始日	ISO13400
178 スバル	5AA-GUE	クロスレック/インプレッサ	普通・乗用	令和6年11月22日	
179 トヨタ	6AA-ZVW60	プリウス	普通・乗用	令和6年11月24日	
180 トヨタ	6AA-ZVW65	プリウス	普通・乗用	令和6年11月24日	
181 トヨタ	6AA-MXWH60	プリウス	普通・乗用	令和6年11月24日	
182 トヨタ	6AA-MXWH65	プリウス	普通・乗用	令和6年11月24日	
183 トヨタ	4BA-GZE1A1H	GRカローラ	普通・乗用	令和6年11月30日	
184 いすゞ	2TG-NJR88AF	エルフ	小型・乗用	令和7年1月1日	
185 いすゞ	2RG-NJR88AF	エルフ	小型・貨物	令和7年1月1日	
186 いすゞ	2TG-NKR88AF	エルフ	小型・貨物	令和7年1月1日	
187 いすゞ	2RG-NKR88AF	エルフ	小型・貨物	令和7年1月1日	
188 いすゞ	2TG-NKR88C	エルフ	普通・貨物	令和7年1月1日	
189 いすゞ	2RG-NKR88C	エルフ	普通・貨物	令和7年1月1日	
190 いすゞ	2PG-NKR88C	エルフ	普通・貨物	令和7年1月1日	
191 いすゞ	2TG-NKR88AC	エルフ	普通・貨物	令和7年1月1日	
192 いすゞ	2RG-NKR88AC	エルフ	普通・貨物	令和7年1月1日	
193 ニッサン	2TG-AJR88AF	アトラス	小型・乗用	令和7年1月1日	
194 ニッサン	2TG-AJR88AF	アトラス	小型・貨物	令和7年1月1日	
195 ニッサン	2TG-AKR88AF	アトラス	小型・乗用	令和7年1月1日	
196 ニッサン	2RG-AKR88AF	アトラス	小型・乗用	令和7年1月1日	
197 ニッサン	2TG-AKR88C	アトラス	普通・貨物	令和7年1月1日	
198 ニッサン	2RG-AKR88C	アトラス	普通・貨物	令和7年1月1日	
199 ニッサン	2TG-AKR88AC	アトラス	普通・貨物	令和7年1月1日	
200 ニッサン	2TG-AKR88AC	アトラス	普通・貨物	令和7年1月1日	
201 ニッサン	2TG-AKR88AC	アトラス	普通・貨物	令和7年1月1日	
202 マツダ	2TG-LJR88AF	タイン	小型・乗用	令和7年1月1日	
203 マツダ	2RG-LJR88AF	タイン	小型・貨物	令和7年1月1日	
204 マツダ	2TG-LKR88AF	タイン	小型・乗用	令和7年1月1日	
205 マツダ	2TG-LKR88AF	タイン	小型・貨物	令和7年1月1日	
206 マツダ	2TG-LKR88C	タイン	普通・乗用	令和7年1月1日	
207 マツダ	2RG-LKR88C	タイン	普通・貨物	令和7年1月1日	
208 マツダ	2TG-LKR88C	タイン	普通・貨物	令和7年1月1日	
209 マツダ	2PG-LKR88AC	タイン	普通・貨物	令和7年1月1日	
210 マツダ	2RG-LKR88AC	タイン	普通・貨物	令和7年1月1日	
211 マツダ	2TG-LKR88AF	カゼット	小型・乗用	令和7年1月1日	
212 UDトラックス	2PG-BJR88AF	カゼット	小型・乗用	令和7年1月1日	
213 UDトラックス	2TG-BKR88AF	カゼット	小型・乗用	令和7年1月1日	
214 UDトラックス	2RG-BKR88AF	カゼット	小型・貨物	令和7年1月1日	
215 UDトラックス	2TG-BKR88C	カゼット	普通・貨物	令和7年1月1日	

OBD検査対象車は、自動車検査証備考欄にOBD検査の対象である旨記載されているので、ごういいう覧を都度都度確認する必要がありますが、OBD検査対象車が一覧にまとまっているこのような資料もあることの参考までの紹介。この一覧の探し方は「OBD検査対象車型式一覧」で検索。定期的に一覧は更新されます。いづれ、自動車検査証を見る癖をけて、OBD検査やり忘れないようにして下さい。

車名	型式	通称名	種別等	OBD検査開始日	ISO13400
236 いすゞ	2PG-NKR88YM	エルフ	普通・貨物	令和7年1月1日	

項番	概要	内容	対応・回答
1	OBD検査／ 確認モード誤 認防止	● OBD検査時にPDF出力される帳票について、検査実施者の氏名も帳票に記載してほしい。 ● 帳票への検査実施者の氏名記載について、指定整備記録簿や保安基準適合証には検査員の氏名を書くようになっていことから、指定整備上は問題ないと思われる。 (第1回モニタリング会合課題 項番17、第5回モニタリング会合議題1関係) 【指定／日整連】	● ご指摘を踏まえて、OBD検査時に出力される帳票に検査実施者の氏名を記載されるよう、今後、改修予定です。 【事務局】
2	電子保安基準適合証との連携	● OBD検査対象車が、OBD検査未実施の状態でも、保安基準適合証の交付、車検証の更新ができてしまう。 ● OBD検査未実施のまま、保安基準適合証の交付等ができないように、システム側で対策をしていただきたい。 (第1回モニタリング会合課題 項番21関係) 【日整連／自工会】	● 令和8年度中の連携を予定しており、現在は詳細な仕様について(一社)日本自動車整備振興会連合会と調整中です。 ● 詳細な運用が決まり次第、モニタリング会合において議論・周知します。 【事務局】
3	車検証備考欄の記載統一・強調表示	● 車検証備考欄の表記(「OBD検査対象」)が目立つよう、太字カッコ(【 】)を付ける改修を令和7年度中に行います。 ※ OBD検査対象車を見落とす可能性がある旨の課題(振興会から提起いただいた内容)を受けた対応 (第3回モニタリング会合宿題対応 項番9関係) 【日整連／事務局】	● 次に掲げる年月以降に新たに発行される車検証について、備考欄の表記に太字カッコを付ける(「【OBD検査対象】」と券面に表記させる)対応を行います。 ・登録自動車： 令和8年4月 ・軽自動車： 令和8年1月 【事務局】

● 帳票PDF、CSVへの印字内容改善について

- ・ OBD検査結果参照システムで出力される『OBD検査結果のお知らせ』に、[OBD検査]か[OBD確認]かを識別できる記載を追加します。
- ・ 「結果詳細CSV出力」で出力するCSVファイルに「検査/確認」の項目を追加します。

自動車使用者の方へ OBD検査結果のお知らせ				(検査)
■受検車両・受検場所の情報				
受検日	車台番号	型式	登録番号/車両番号	
事業場の名称			指定番号/認証番号	
※登録番号/車両番号は下4桁のみの印字です。				
今回の検査は以下の通りの結果となりました。 自動車のユーザーは、自らの責任で適切に自動車を管理しなければなりません。 自動車の事故や故障を未然に防止するためにも、定期点検整備は必ず実施してください。				
■OBD検査情報				
検査結果		不適合		
■OBD検査結果詳細				
排出ガス関係結果		安全関係結果		
項目	検査結果	項目	検査結果	
電圧		通信		
MIL		特定DTC		
レディネス		※警告灯判定結果		
通信				
特定DTC		※警告灯判定結果		
■特定DTC 全99件中7件表示				
項番	区分	ECU名称等	コード	名称

自動車使用者の方へ OBD検査結果のお知らせ				(確認)
■受検車両・受検場所の情報				
受検日	車台番号	型式	登録番号/車両番号	
事業場の名称			指定番号/認証番号	
※登録番号/車両番号は下4桁のみの印字です。				
今回の検査は以下の通りの結果となりました。 自動車のユーザーは、自らの責任で適切に自動車を管理しなければなりません。 自動車の事故や故障を未然に防止するためにも、定期点検整備は必ず実施してください。				
■OBD検査情報				
検査結果		不適合		
■OBD検査結果詳細				
排出ガス関係結果		安全関係結果		
項目	検査結果	項目	検査結果	
電圧		通信		
MIL		特定DTC		
レディネス		※警告灯判定結果		
通信				
特定DTC		※警告灯判定結果		
■特定DTC 全99件中7件表示				
項番	区分	ECU名称等	コード	名称

『OBD点検』と『OBD検査』の違い

第7回OBD検査モニタリング会合（R8.6.24）

参考資料4

OBD点検		OBD検査	OBD確認	
定期点検整備	 制 度	検査（車検）	任意 （実施義務はなし）	
令和3年10月1日	 開始時期	<u>令和6年10月1日</u> （輸入車は令和7年10月1日）	OBD検査が必要な自動車 に対し、次の目的で実施 ✓ 完成検査時以外での 適否の確認 ✓ 持込検査での省略  	
OBDを搭載する全ての自動車 （年式にかかわらず）	 対象自動車	<u>令和3年10月1日以降の新型車</u> （輸入車は令和4年10月1日 以降の新型車）		
12カ月ごと	 実施時期	車検時 指定：完成検査時 持込：持込検査時		
スキャンツールを接続し、 整備が必要な故障コード があれば整備	 方 法	機構サーバーに接続して合否判定 （自動判定）		
整備用スキャンツール	 スキャンツール	認定を受けた「検査用スキャンツール」		

※ わかりやすいように説明を簡略化。
正確には法令を参照のこと

OBD検査

OBD確認



※ わかりやすいように説明を簡略化。
正確には法令を参照のこと



OBD検査対象装置の拡充について

第6回OBD検査モニタリング会合（R8.3.9）

資料9

- 運転支援技術等は日々進化しており、OBD検査対象装置の範囲もアップデートが必要
- 今般新たに国連基準が策定されたものについて、OBD検査の対象装置として追加※1

OBD検査対象装置一覧

	装置名	OBD検査対象車※2	OBD検査開始時期※2
1	排出ガス等発散防止装置	令和3年10月以降の新型車	開始済
2	アンチロックブレーキシステム（ABS）		
3	横滑り防止装置（ESC/EVSC）		
4	自動ブレーキ（AEB/AEBS）		
5	ブレーキアシストシステム（BAS）		
6	車両接近通報装置		
7	運行補助機能		
8	自動運行装置		
9	車線逸脱警報装置	令和8年9月以降の新型車	令和11年9月
10	側方衝突警報装置		
11	ペダル踏み間違い時加速抑制装置（ACPE）	令和10年9月以降の新型車	令和13年9月
12	緊急時車線維持装置（ELKS）	令和14年9月以降の新型車	令和17年9月

（注）：今回追加

※1 「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示」（令和8年1月9日公布）により追加
 ※2 輸入車に対するOBD検査の適用及び検査開始日は、それぞれ1年後

○ スキャンツールを導入する整備工場に対して、経費の1/3を補助(上限30万円)

対象事業者:

自動車特定整備事業者等

補助内容:

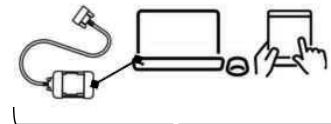
令和8年4月以降に購入された
スキャンツール(※1)の購入経費の一部を補助

- 補助率: 1/3以内(※2)
- 上限額: 1事業場当たり30万円

※1 パソコンやタブレット等の外部端末に接続して使用するスキャンツールの場合、
外部端末等をスキャンツール本体とセットで購入する場合に限り、
当該外部端末も補助の対象

※2 OBD検査専用スキャンツールに限り1/4以内

パソコンやタブレット等の外部端末に接続して
使用するスキャンツール(イメージ)



補助の対象

申請期間: 令和8年8月頃開始を予定(先着順)

(ご参考)令和7年度補正予算によるスキャンツール補助金について

※申請開始日(令和8年5月29日)中に終了

対象事業者: 自動車特定整備事業者等

補助内容: 令和8年2月14日以降に購入されたスキャンツールの購入経費の一部を補助

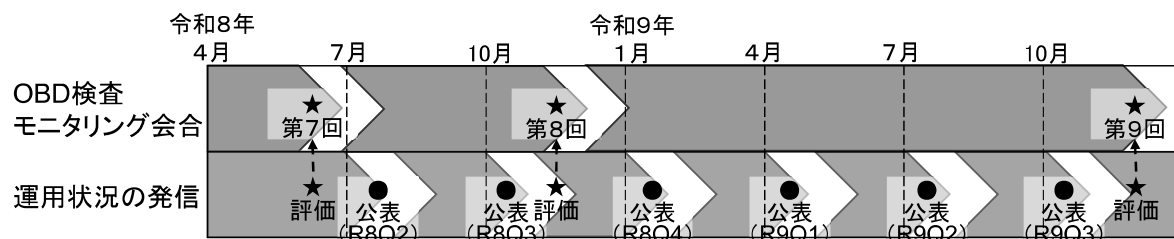
- 補助率: 1/2以内
- 上限額: 1事業場あたり50万円

今後の開催方針等について

第6回OBD検査モニタリング会合(R8.3.9)

資料12

- 次回・次々回を約3ヶ月の間隔で開催し、その後は1年おきに開催(11月頃)とする予定※
- 運用状況は四半期毎にOBD検査ポータルにて公表予定



※ 制度改正等の際は必要に応じ追加開催

(参考)その他情報発信

- ・ OBD検査対象型式一覧 : OBD検査ポータルにて掲載(毎月更新)
- ・ 検査用スキャンツール認定状況 : (一社)日本自動車機械工具協会HPIにて掲載(都度更新)
- ・ 検査用スキャンツール販売状況等 : 国土交通省HPにて掲載(毎月更新)

24 年型スーパーグレートの OBD 検査暫定対策について

24 年型スーパーグレート の OBD 検査が 10 月 20 日から開始されますが、車両の通信仕様の都合により安全系 ECU との通信が確立できない事象が確認されております。

当該事象に対する暫定的な対応として、当面の間、安全系 OBD 検査については警告灯の目視確認による判定を実施して下さい。

1. OBD 検査時に、専用ポップアップウィンドウが開きます。
メータクラスタ内の警告表示を確認して下さい。
2. 専用ポップアップウィンドウに記載の警告表示がある場合は「x：不適合」を、
ない場合は「○：適合」を選択し、判定ボタンをクリックして下さい。

安全OBD警告灯判定

運転者席の警告表示を確認し、可否判定を行ってください。

運転者席に下記の警告が表示されている場合「x：不適合」を選択してください。

確認対象①			
アンチロックブレーキ (ABS)	(ABS)	(レーンキープシステム等)	
横滑り防止装置 (ESC)		車両接近通報装置	
ブレーキアシスト (BAS)		自動運行装置	
自動ブレーキ (AEBS)			

選択してください
選択してください
○：適合
×：不適合

警告表示を目視で確認し、以下を適切に選択してください。
○：適合
×：不適合

再実施 判定

3. 上記以外は、通常の OBD 検査と同様の作業を実施して下さい。

本暫定策が終了する時期については、別途ご連絡させていただきます。

以上

【適用関係の整理】

◇令和3年8月5日付け国土交通省告示第1084号による改正前の細目告示別添48「自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」の規定に適合する自動車については、「Ⅳ.2.6.3.の規定」とあるのは「Ⅲ.7.3.及び9.の規定又は同別添Ⅳ.2.6.3.の規定」と読み替えることができる。

この場合において、「細目告示別添48」とあるのは、「令和3年8月5日付け国土交通省告示第1084号による改正前の細目告示別添48」と読み替えるものとする。（適用関係告示第28条第202項関係）

◇令和4年10月7日付け国土交通省告示第1040号による改正前の細目告示別添48「自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」の規定に適合する自動車については、「UN R154-02」とあるのは「UN R154-00-S1」と、「UN R154-03-S1」とあるのは「UN R154-01-S1」とそれぞれ読み替えることができる。（適用関係告示第28条第203項関係）

(5) (2) の①から④までの手順により OBD 検査用サーバに照会した際、次の①又は②のいずれかに該当する場合には、OBD 検査用サーバから受検車両のテルテールを確認すべき旨の応答がある。

この場合、指示された装置の異常を示すテルテールが継続して点灯又は点滅していないことを確認することにより、当該装置については(2)及び(3)の審査に代えて基準に適合するものとする。

① 排出ガス関係装置（排出ガス発散防止装置）

排出ガス関係装置（排出ガス発散防止装置）の車載式故障診断装置に記録されている情報が読み出せない場合（細目告示別添48「自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」Ⅱ.の規定が適用される自動車に限る。）

② 安全関係装置（排出ガス発散防止装置以外の装置）

OBD 検査対象装置のうち、当該自動車に備える全ての安全関係装置（排出ガス発散防止装置以外の装置）の車載式故障診断装置に記録されている情報が読み出せない場合

(6) 法第78条の自動車特定整備事業者が、検査用スキャンツールを用いて、OBD 検査対象装置の車載式故障診断装置に記録されている情報を読み出し、特定 DTC 照会アプリから OBD 検査用サーバに照会した結果、保安基準不適合となる情報がなかった自動車については、照会した当日を含めて5日までの間は、受検車両の情報を自動車審査高度化施設又は高度化システムに読み込んだ際、OBD 検査用サーバから OBD 検査を省略できる旨の応答がある。

この場合、OBD 検査対象装置の異常を示すテルテールが継続して点灯又は点滅していないことを確認することにより、(2)及び(3)の審査に代えて基準に適合するものとする。

ただし、無作為に抽出された場合又は不正等が疑われる場合は、この限りでない。

(7) 次に掲げる場合には、OBD 検査対象装置の異常を示すテルテールが継続して点灯又は点滅していないことを確認することにより、(2)及び(3)の審査に代えて基準に適合するものとする。

① 4-10 (2) を適用する場合

② 自動車審査高度化施設又は高度化システムに障害等が発生し、本部検査部の長が(2)の方法により実施することが困難であると判断した場合

9-14 車両後退通報装置の通報音の大きさ（騒音計等）

（保安基準第43条の10、細目告示第67条の6第3項、細目告示第145条第3項、第223条第3項関係）

(1) 次表に掲げる自動車に備える車両後退通報装置（音声信号を用いる車両後退通報装置を備える場合に限る。）

は、通報音を発生することにより歩行者に自動車が後退する旨を通報することができるものとして音色、音量等に関し、テスト等その他適切な方法により審査したときに、音声信号を用いる車両後退通報装置と音声信号を用いる車両後退通報装置以外の車両後退通報装置の音の大きさの和は、自動車の後方1mの位置において92dB以下でなければならない。

対象	・自動車
除外	・専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車 ・専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって車両総重量3.5t以下のもの ・貨物の運送の用に供する車両総重量3.5t以下の自動車 ・上記3項目の自動車の形状に類する自動車 ・二輪自動車

10. ナンバープレート取付角度等

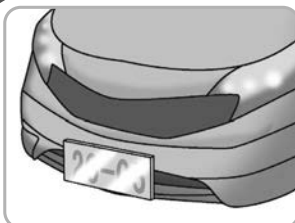
車のナンバープレートは見やすく表示!

ナンバープレートの表示義務が明確化されます

平成28年4月1日以降、ナンバープレートをカバー等で被覆^{ひふく}すること、シール等を貼り付けること、回転させて表示すること、折り返すこと等が明確に禁止されます。

平成28年4月1日から
禁止

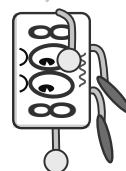
カバー



ナンバープレートカバーは
装着禁止!!
無色透明でもダメ!!

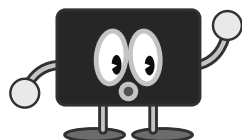
回転

回転させて
取り付けては
いけません。



被覆^{ひふく}

ナンバープレートの
すべての文字が判読で
きなければダメ!!



折り返し

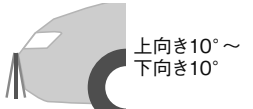
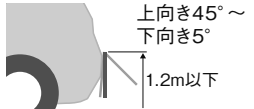
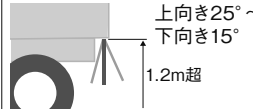
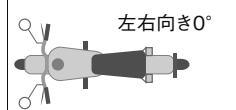
折り返しては
いけません。



国土交通省 / 警察庁

車のナンバープレートの表示に係る新基準

これまで「番号を見やすいように表示しなければならない」とだけ定められていたナンバープレートですが、新基準により位置や角度が数値で明確に規定されました。知らなかったではすまされません！

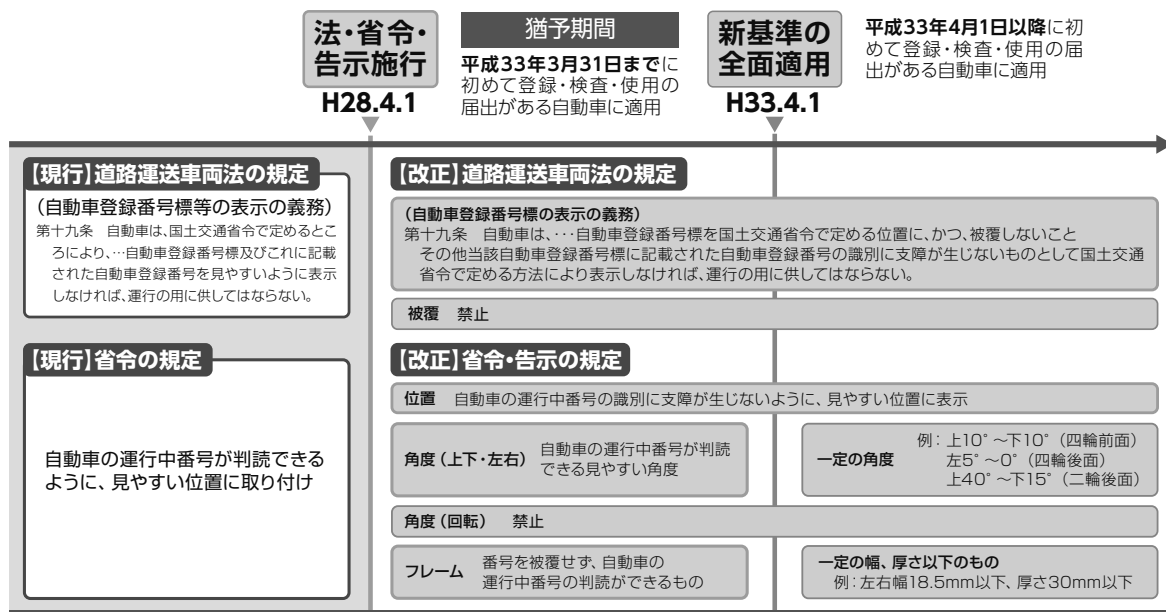
項 目	前面のナンバープレート	後面のナンバープレート			
		ナンバープレートの 上端が1.2m以下の場合	ナンバープレートの 上端が1.2m超の場合	バイクのナンバープレート	
位 置	番号（ナンバープレートのすべての文字をいう。以下、同じ。）の識別に支障が生じないように、見やすい位置				
角 度	上下向き※1				
	左右向き※1				
	回 転	水 平			
被覆・汚れ・ 物品の取付け	禁止（封印、検査標章・保険標章等、下記のフレーム・ボルトカバーを除く。）				
フ レ ーム※1	●幅※2が上部10mm以下、左右18.5mm以下、下部13.5mm以下 ●厚さ※3が上部6mm以下（上部の幅が7mm以下の場合は10mm以下）、その他30mm以下 ●脱落するおそれのないもの 			禁 止	
ボルトカバー※1	●直径が28mm以下であって番号に被覆しないもの ●厚さが※3が9mm以下 ●脱落するおそれのないもの				
そ の 他	●確実に取り付けられていること ●折り返されていないこと、表裏・上下が逆でないこと等、番号の識別に支障が生じないこと				

※1 角度（上下向き・左右向き）、フレーム、ボルトカバーの基準は、平成33年4月1日以降に初めて登録・検査・使用の届出がある自動車について適用する。（平成33年3月31日までに登録・検査・使用の届出がある自動車については、自動車の運行中番号が判読できるような見やすい角度によること、番号を被覆せず、脱落するおそれがなく、自動車の運行中番号が判読できるフレーム又はボルトカバーを取り付けることができる。）

※2 ナンバープレートに取り付けたときの当該ナンバープレートの外縁からフレームの内縁までの長さ

※3 ナンバープレートに取り付けたフレーム・ボルトカバーの当該ナンバープレートの表面から突出している部分の厚さ

ナンバープレートの表示に係る主な新基準の適用について



11.申請書の「整備工場コード」欄に認証番号の記載について

持ち込みにより継続検査を受ける認証工場の皆様へ

平成30年4月より、自動車(予備)検査証に認証番号が記載されますので、申請書の「整備工場コード」欄に認証番号の記載をお願いします。

また、平成30年6月からは認証番号の記載が必須となります。

継続検査申請書 専用3号様式

13411 ①無検項目 ②中古車 ③有効期間 ④出庫 ⑤外装 ⑥制動距離 ⑦VOC・PM ⑧故障等指示

自動車登録番号 000000-000000 ⑨車台番号 (国産車は車台番号を記入) (輸入車は輸入番号を記入) (記入例) AB3-1234567 ⑩整備工場コード 00-000000

⑪運輸支局コード 00-000000 ⑫認証番号 00000000

対象手続き
①新規検査(中古)
②予備検査(中古)
③継続検査

(注1) 実際に受検した認証工場の認証番号を記載してください。
(注2) 指定工場の方が持ち込み車検を受けた場合は指定番号でなく、認証番号を記載してください。



※指定工場で車検を実施した場合は、従来どおり「指定番号」での記載になります。

持ち込みにより新規・予備検査を受ける認証工場の皆様へ

平成30年4月より、自動車(予備)検査証に認証番号が記載されますので、申請書の「整備工場コード」欄に認証番号の記載をお願いします。

また、平成30年6月からは認証番号の記載が必須となります。

新規検査 変更登録 更正登録 予備検査 自動車予備検査記入 所有権変更記録 申請書 表1号様式

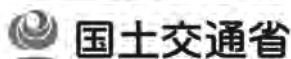
①新規検査 ②中古車 ③有効期間 ④出庫 ⑤外装 ⑥制動距離 ⑦VOC・PM ⑧故障等指示

自動車登録番号 000000-000000 ⑨車台番号 (国産車は車台番号を記入) (輸入車は輸入番号を記入) (記入例) AB3-1234567 ⑩整備工場コード 00-000000

⑪運輸支局コード 00-000000 ⑫認証番号 00000000

対象手続き
①新規検査(中古)
②予備検査(中古)
③継続検査

(注1) 実際に受検した認証工場の認証番号を記載してください。
(注2) 指定工場の方が持ち込み車検を受けた場合は指定番号でなく、認証番号を記載してください。



※指定工場で車検を実施した場合は、従来どおり「指定番号」での記載になります。

12. 重量税照会サービスについて

重量税照会サービスについて

登録車はこちら

国土交通省
次回自動車重量税額照会サービス

初めの方 よくあるご質問 利用規約 ご利用上の注意 プライバシーポリシー

> ホーム

次回自動車重量税額照会サービス
次回の車検（臨時検査等）を受ける時の自動車重量税の税額が照会できるサービスです。
車台番号、検査予定日を入力することで、検査予定日時点の自動車重量税額の照会が行えます。

■お知らせ
2026/04/01 令和8年度税額改正のお知らせ
【重要】 2026/04/01 3月31日（木）から4月1日（金）メンテナンス作業のためお知らせ
【重要】 2025/10/17 【注意】 Webサービス1.0のサポート終了について
【重要】 2025/08/17 8月16日（金）から17日（土）メンテナンス作業のためお知らせ
【重要】 2025/04/04 一部車両に対する自動車重量税額の算出誤りについて

お知らせ一覧へ>

■次回自動車重量税額照会
次回自動車重量税額照会を行う場合は、「照会画面へ」ボタンをクリックしてください。
ご利用可能時間 1:00～23:00

照会画面へ

軽自動車はこちら

国土交通省
次回自動車重量税額照会サービス

初めの方 よくあるご質問 利用規約 ご利用上の注意 プライバシーポリシー

> ホーム

次回自動車重量税額照会サービス
次回の車検（臨時検査等）を受ける時の自動車重量税の税額が照会できるサービスです。
「車台番号」・「検査予定日」を入力することで、検査予定日時点の自動車重量税額の照会が可能となります。
構造等に変更がある検査申請の場合は、正しい自動車重量税額の照会ができない場合があります。
詳しくは「よくあるご質問」の「自動車重量税に関する質問」をご覧ください。

■お知らせ
2026/04/01 令和8年度税額改正のお知らせ
【重要】 2026/04/01 3月31日（木）から4月1日（金）メンテナンス作業のためお知らせ
【重要】 2025/10/17 【注意】 Webサービス1.0のサポート終了について
【重要】 2025/08/17 8月16日（金）から17日（土）メンテナンス作業のためお知らせ
【重要】 2025/04/04 一部車両に対する自動車重量税額の算出誤りについて

お知らせ一覧へ>

■次回自動車重量税額照会
次回自動車重量税額照会を行う場合は、「照会画面へ」ボタンをクリックしてください。
（ご利用可能時間 8:00～23:00）
登録車及び小型二輪車の「次回重量税額照会サービス」はこちら
<https://www.nestmvt.mlit.go.jp>

照会画面へ

自動車重量税一覧表中の13年経過、18年経過の早見表

【普通車】13年経過車

初度登録年（検査）	13年経過車となる日
年 月	
H25 10	R8.8.1
11	R8.9.1
12	R8.10.1
1	R8.11.1
2	R8.12.1
3	R9.1.1
4	R9.2.1
5	R9.3.1
H26 6	R9.4.1
7	R9.5.1
8	R9.6.1
9	R9.7.1

*以降同様に続く

【普通車】18年経過車

初度登録年（検査）	18年経過車となる日
年 月	
H20 10	R8.8.1
11	R8.9.1
12	R8.10.1
1	R8.11.1
2	R8.12.1
3	R9.1.1
4	R9.2.1
5	R9.3.1
H21 6	R9.4.1
7	R9.5.1
8	R9.6.1
9	R9.7.1

*以降同様に続く

13. 土砂等を運搬する大型自動車の番号表示について

- 土砂等を運搬する大型自動車を使用する者は、「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法施行規則」第六条により、表示番号は以下のように表示しなければなりません。

土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法

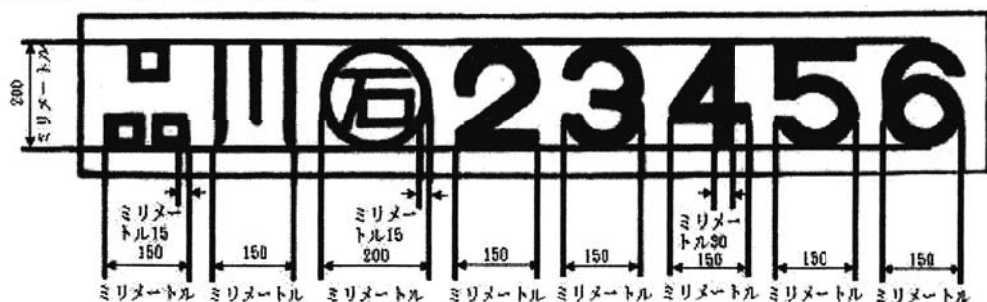
(表示番号の表示)

第六条

表示番号は、次に掲げる文字及び記号をその順序により組み合わせて定めるものとし、別表第一の例により、荷台の両側面及び後面に表示しなければならない。

- 一 大型自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸監理部又は運輸支局（使用の本拠の位置が自動車検査登録事務所の管轄区域に属する場合にあつては、当該自動車検査登録事務所）を表示する文字（別表第二）
- 二 経営する事業の種類を表示する文字及び記号（別表第三）
- 三 五けた以下のアラビア数字

別表第一（第六条関係）



備考 表示方法は、ペンキ等により左横書きとし、文字、記号及び数字は黒色とし、地を白色とすること。

土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法

(表示番号等の表示)

第四条

土砂等の運搬の用に供する大型自動車（以下「土砂等運搬大型自動車」という。）を使用する者は、国土交通省令で定めるところにより、前条の規定による指定に係る表示番号その他国土交通省令で定める事項を当該土砂等運搬大型自動車の外側に見やすいように表示しなければならない。

(罰則)

第二十条

次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

- 一 第四条の規定に違反して、表示をせず、又は虚偽の表示をした者

東北運輸局秋田運輸支局 輸送・監査部門

15. その他

令和8年4月～



自動車整備事業手続きのオンライン申請をご利用ください！

自動車整備事業者の皆様は、事業場のパソコン等から
各種手続きのオンライン申請が行えるようになります

書面で提出していた自動車整備事業関連手続きの「申請書」や「届出書」を 自社のパソコン等からインターネットを通じて提出することができます。

電子申請(e-Gov)利用のメリット

✓ いつでも、どこでも申請可能



✓ 行政機関までの移動が不要



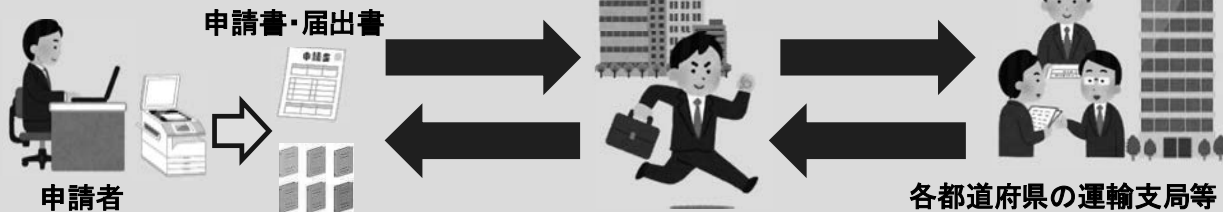
✓ パソコンで申請後の状況を確認



✓ パソコンで公文書取得が可能



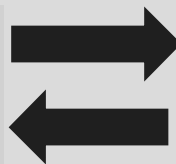
■紙申請の場合



■電子申請の場合



- ✓ いつでも、どこからでも申請可能
- ✓ 申請書の印刷・持ち出しが不要
- ✓ 運輸支局等までの移動が不要
- ✓ 申請後の処理状況の確認や公文書の取得がパソコンにて可能



電子申請の利用対象となる手続き

自動車特定整備事業

新規申請
変更届出・変更申請
廃止届出
整備主任者の選任・変更届出

指定自動車整備事業

新規申請
変更届出・変更申請
廃止届出
自動車検査員の選任・変更届出

優良自動車整備事業

新規申請
変更届出
辞退等届出

令和8年4月より利用開始



オンライン申請の詳細は、こちらのサイトをご参照ください。
自動車整備事業に関するオンライン申請

URL: https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk9_000058.html



電子申請利用の流れ(概要)

e-Gov電子申請システム

パソコンの環境設定

申請書/届出書、
添付資料の作成

申請書/届出書、
添付資料の提出

e-Gov電子申請システムの利用には、e-Gov電子申請プログラムのインストール作業が必要となります。インストール手順等についてはe-Govサイトをご参照ください。

※デジタル庁発行のGビズID(プライム又はメンバー)が必要です。
ご利用のパソコンからe-Govの電子申請システムにログインの上、手続き検索機能等を利用し、申請書/届出書の様式画面を表示し、画面に申請/届出内容の入力及び添付資料ファイルをアップロードします(申請様式と添付資料の作成)。なお、スマートフォンからは**申請・届出はできませんので、ご注意ください。**
作成後、e-Govの電子申請システム上で、提出先等の設定を行った上で、申請書/届出書、添付資料の提出を行います。

電子申請利用準備や操作方法、各申請ごとのマニュアル等、詳細につきましては、こちらのサイトをご参照ください。

URL: https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk9_000058.html



関連リンク

e-Gov電子申請サイト

手続共通の電子申請利用準備、利用方法、よくある質問等を掲載する総合サイトです。

URL: <https://shinsei.e-gov.go.jp/>



e-Gov電子申請～FAQサイト

電子申請利用に関するご質問への回答を紹介するサイトです(上記総合サイト内に構成)。

URL: <https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/help/faq>



国土交通省 e-Gov電子申請サイト

国土交通省のe-Gov電子申請サイトです。

URL: https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/jouhouka/sos_ei_jouhouka_fr2_000002.html



お問い合わせ先

パソコンの環境設定等e-Govに関すること

e-Gov利用者サポートデスク

☎: 050-3786-2225

URL: <https://www.e-gov.go.jp/contact>

受付時間: 平日 9:00～17:00 他
(※詳細はサイトにてご確認ください。)



GビズIDに関すること

GビズID ヘルプデスク

☎: 0570-023-797

URL: <https://gbiz-id.go.jp/top/contact/contact.html>

受付時間: 9:00～17:00
(土・日・祝日、年末年始を除く)



申請方法や入力方法に関すること

自動車整備事業関係オンライン申請ヘルプデスク

☎: 050-3852-4979

受付時間: 平日 8:30～17:15

(※運輸支局等の開庁日に準ずる。)

記載事項や必要な添付書面等 具体的な申請内容・届出内容に関すること

管轄する運輸支局等の自動車整備事業担当へ直接お問い合わせください。特に、指定自動車整備事業の新規申請等、運輸支局等との調整が必要なものについては事前にご相談ください。

本資料の内容に関する問い合わせ先

国土交通省 物流・自動車局自動車整備課
03-5253-8111

タイヤバースト防止の点検方法とバースト発生時の対応について

タイヤのパンク・バースト故障は非常に多くなっており、特に多軸、ダブルタイヤ(複輪)を使用しているトラック・バスではパンク・バーストに気づきにくく、走行安定性や制動力が低下し、重大な事故や、そのまま走り続けるとタイヤの出火につながるおそれがあります。

運行前には必ずタイヤの点検を行い、パンク・バースト時には適切な対応をお願いします。

<JAF ロードサービス 主な出動理由 TOP5(2024年度)>

◆一般道路

順位	故障内容	件数	構成比
1	過放電バッテリー	755,785	35.31
2	タイヤのパンク、バースト、エア圧不足	427,833	19.99
3	破損/劣化バッテリー	185,855	8.68
4	落輪・落込	132,452	6.19
5	キー閉じ込み	106,995	5.00

◆高速道路

順位	故障内容	件数	構成比
1	タイヤのパンク、バースト、エア圧不足	26,219	42.27
2	燃料切れ	5,843	9.42
3	事故	5,032	8.11
4	過放電バッテリー	2,864	4.62
5	発電機/充電回路	1,439	2.32

出典:「JAFロードサービス 主な出動理由TOP10 2024年度 年間『四輪・二輪合計』」より抜粋



・タイヤのバーストを防ぐために

タイヤの状態を確認してください

1 空気圧点検

◆外観では空気圧の判断がしにくいいため、必ずエアゲージを使用してください

・空気圧の点検・調整は、必ず走行前のタイヤが冷えている状態で行ってください。



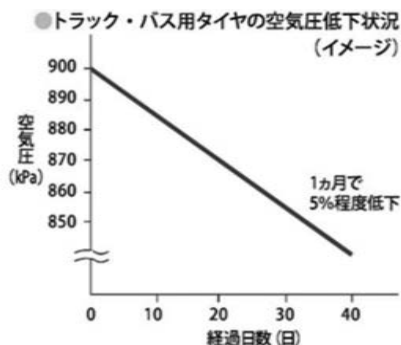
◆空気圧は、標準空気圧に調整してください。

・標準空気圧は、運転席側ドアビラー一部等に示してあります。

・ダブルタイヤの内側と外側は、同じ空気圧に調整してください。

・空気圧が極端に低い場合、パンクの可能性がありますので、タイヤに異常がないか確認してください。

タイヤの空気圧は自然低下します。

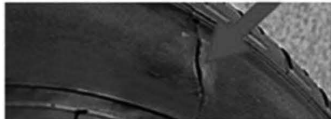


出典元: 日本自動車タイヤ協会(JATMA)

※タイヤの空気圧が低いまま走行すると、バーストしたり、ホイールボルト・ナット損傷による車輪脱落事故の原因となります。

2 タイヤの状態点検

このようなときはタイヤを交換して下さい。

タイヤが摩耗しスリップサインが 現れたとき	タイヤに釘や異物等が 刺さっているとき	タイヤの接地面や側面に 亀裂、損傷があるとき
 スリップサイン 表示位置マーク スリップサイン		 出典元：横浜ゴム株式会社

・タイヤバースト発生時の適切な対応

急ハンドル、急ブレーキを避けて車両を停止させてください

タイヤがバーストすると車両挙動が不安定になる場合がありますので、以下に示す対応をお願いします。

- 1 ハンドルをしっかり握り、急ハンドルは避けてください。
- 2 急ブレーキは避け、徐々に速度を落とし、ハザードランプで後続車に注意を促しながら、安全な場所に停車してください。

ブレーキの効きが悪く停止できない場合は駐車ブレーキも活用してください

バーストしたタイヤがブレーキ配管などを損傷させる等により、ブレーキの効が悪くなった場合には、以下に示す対応をお願いします。

- 1 ブレーキの効が悪い場合はシフトダウンしてスピードを落とし、駐車ブレーキレバーを徐々に引き駐車ブレーキを作動*させてください。

※なお、ご使用の車両によってはブレーキ部品の保護を目的に、ブレーキペダルを踏んでいる間は、駐車ブレーキが作動しない場合があります。

それでも車両が減速しない場合は緊急退避所などを利用してください。

詳細はご愛用されている車両の取扱説明書をご覧ください。

ISUZU HINO FUSO UD TRUCKS

「これくらいなら大丈夫！」その軽い気持ちで、 取り返しのつかない事態を招きます。



最大で10年の懲役

保険金の不正請求は詐欺罪とみなされ、厳しい刑罰が科せられます。場合によっては最大で10年の懲役になることもあります。



保険会社への保険金返還
不正請求した保険金は全額返還
する必要があります。



共犯者にも同じ刑事罰

共犯者も詐欺罪に該当する可能性があります。さらに、共犯者が修理工場であった場合、その工場が事業停止命令などの行政処分を受けることがあります。



勤め先からの懲戒処分

企業の従業員である場合、懲戒処分が行われる可能性があります。会社内の信用を失う恐れがあります。



SNS等での拡散

SNSでの拡散によって、あなたの個人情報や世間に広まってしまいう可能性があります。



社会的信用の喪失

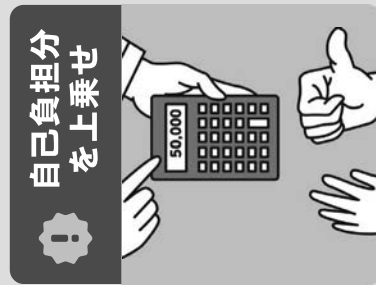
家庭や職場、地域社会で信頼を失い、結果として社会活動に大きな影響を及ぼし、日常生活に支障をきたす可能性があります。

知ってしまいましたか？これらの行為は 保険金の不正請求 になってしまいう可能性があります！



！ 便乗修理

以前からあった傷を、今回の事故で生じたことにして、その費用を保険金で請求した。



！ 自己負担分を上乗せ

修理工場に自己負担額相当分を保険金で補うように依頼し、保険金を上乗せ請求した。



！ グレードアップ修理

壊れた部品を高価な部品に取り替え、その高価な部品代で保険金を請求した。



<https://www.mlit.go.jp/>

国土交通省のガイドライン

透明性の高い整備事業を行うためのガイドラインが国土交通省から発表されています。



外部機関との連携

専門性の高い外部機関や弁護士と連携し、データ分析やAIを活用して、不正請求を調査しています。



損保協会の活動

警察との連携、セミナー開催、不正請求対策室設置など、不正撲滅に向けた活動を強化しています。



保険金の不正請求は犯罪です！

保険金の不正請求は「詐欺罪」にあたり、
最大で「10年の懲役」に処されます。

※未遂でも「詐欺未遂罪」にあたり犯罪になります。

軽い気持ちで大きなトラブルを招くこともあるので、注意が必要です。



車体整備の消費者に対する 透明性確保に向けた取組みについて



株式会社ビッグモーターによる不適切な保険金請求をきっかけに、車体整備事業者は、消費者(自動車ユーザー)に車体整備サービスを提供するにあたり必要な情報を適切に提供することが従来以上に求められています。損害保険業界においても、車体整備業界と連携をしながら消費者に対して必要な情報提供を行うことができるよう、令和6年3月国土交通省公表「車体整備の消費者に対する透明性確保に向けたガイドライン」(以下、ガイドライン)記載の内容をより具体化することを通じて、車体整備事業者の取組みを支援いたします。

車体整備事業者および損害保険会社が行う取組みについて

車体整備事業者が行う ガイドラインに基づく取組み

- 車体整備作業(工程ごと)の情報の記録・保存(画像・日時・作業内容や方法・実施者・料金)
- 記録・保存した情報の対象車両ごとの関連付け
- 消費者等(損害保険金の支払いに関係する者を含む)への適切な説明と了承の取得
- ➡ 事後的な検証ができるよう、上記3つの取組みを一定の期間電磁的に保存

損害保険会社が行う 保険金支払時に求められている取組み

- 消費者の要望を踏まえた損害保険金の認定内容に関する適切な説明
- 車体整備事業者への損害保険金の認定および消費者に対する説明に必要な情報の提供依頼

消費者からの信頼を確保するために、車体整備業界と損害保険業界それぞれが透明性ある説明を行うことが不可欠です。

車体整備事業者が行う取組み ～「情報の記録」の取組み事例～

損害保険金請求時に必要となる基本的な取組みを記載しております。各損害保険会社から別途ご協力をお願いする内容がある場合には、透明性のある損害保険事業のためにご協力をお願いいたします。

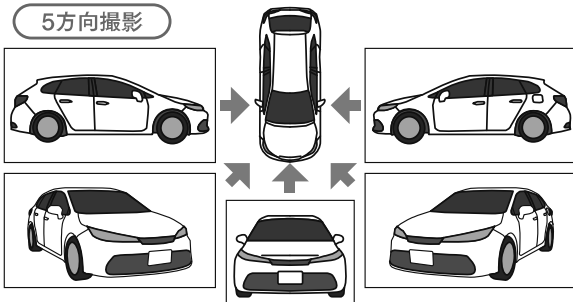
着工前

- 着工前と完了後には、5方向(正面・左右45度・左右90度、側面損傷時は側面・左右45度の3方向)の全景撮影と損傷箇所(完了後は修理箇所)がわかるように撮影してください。
- カメラを損傷部の高さに合わせ、損傷部にはスケールを入れて損傷範囲がわかるように撮影してください。

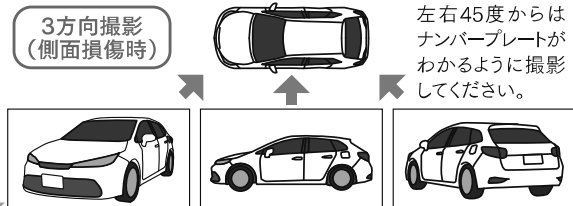
大局的な損傷写真

- 正面：ルームミラーなどを中心に正対して撮影してください。
- 左右：損傷程度や波及の有無を示すため、距離・角度・高さを合わせて撮影してください。

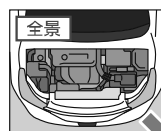
5方向撮影



3方向撮影 (側面損傷時)



局部的な損傷写真

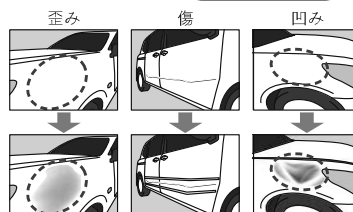


内部損傷



- 内部損傷は、全景および細部を撮影してください。
- 全景の撮影をすることで骨格部やメカニカル部の損傷を把握できます。
- エンジンルームに損傷がある場合、可能であれば真下からも撮影してください。

外部損傷



- 蛍光灯やマスキングテープを用いるほか、周りの景色や歪みを確認できるツール(リフレクター)等も活用して撮影してください。
- 逆光の場合は、フラッシュ撮影も有効です。

裏面につづく

着工前

- 車両情報が把握できるコーションプレートや紙資料等を撮影してください。



【コーションプレート】
(メーカー・車種等により位置が異なります。)

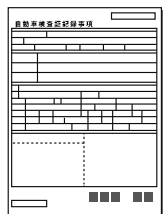
紙資料等撮影方法

- 車検証・コーティング保証書等紙資料も撮影してください。

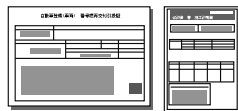


【車検証】

- 車両情報・所有者の把握のため、撮影してください。
- 電子車検証には所有者の記載がないため、自動車検査証記録事項も撮影してください。
- 旧車検証の場合は、左右にわけて撮影してください。



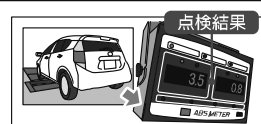
【コーティング保証書等】



- 各種コーティング保証書やナンバー再交付証は登録番号や製品名・メンテナンス記録がわかるように撮影してください。



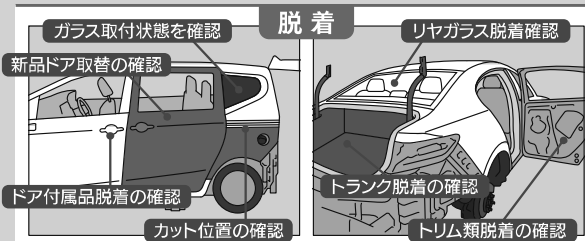
- 故障診断機使用時は警告灯と診断画像を撮影してください。



- 計測機器使用時は検査実施車両と結果を撮影してください。

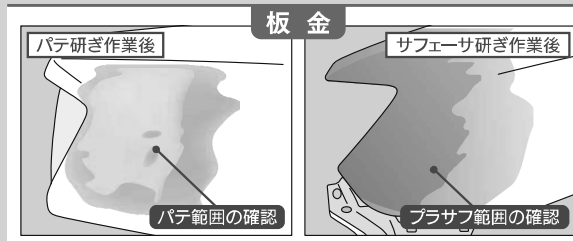
着工中

- 作業ごとに着工車両の特定・判断ができる写真、着工箇所と作業内容がわかる写真を撮影してください。



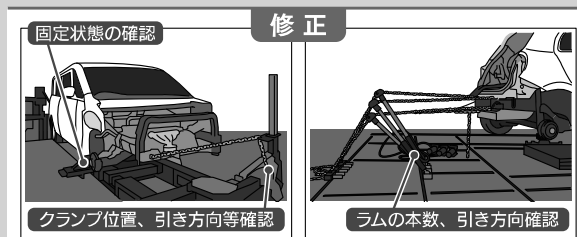
【着工中の全景撮影方法】

- カット位置や付属品の脱着がわかるように撮影してください。



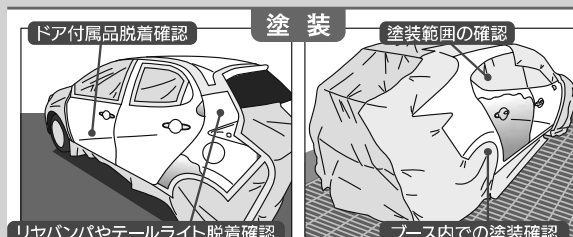
【パテ・サフェーサの研ぎ作業時の撮影方法】

- パテ・サフェーサ研ぎ作業後の状態を撮影してください。



【フレーム修正機使用時の撮影方法】

- マウント状況、引き作業(ラム本数等)がわかるように広範囲を撮影してください。
- 形状修正等の痕跡が確認できる写真も撮影してください。

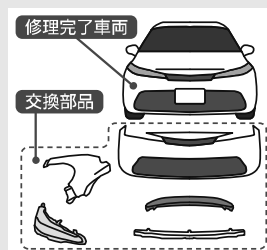


【塗装作業時の撮影方法】

- 塗装前の上塗り用マスキング状態で、塗装範囲や付属品の脱着等がわかるように撮影してください。
- 内板部品を塗装する場合は、塗装前後のマスキング状態を撮影してください。

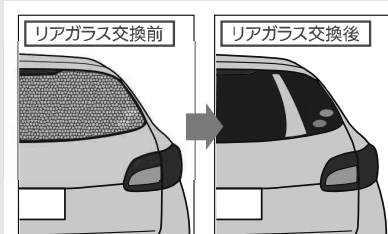
車体整備に伴い 部品交換を行う場合

- 納品伝票・部品伝票・納品された部品を撮影してください。
- 脱着作業中の作業内容がわかる写真も撮影してください。



【部品交換時の撮影方法】

- 修理完了車両と交換部品を同一画角で撮影または新旧部品を同一画角で撮影してください。



【ガラス部品交換時の撮影方法】

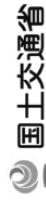
- ステッカー等の貼り付けがあるガラス交換時には、ステッカーが貼ってある損傷ガラスとステッカーを貼った後の新品部品をそれぞれ撮影してください。
- 他のガラス部品交換時は、損傷ガラスと新品ガラスを並べて撮影してください。

完了後

- 着工前同様に全景撮影と修理箇所がわかるように撮影してください。(表面の着工前参照)

大型車の車輪脱落事故防止について

令和8年9月
東北運輸局自動車技術安全部

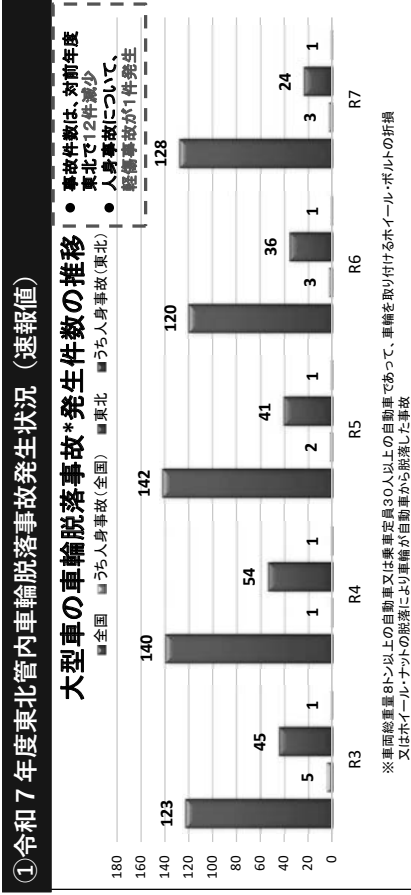


掲載事項

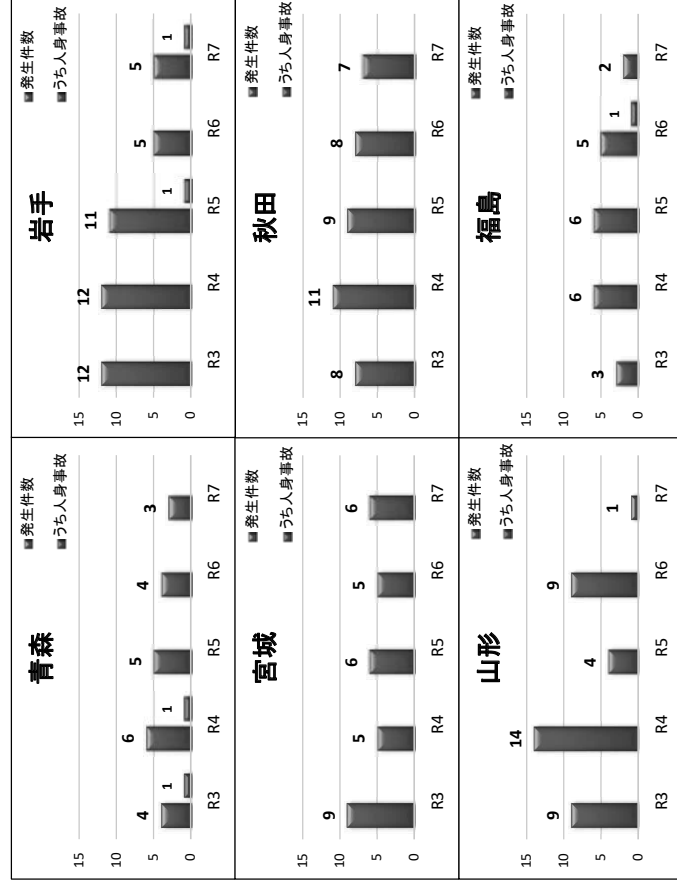
- ① 令和7年度東北管内車輪脱落事故発生状況（確定値）
- ② 大型車を取り扱う指定工場へのヒアリングによる実態調査結果
- ③ 大型車の適切なタイヤ脱着・保守管理作業解説動画

Ver.1

16. 大型車の車輪脱落事故防止



事故車両の使用の本拠の位置を管轄する支局別発生件数

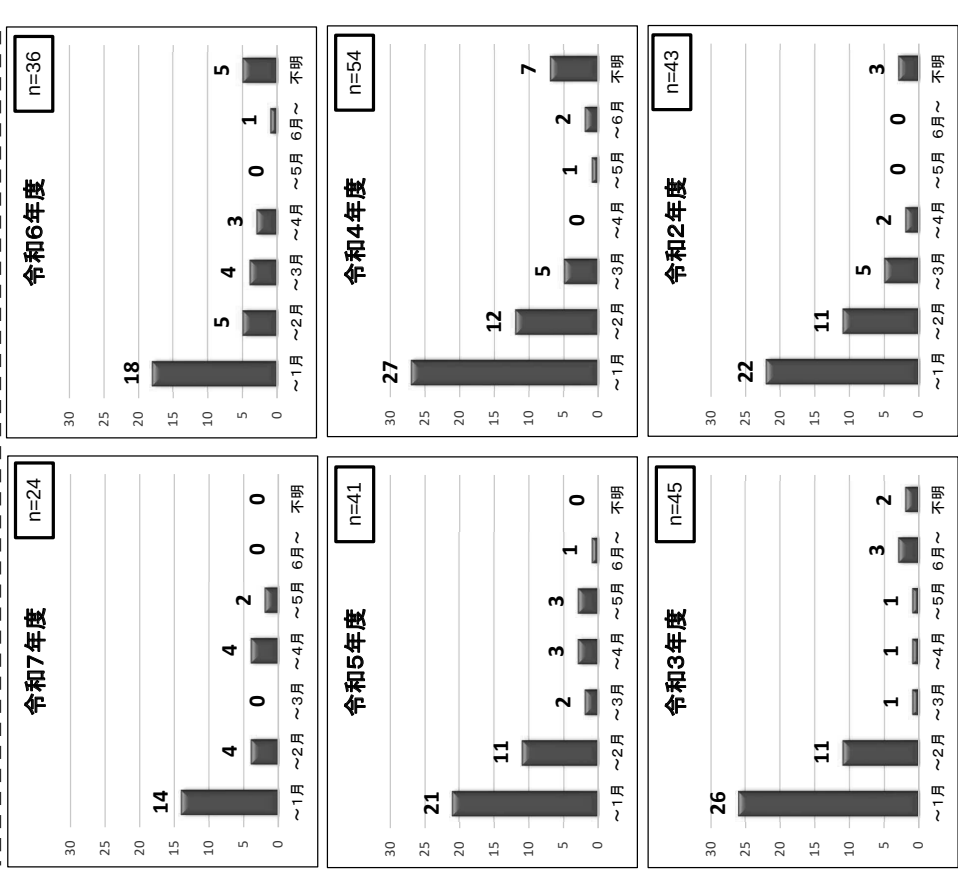


出典：自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

①令和7年度東北管内車輪脱落事故発生状況（速報値）

車輪脱着作業から事故発生までの期間別件数
(令和2年度～令和7年度)

・脱着事故の発生車両については、車輪脱着作業から1ヶ月以内に多く発生している傾向が見られる

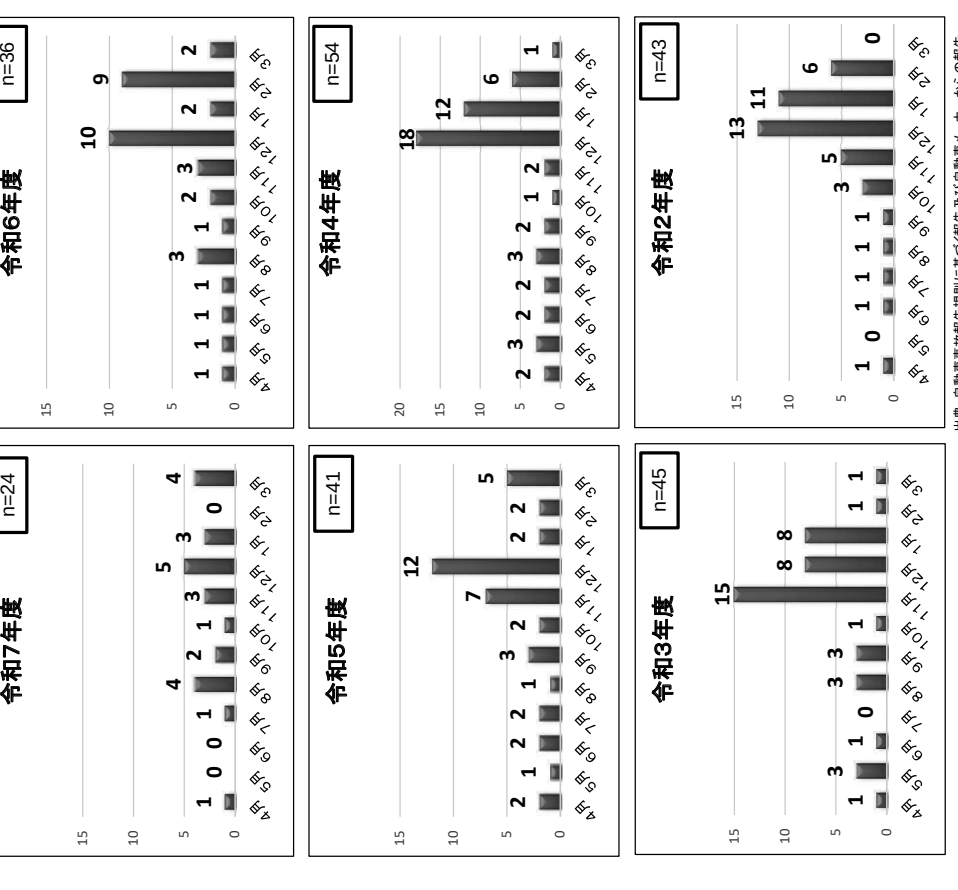


出典：自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

①令和7年度東北管内車輪脱落事故発生状況（速報値）

東北管内月別車輪脱落事故発生件数（令和2年度～令和7年度）

・冬タイヤへの交換作業が集中する11月以降に多く発生する傾向が見られる



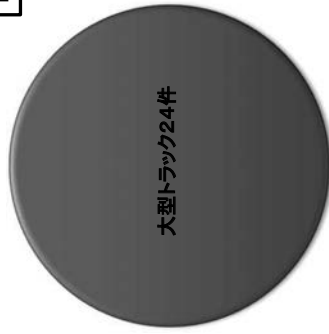
出典：自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

①令和7年度東北管内車輪脱落事故発生状況（速報値）

業態別発生件数

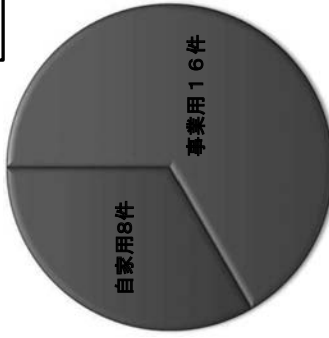
（大型バス・大型トラック）

n=24



事業用・自家用別発生件数

n=24

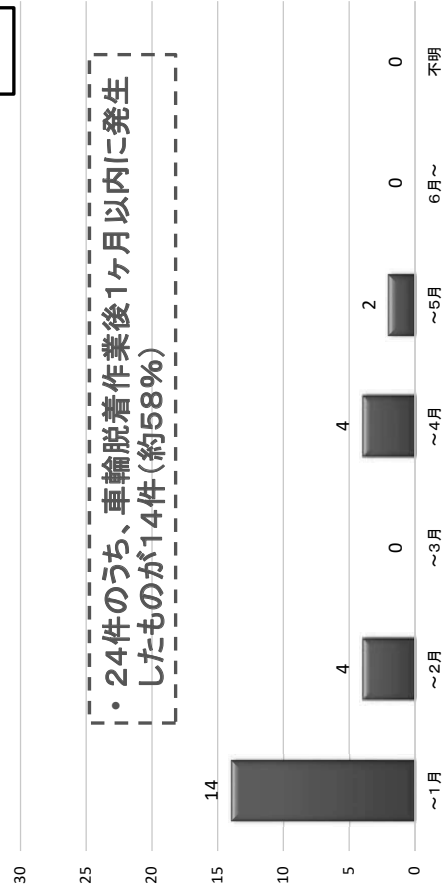


・ 全て大型トラックで発生している
大型バスは0件

・ 前年度から事業用が9件減少

車輪脱着作業から事故発生までの期間別件数

n=24



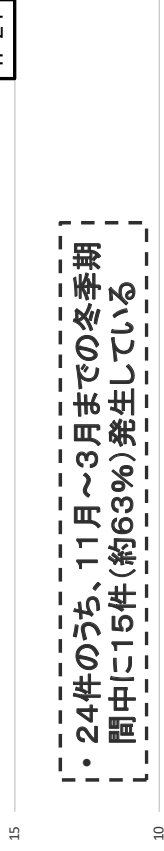
・ 24件のうち、車輪脱着作業後1ヶ月以内に発生したものが14件（約58%）

出典：自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

①令和7年度東北管内車輪脱落事故発生状況（速報値）

月別車輪脱落事故発生件数

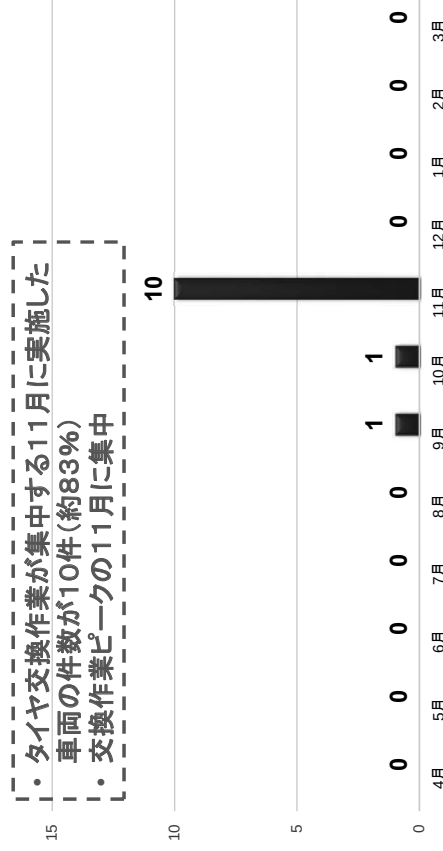
n=24



・ 24件のうち、11月～3月までの冬期間中に15件（約63%）発生している

月別タイヤ交換実施件数
（タイヤ交換後3ヶ月以内に車輪脱落したもの）

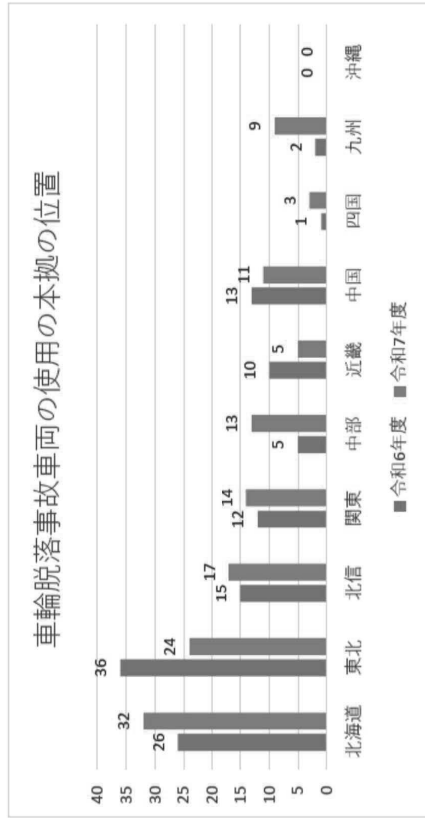
n=12



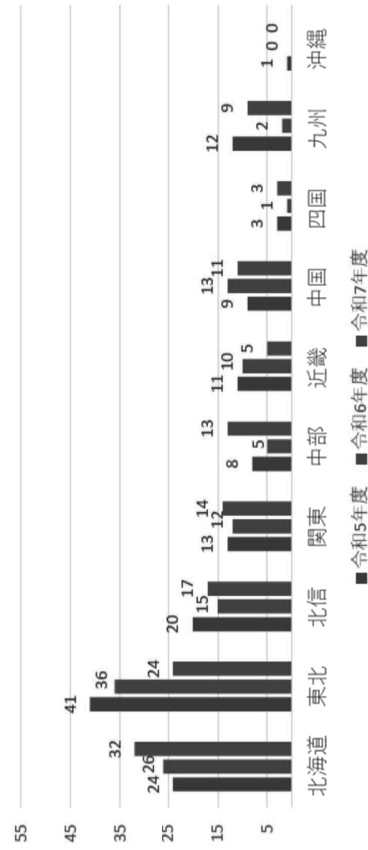
・ タイヤ交換作業が集中する11月に実施した車両の件数が10件（約83%）
・ 交換作業ピークの11月に集中

出典：自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

①令和7年度東北管内車輪脱落事故発生状況（速報値）



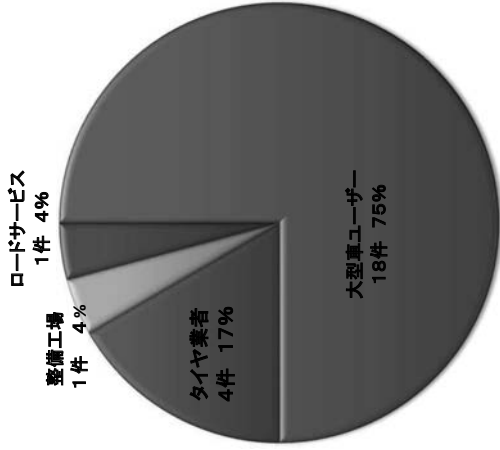
過去3年間の使用の本拠の位置別推移



出典：自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

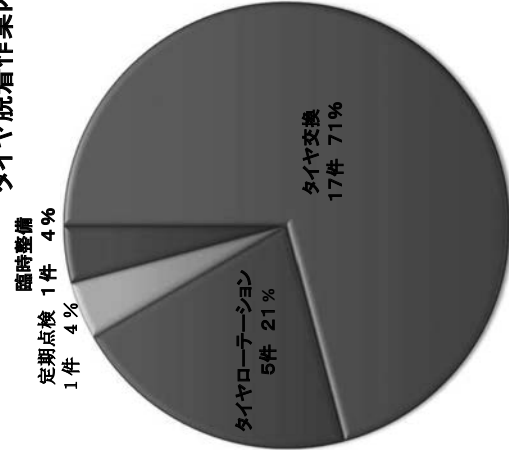
①令和7年度東北管内車輪脱落事故発生状況（速報値）

タイヤ脱着作業実施者別



・大型車ユーザーの交換によるものが約75%を占める傾向

タイヤ脱着作業内容別発生件数



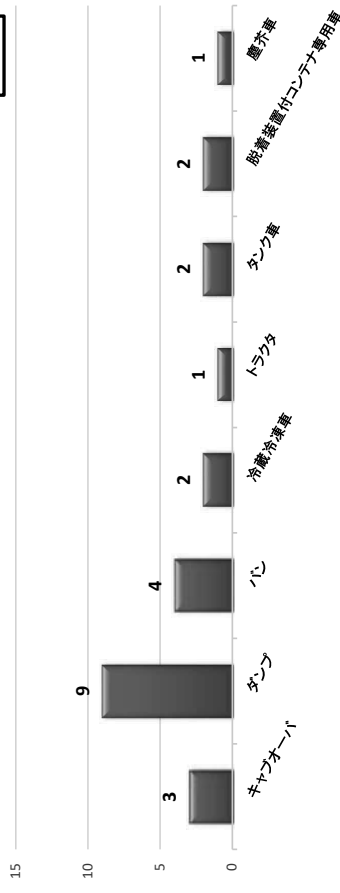
・タイヤ交換、タイヤローテーションが大半を占める

●タイヤ交換
 ・通常タイヤから冬用タイヤへの交換
 ・冬用タイヤから通常タイヤへの交換
 ・パンクや磨耗したタイヤの交換など
 ●タイヤローテーション
 ・タイヤの磨耗が偏る事を防止するため、前後・左右のタイヤを入れ替える

出典：自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

①令和7年度東北管内車輪脱落事故発生状況（速報値）

車体の形状別発生件数

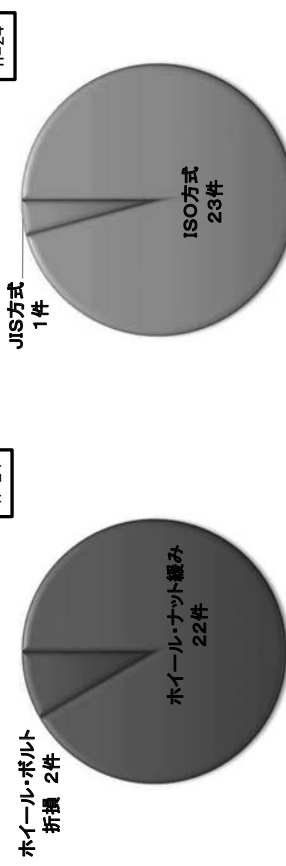


登録年から事故発生までの車齢



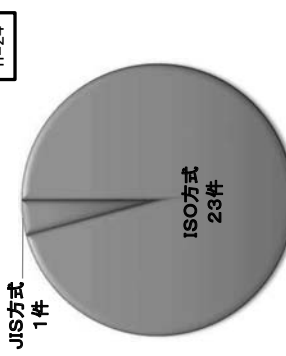
初度登録から10年以上経過している車両が約71%を占めている。

タイヤ脱落時の原因



大半はホイール・ナットの緩みによるもの

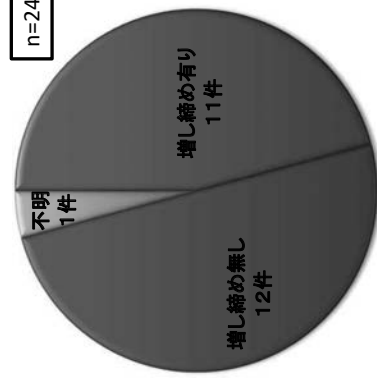
締め付け方式



大半はISO方式

①令和7年度東北管内車輪脱落事故発生状況（速報値）

脱着作業後の増し締め実施の有無



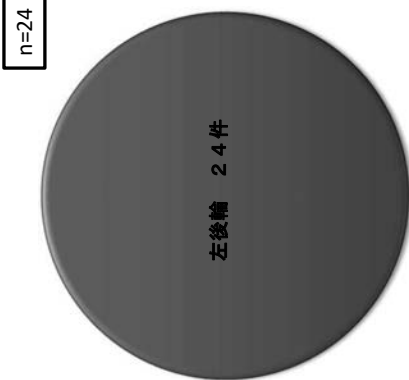
【対策の方向性】

- ネジ部、ハブ面の錆、汚れ等の清掃作業や適切な潤滑剤の塗布を実施
- 劣化、摩耗が進んだホイール・ボルト、ホイール・ナット等は早めに交換
- 日常点検等における、マーキング、ホイール・ナットマーカー等の活用

◆「増し締め有り」11件について

- 大半が大型車ユーザー自ら車輪脱着作業を実施し、増し締めも実施しているが、1ヶ月以内に脱着事故が3件発生している。
- いずれも車齢7年以上経過しており、車齢10年以上経過している車両が9件で約82%を占めている。
- 経年劣化の影響もあり、ネジ部、ハブ面の錆、汚れ等の除去不十分や潤滑剤の塗布不十分等により、適正な締め付け力を得られず脱着に至ったと推測。
- 日常点検において、確認が不十分であり、緩みに気づくことができていないと推測。

車輪脱着箇所



左後輪の脱着割合が高いことの推測

- 左後輪が多く脱着する原因については以下の可能性が考えられる。
- 右折時は、比較的高い速度を保ったまま旋回するため、遠心力により積み荷の荷重が左輪に大きく働く。
- 左折時は、低い速度であるが左後輪がほとんど回転しない状態で旋回するため、回転方向に対して垂直にタイヤがよじれるように力が働く。
- 道路は中心部が高く作られている場合が多いことから、車両が左（路肩側）に傾き、左輪により大きな荷重がかかる。
- 前輪は、ホイール・ナット緩み等の異常が発生した場合、ハンドルの振動等により運転手が気づきやすい。

出典：自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

②大型車を取り扱う指定工場へのヒアリングによる実態調査結果

東北運輸局では、令和7年度「大型車の車輪脱落事故防止キャンペーン」を実施し、大型車を取り扱う指定工場に対し、監査等の機会を通じて増し締め方法等のヒアリングを管内計70事業場を実施した。

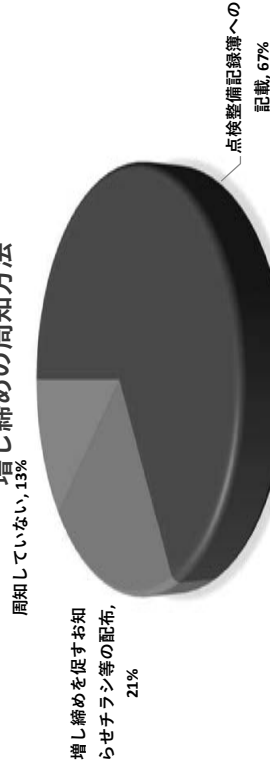
ヒアリング内容

- タイヤ脱着時(定期点検含む)における増し締めの周知方法
 - ・点検整備記録簿への記載 ・増し締めを促すお知らせチラシ等の配布 ・していない
- 初めて入庫する車両(事業者)等への増し締めの必要性等の説明
 - ・説明している ・説明していない
- 増し締め作業の依頼状況
 - ・依頼有り ・依頼無し
- 増し締め入庫の促進
 - ・している(チラシ配布、増し締めに関するアドバイス等) ・していない
- 著しくさびたホイール・ボルト、ホイール・ナット、ディスク・ホイールの状態の車両の入庫状況
 - ・入庫あり(約 割程度) ・入庫無し
- ホイール・ボルト、ナットのネジ部及び各部の清掃や指定潤滑剤の塗布状況
 - ・実施している ・一部実施していない ・実施していない

②大型車を取り扱う指定工場へのヒアリングによる実態調査結果

タイヤ脱着時(定期点検含む)における

増し締めの周知方法

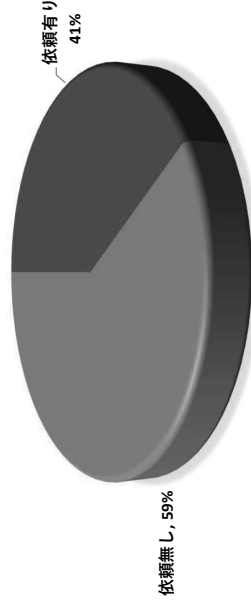


初めて入庫する車両(事業者)等への

増し締めの必要性等の説明



増し締め作業の依頼状況

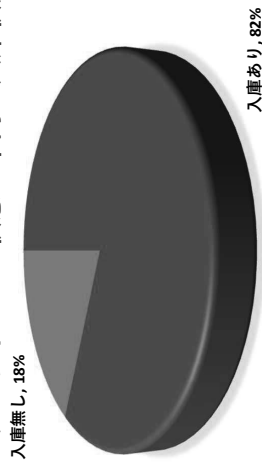


②大型車を取り扱う指定工場へのヒアリングによる実態調査結果

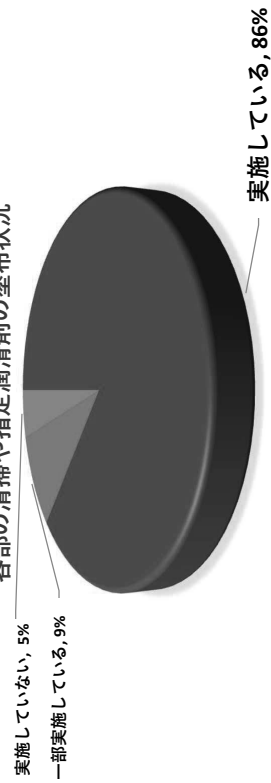
増し締め入庫の促進



著しくさびたホイール・ボルト、ホイール・ナット、ディスク・ホイールの状態の車両の入庫状況



ホイール・ボルト、ナットのネジ部及び各部の清掃や指定潤滑剤の塗布状況



②大型車を取り扱う指定工場へのヒアリングによる実態調査結果

ヒアリング結果 管内計：70事業場

- 増し締め作業の依頼は44%（昨年度：40%）で依頼があった。
- 増し締めの入庫促進をしている事業場は64%（昨年度：81%）
- ホイール・ボルト、ナットのネジ部 及び 各部の清掃や指定潤滑剤の塗布状況は、4%（昨年度：0%）の事業場で「実施していない」又は「一部実施していない」との回答があった。（きちんと塗布するよう指導済）

事業者の皆様へ

- ◆ 点検時及び車輪脱着作業時には、ホイール・ナットの脱落事故防止のため、以下の事項を徹底してください。
 - ハブ、ホイール・ボルトのねじ部及びナット座面の清掃を行うとともに、ホイール・ボルトのねじ部にはエンジンオイルを適切に塗布すること。
 - 錆や摩耗が著しいディスク・ホイール、回転がスムーズでないボルト、ナットは使用せず、必要に応じて交換するよう使用者等へ周知すること。特に、ホイール・ボルト及びナットが新品装着後4年以上経過している車両については重点的に確認すること。
 - 増し締めの必要性について使用者等へ十分説明するとともに、点検整備記録簿への記載やチラシの配布等により周知を図ること。

③大型車の適切なタイヤ脱着・保守管理作業解説動画

車輪脱着事故を起こした車両は、劣化したホイール・ナット等が使用されていたり、タイヤ脱着時にホイール・ナット等の清掃や潤滑剤の塗布等が適切に行われていなかったりする状況が明らかになりました。

このような状況を踏まえ、大型車ユーザー等のタイヤ脱着作業者が、いつでも適切なタイヤ脱着作業手順や保守管理作業手順を確認できるよう、作業手順動画を公開しております。

大型車の車輪の脱落は、大事故につながりかねない大変危険なものです。この機会に是非とも動画をご覧いただき、適切なタイヤ脱着作業、保守管理作業の実施をお願いします。



国土交通省YouTubeチャンネル

https://www.youtube.com/watch?v=Szz2ZF7Gd_4&list=PL2RgY_hjimJRlI2zJVaaYbwEEKAmD5YVi



啓発動画QRコード

③大型車の適切なタイヤ脱着・保守管理作業解説動画

＜国土交通省YouTubeチャンネル動画一覧＞

- ◆ 適切なタイヤ脱着作業手順：10分程度
- ◆ 適切なタイヤ脱着作業手順＋作業主旨の解説：15分程度
- ◆ 適切なタイヤ保守管理作業手順：3分程度
- ◆ 適切なタイヤ保守管理作業手順＋作業主旨の解説：5分程度

＜適切なタイヤ脱着作業手順＞



＜適切なタイヤ保守管理作業手順＞



整備業参考資料

1. 秋田県市町村別保有車両数（令和8年3月31日現在）	79
2. 整備事業者のBCP（事業継続計画）の策定	80
ー 災害発生に備えた事業の継続・早期復旧の取組みについて ー	
3. 自動車整備事業場用「環境家計簿システム」活用をお願い	80
4. 経営自己診断システムのご紹介	80
5. 令和7年度 運輸支局長等による高等学校訪問結果	81
6. 自動車整備士資格制度等の見直しについて	86

「自動車検査証の有効期間の取扱いについて」（参考）

○検査証の有効期間の満了する2月前の日

（例）

検査証の有効期間の満了する日	自動車検査証の有効期間の満了する日の 2月前の日
1月30日及び31日	11月30日
2月15日	12月15日
4月29日及び30日	2月28日（閏年にあっては29日）
8月30日及び31日	6月30日

※注意事項

自動車検査証の有効期間は、満了する日から2月を超えて残っている場合、申請日当日から起算され、有効期間が短縮されますので、検査前に確認して下さい。

1. 秋田県市町村別保有車両数

令和8年3月31日現在 R7.3.31現在

	貨物	乗合	乗用	特種(殊)	小型二輪	軽自動車	合計	合計	R8-R7
秋田市	15,617	490	108,844	5,578	3,838	92,868	227,235	228,063	-828
能代市	2,765	126	15,533	1,326	628	20,812	41,190	41,464	-274
大館市	3,956	148	22,319	2,099	733	26,445	55,700	56,113	-413
横手市	4,000	166	27,137	2,209	1,012	38,667	73,191	73,647	-456
由利本荘市	2,889	159	25,734	1,513	966	30,328	61,589	62,064	-475
男鹿市	1,281	59	7,753	594	275	10,469	20,431	20,736	-305
湯沢市	2,093	108	13,385	1,172	551	18,136	35,445	35,755	-310
大仙市	4,330	150	27,567	2,020	896	33,813	68,776	69,090	-314
鹿角市	1,607	74	8,938	1,012	254	12,834	24,719	24,930	-211
潟上市	1,611	18	10,917	621	509	12,608	26,284	26,212	72
北秋田市	1,495	76	9,973	884	308	11,233	23,969	24,249	-280
仙北市	1,252	89	8,304	677	242	10,395	20,959	21,194	-235
にかほ市	906	51	8,772	267	438	8,913	19,347	19,419	-72
全市計	43,802	1,714	295,176	19,972	10,650	327,521	698,835	702,936	-4,101
小坂町	330	11	1,527	202	70	1,963	4,103	4,147	-44
鹿角郡不明	0	0	1	2	0	0	3	3	0
鹿角郡計	330	11	1,528	204	70	1,963	4,106	4,150	-44
上小阿仁村	68	3	707	60	22	716	1,576	1,605	-29
北秋田郡不明	0	0	0	8	0	0	8	8	0
北秋田郡計	68	3	707	68	22	716	1,584	1,613	-29
三種町	927	22	4,777	285	173	7,515	13,699	13,881	-182
八峰町	292	11	1,965	176	85	3,017	5,546	5,649	-103
藤里町	116	4	808	61	28	1,373	2,390	2,449	-59
山本郡不明	1	0	0	1	0	0	2	2	0
山本郡計	1,336	37	7,550	523	286	11,905	21,637	21,981	-344
井川町	194	5	1,525	98	48	1,940	3,810	3,801	9
八郎潟町	199	9	1,853	100	68	2,340	4,569	4,630	-61
五城目町	252	33	2,671	163	88	3,459	6,666	6,772	-106
大潟村	947	6	1,404	54	68	1,607	4,086	4,007	79
南秋田郡不明	2	0	0	6	0	0	8	8	0
南秋田郡計	1,594	53	7,453	421	272	9,346	19,139	19,218	-79
由利郡不明	0	0	0	5	0	0	5	5	0
由利郡計	0	0	0	5	0	0	5	5	0
美郷町	973	32	6,286	387	262	8,720	16,660	16,809	-149
仙北郡不明	1	0	1	7	0	0	9	9	0
仙北郡計	974	32	6,287	394	262	8,720	16,669	16,818	-149
東成瀬村	153	8	757	88	21	1,193	2,220	2,257	-37
羽後町	532	33	4,290	359	151	6,446	11,811	11,910	-99
雄勝郡不明	2	2	5	4	0	0	13	13	0
雄勝郡計	687	43	5,052	451	172	7,639	14,044	14,180	-136
全郡計	4,989	179	28,577	2,066	1,084	40,289	77,184	77,965	-781
不明	0	0	0	0	0	156	156	177	-21
総合計	48,791	1,893	323,753	22,038	11,734	367,966	776,175	781,078	-4,903

※軽自動車については、軽二輪を除き、一般社団法人全国軽自動車協会連合会調べ

2. 整備事業者のBCP（事業継続計画）の策定

ー 災害発生に備えた事業の継続・早期復旧の取組み ー

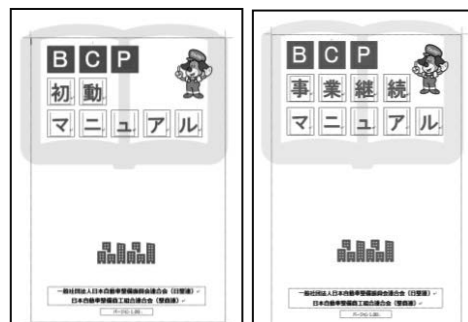
BCP(事業継続計画)とは？

BCP（事業継続計画）とは、自然災害やパンデミックなどにより企業が受ける影響や損害・被害を最小限に留めるための方法や手段を計画するものであり、緊急時における対策だけでなく、予防策として平常時の活動も含まれています。

BCPテンプレートのダウンロード

マニュアルは（一社）日本自動車整備振興会のホームページよりダウンロードできます。また、動画を視聴しながらBCPを作成できる「BCP速成版の手引き」がYouTubeで見れます。

【手順】 日整連ホーム <https://www.jaspa.or.jp/> > 整備事業関連情報 > 「BCP（事業継続計画）」



3. 自動車整備事業場用「環境家計簿システム」活用のお願ひ

【環境家計簿システムの利用手順】

① 日整連HP【<https://www.jaspa.or.jp/>】

トップ画面～下方に「環境家計簿」があります

② 「環境家計簿」クリック⇒「利用者専用ログイン」

▶ **新規登録** ▶ 「業態」～「登録メールアドレス」
迄各項目を入力 ▶ 「確認」▶ 「登録」

* 登録メールアドレスに「仮パスワードを送信しました」

の画面が出ます（画面を閉じて、メール受信を確認）

・ 送信されたパスワード（メールアドレスが「会員ID」）でログインして利用する



4. 経営自己診断システムのご紹介

経営自己診断システムは、独立行政法人中小企業基盤整備機構が運営するWEBサイトで提供されているもので、自社財務データを入力する事で即時に財務上の問題点が把握できます。登録不要、無料でご利用して戴けますので、積極的にご活用ください。

「経営自己診断システム」

①（一社）日本自動車整備振興会連合会ホームページ

<https://www.jaspa.or.jp/> より「整備事業関連情報」をクリック



「整備事業関連情報」ページを下にスクロール⇒「中小企業基盤整備機構 経営自己診断システム」があります

② 「経営自己診断システム」のバナーをクリックし必要事項を入力してご活用ください。

経営自己診断システム(無料)

- 平成26年度より、自動車整備の仕事への高校生等の理解向上を図り、自動車整備の仕事に就職する若者を確保するため、国（運輸支局）が中心となり、自動車整備人材確保・育成推進協議会と連携して高等学校の校長等を訪問等し、自動車整備の仕事の社会的重要性、将来性について説明を実施。
- 令和7年度も、引き続き、全国の運輸支局長等が地方連絡会事務局と共に、4月から全国560校※に対して訪問。
（参考（直近5年）：令和7年度 560校 令和6年度 615校 令和5年度 575校 令和4年度 555校 令和3年度 572校）
※資料を送付して電話で説明するなどを行った件数を含む。
- 訪問等した多くの高等学校で、自動車整備の仕事や整備士不足の状況を理解いただき、パンフレットによる校内での情報共有や、進路指導の際の選択肢として自動車整備の仕事を紹介する等の前向きな反応。
- また、本取組に一定の評価をいただいているものの、自動車整備の認知度が低いこと、自動車に興味がない生徒が増えていること及び自動車整備に對して保護者に良い印象を持ってもらう必要があることから、小・中学生の早い時期から自動車への関心を高めることや魅力を伝えていくことについて要望をいただいた。
- いただいた意見・要望については、情報を共有するとともに、対応を検討し、今後の国と協議会の取組に反映させ、自動車整備士の人材確保を進める。

	主な意見	主な要望
興味・魅力 イメージ	・自動車に興味がある生徒が少ない ・3Kのイメージが根深い ・就職先を決める際に保護者やOB・先輩の声に影響を受けやすい ・自動車整備を身近に感じられない	・自動車に興味を持ってもらうには小・中学生のうちにワクワクする体験が必要 ・業界が実際の整備環境を見せる努力、整備士の魅力を伝える努力が必要（例えば、ディーラーなどのショールームやキッズスペースから実際の整備作業風景を見られるような環境の構築）
求 人	・魅力を感じる待遇がないと選択しない ・初任給が20万円を超えないと求人票を見てももらえない ・求人票は電子化され、生徒は電子媒体で閲覧している	・企業説明会では、生徒よりも保護者に来てもらった方がよい ・福利厚生として、会社で一定程度の住居負担を考慮すべき
インターンシップ	・インターンシップは企業がまとまった形で実施して欲しい ・インターンシップにより、現場の雰囲気等を感じ、実際に勤務できるか気になる	・インターンシップで見学だけでなく、体験できると良い ・インターンシップ等を行っている企業（ディーラー等）があれば教えて欲しい
経済的・ 奨学金	・養成校では奨学金もあるが、入学金等の一定額を支払ってから奨学金を受け取るので、そのタイミングもネックになっている ・専門学校への奨学金制度は充実してきているが、働きながら学ぶ者への支援が足りない	・専門学校の学費や奨学金について、親の関心が高いので、いろいろな事例を教えてください
給料・待遇 環境改善	・賃金アップも大事であるが、福利厚生や土日休みの条件を重視する傾向 ・地元企業へ就職が多い ・職場環境を重視する傾向	・最近の整備業界が環境改善等に取り組んでいることも承知しているが、保護者がそれを知る環境にない ・催し物を開催し、女性でも問題が無い職業であることの証明をして欲しい
資格取得	・働きながら資格取得できるのは良い ・働きながら資格取得できることを知らなかった ・整備士の資格を保有していなければ、自動車整備工場には就職できないものと認識していた	・養成施設の指導員に対する自動車整備士の資格取得を優遇する等の措置を検討いただけないか。
そ の 他	・女性で整備士を目指すというのはかなり稀 ・保護者へのアピールが大事、子供を整備士に進ませたいと思わせないといい	・企業説明会において直接地元企業の方と求職者が対面して説明する機会もあるため、活用してはいいかがか ・教師ではなく（株）さんぼう等が行っている説明会に参加して、直接生徒に話してもらった方が伝わる。

クルマに乗る人も乗らない人も安心して暮らせる理由は



自動車整備士の仕事

国家資格

働きながら
スキル
アップ

全国に
92,000軒の工場
地元で
就職可能

自動車整備人材確保・育成推進協議会

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会／全国自動車大学校・整備専門学校協会／全国自動車短期大学協会／
一般社団法人日本自動車販売協会連合会／一般社団法人全国軽自動車協会連合会／一般社団法人日本自動車工業会／
一般社団法人日本自動車連盟／日本自動車車体整備協同組合連合会／全国自動車電装品整備商工組合連合会／
全国タイヤ商工協同組合連合会／全国オートバイ協同組合連合会／一般社団法人日本中古自動車販売協会連合会／
日本自動車輸入組合／一般社団法人自動車用品小売業協会／公益財団法人日本自動車教育振興財団／一般社団法人日本自動車会議所

MLIT



国土交通省

自動車整備士の 仕事って？



自動車整備士の 技術も アップデート！

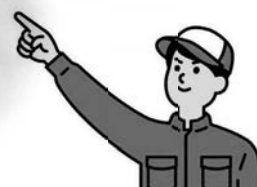
スキャンツール Scan Tool

自動車の装置が正常に作動しているかどうかを判断するスキャンツールで、故障箇所を容易に見つけることができます。

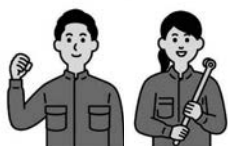


自動車整備士 主な “3つ”の仕事

自動車に故障や異常がないかを確認する「点検」、故障や異常のある箇所の機能回復を行う「整備」、そして、自動車が国の定めた基準に適合していることを確認する「車検」などが自動車整備士の主な仕事です。



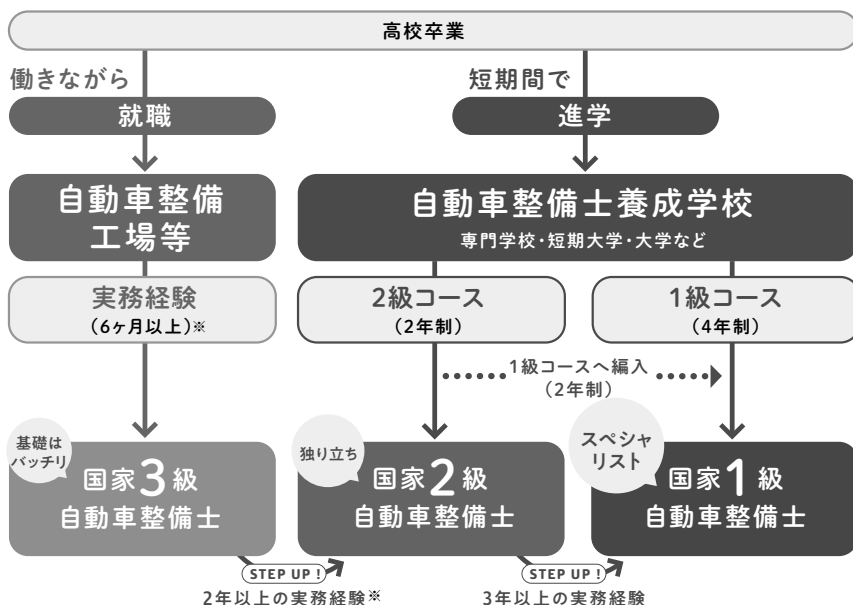
自動車 整備士への ルート



全国の養成学校の
情報はこちら



上級へのステップアップを含めた資格取得には、国が行う自動車整備士技能検定の学科及び実技試験に合格する必要があります。(一部免除規定あり)
※機械・電気・電子に関する学科を修了した場合は、短縮になる可能性があります。短縮要件については、最寄りの地方運輸支局等にお問い合わせください。



自動車整備士の

魅力3選

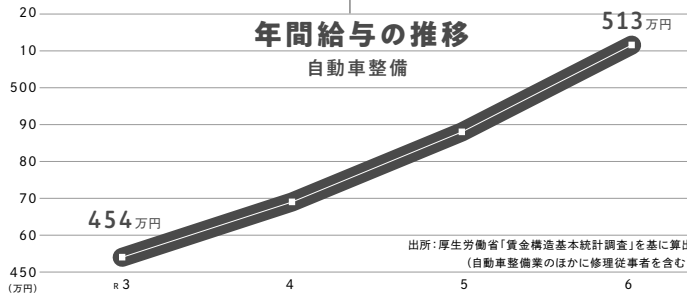


1 仕事がありません！ 需要の安定

自動車がある限り必要な職業です。

2 収入を得やすい仕事！ 給与の上昇

年間給与は増加傾向にあります。



3 地元で就職が可能！ 職場の選択肢

全国に約92,000工場あり、住み慣れた街での就職が可能です。

自動車整備工場は全国に

約**92,000**工場

全国のコンビニ約56,000軒の1.6倍

自動車整備士として
活躍できる場所

整備工場／ディーラー／
自動車メーカーなど

Interview

管理職に聞いてみた



「この人がいるから大丈夫」
そう思ってもらえる存在に。」

サービスセンター 所長
ヨコタヒロム
横田拓さん

自動車整備高等技術
専門学校(2年制)卒業
入社28年目
(国家1級自動車整備士)



整備士としてキャリアを積み重ね、2016年に
管理職に就きました。今は、一人ひとりが成長
でき、安心して働ける職場づくりを目指してい
ます。トラブルや忙しいときこそ冷静さを保ち、
年齢や役職を超えて、意見を交わせる雰囲気
づくりに取り組んでいます。



「現場を経験したからこそ、
伝えられる整備の魅力。」

人事部 採用教育課 担当課長
タカタダイサク
高田大作さん

自動車整備高等技術
専門学校(2年制)卒業
入社24年目
(国家1級自動車整備士)



20年間整備士として培った経験を活かし、現
在は人事部で採用活動に携わっています。
採用は、一人の未来に関わる責任ある仕事で
す。だからこそ、誠意を持って求職者の方の思
いを丁寧に引き出します。現場を知っているか
らこそ伝えられる経験談も交えながら、一人ひ
とりに寄り添ったサポートを続けていきます。

ある1日の スケジュール



女性整備士に聞いてみた



「自分の技術を、
次の世代へつなぐために。」

キムラユキ
木村友紀さん

自動車整備高等技術
専門学校(2年制)卒業
入社8年目
(国家2級自動車整備士)
(自動車検査員)



将来は、店舗では対応が難しい不具合を解決
する専門チームで働くことが目標です。そして、
自分の整備で培った技術を未来の若い整備士
に伝えていきたいと思っています。その夢に向
けて、日々の業務を大切にしながら、着実に技
術と人間力を磨いています。



「車を知ること自分を守ること。
その大切さを伝えたい。」

スズキナミ
鈴木七海さん

理系大学(4年制)卒業
入社6年目
(国家3級自動車整備士)



一度は整備士の夢をあきらめ、ディーラーで事
務の仕事に就きましたが、昨年その夢をあきら
めず挑戦し、現在は整備士として働いています。
女性だからといって、整備の仕事はできないこ
とはありません。私は車が大好きなので、お客
様にも車を好きになっていただけるよう、情熱
を持って日々車とお客様に向き合っています。



奨学金制度

日本学生支援機構が扱う制度

高等教育の修学支援制度



授業料減免

+

給付型奨学金

自動車整備専門学校への進学を目指す生徒で、支援対象条件を満たす全員が、授業料減免と給付型奨学金を受けられる制度です。

Point 1

経済的条件を満たしていれば誰でも受給可能

Point 2

2年目以降も支援の継続が可能

Point 3

約9割の自動車整備専門学校も対象

Point 4

特定の企業へ就職などの条件がない

住民税非課税世帯で

実家暮らし私立自動車整備専門学校通いの場合

ケース
スタディ支援額 …………… 総支給額 約 **121** 万円

内訳

入学金	16万円
授業料 (1年分)	59万円
給付型奨学金 (3.83万×12ヶ月)	約46万円

学校への平均納付金額 …… 約 **130** 万円

東京都専修学校各種学校協会「令和6年度学生生徒納付金調査」より

支援額でほぼカバーできる！

「修学支援
新制度」の
詳細はこちら



もっと

自動車
整備士を
知ろう！

「自動車整備士の
シゴト
バーチャル体験」

スマートフォンや
パソコンから
最先端の整備工場を
360°視野で
見学できるぞ！



バーチャル
整備工場を
体験してみよう



YouTube
「ゆっくり
解説動画」



自動車整備士になるための
学校とコースの選び方

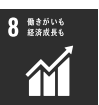


自動車整備士資格を取る
方法とそのメリット



整備士の挑戦と未来！
高度修理技術で描くキャリアパス

YouTube

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS

自動車整備士は
SDGs達成に必要な仕事です
あなたも自動車整備士となり、
よりよいクルマ社会を
目指していきましょう！



6. 自動車整備士資格制度等の見直しについて

～ 令和 9 年 1 月 1 日から自動車整備士資格体系が変わります ～

自動車技術の進化に対応するため、一級自動車整備士(総合)をはじめとした電子制御の内容を含む資格を設定するなど、自動車整備士の資格体系が変わります。

◎ 自動車整備士種類の改正（令和 9 年 1 月施行）

令和 9 年 1 月以降は、一級、二級、三級が【総合】になり、一級、二級は電子制御装置整備の整備主任者等資格の内容を養成課程に含めた資格体系となります。（※は電子制御内容を含む）

	改正前の種類（現在）		改正後の種類（令和 9 年 1 月以降）
一級	一級大型自動車整備士（※）		一級自動車整備士（総合）（※）
	一級小型自動車整備士（※）		一級自動車整備士（二輪）
	一級二輪自動車整備士		二級自動車整備士（総合）（※）
二級	二級ガソリン自動車整備士		二級自動車整備士（二輪）
	二級ジーゼル自動車整備士		三級自動車整備士（総合）
	二級自動車シャシ整備士		三級自動車整備士（二輪）
	二級二輪自動車整備士		自動車タイヤ整備士
三級	三級自動車シャシ整備士		自動車電気・電子制御装置整備士（※）
	三級自動車ガソリン・エンジン整備士		自動車車体・電子制御装置整備士（※）
	三級自動車ジーゼル・エンジン整備士		
	三級二輪自動車整備士		
特殊	自動車タイヤ整備士		
	自動車電気装置整備士		
	自動車車体整備士		

注1：令和9年1月以降、新たに「自動車整備士」を取得する方への適用となります。（既に整備士資格を取得済みの方への変更点はありません。）

注2：令和 8 年度第 2 回自動車整備技能登録試験【学科(筆記)試験日 R 9.3.14】は「新制度（総合）」、「現行制度」両方の試験が実施されます。[一級(総合)は令和10年3月予定]
【受付：令和 8 年12月14日（月）～12月18日（金）】

■受験資格の概要 ※卒業(修了)した学校、科目により実務経験が短縮される場合があります

〔学科(筆記・口述)試験〕

- ・三級：15歳以降の実務経験が6ヵ月以上ある者、又は1種養成施設の三級課程修了者等
- ・二級：三級合格後2年以上の実務経験がある者、又は1種養成施設の二級課程修了者等
- ・一級：二級（二級シャシ除く）合格後3年以上の実務経験がある者、又は二級（二級シャシ除く）合格後1種養成施設の二級課程修了者
- ・電装：15歳以降の実務経験が1年4ヵ月以上ある者等
- ・車体：15歳以降の実務経験が1年4ヵ月以上ある者、又は1種養成施設の車体課程修了者等

〔実技試験〕・同一種類の学科試験に合格した者

■留意点：現行制度の実技免除者は、現行制度の学科試験合格で免除申請が可能となります。

（現行・新制度混在は不可… 例 現行制度実技免除者＋新制度学科合格では申請不可）

[illegible]